

OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針 日本語仮訳

OECD Guidelines for Multinational Enterprises on Responsible Business Conduct

2023年
外務省

著作権：経済協力開発機構（パリ）

行動指針原文（英語版及び仏語版）は、OECD ウェブサイトから入手可能。

OECD (2023), *OECD Guidelines for Multinational Enterprises on Responsible Business Conduct*, OECD Publishing, Paris,

<https://doi.org/10.1787/81f92357-en>.

日本語仮訳作成にあたって

OECD多国籍企業行動指針は、多国籍企業が世界の経済、環境、社会の発展に重要な役割を果たすことを認識し、同行動指針参加国政府が各企業に対し自主的に実施することを期待する、責任ある行動に関する「勧告（Recommendation）」です。同行動指針は、概念と原則、一般方針、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄及びその他の形態の腐敗の防止、消費者利益、科学、技術及びイノベーション、競争、納税の各章で構成される企業への勧告をとりまとめています。加えて、同行動指針は、その実効性を担保する独自のシステムとして2000年に設けられた各国連絡窓口（National Contact Points：NCP）についての手続を規定しています。

OECD多国籍企業行動指針は、1976年に経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development：OECD）により採択されて以降、世界経済の発展や、責任ある企業行動（Responsible Business Conduct：RBC）を取り巻く状況の変化に対応し、数次に亘り改訂されてきましたが、この度、2023年6月のOECD閣僚理事会において6度目となる改定版が採択されました。

今般の改訂では、人権に関する新たな章が加わった2011年の前回改訂と異なり、新たな章の追加はありませんでしたが、2011年以降のRBC分野の進展を反映し、環境章、科学技術章をはじめとして広範な変更が加えられ、また正式名称も「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」と改められました。

仮訳は、責任ある企業行動の各分野に係る省庁の各部局に加え、ジェトロ・アジア経済研究所より貴重な貢献をいただき作成されました。

この日本語仮訳が、企業、労働組合、NGOをはじめとする関係者の皆様がOECD多国籍企業行動指針に関する理解を深め、これを活用される際の一助となることを願っています。

外務省

はじめに

OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針（以下、行動指針）は、持続可能な開発に対する企業の貢献を強化し、企業活動に伴う人々、地球、社会への負の影響に対処するために、各国政府が多国籍企業に対して共同で行う勧告である。行動指針は、各国政府が行動指針の実効性を高めるために設立した「責任ある企業行動のための各国連絡窓口」（NCP）という独自の実施メカニズムによって支えられている。

1976 年に策定されて以来、行動指針は、社会的課題と国際ビジネスの進化する状況に照らし、目的に適合し続けるために継続的に改訂されてきた。2023 年の改訂は、2011 年の最後の見直しから 10 年の経験を反映し、社会と企業が直面する緊急の社会的、環境的、技術的優先事項に対応するものである。主な改訂内容は以下のとおり：

- 気候変動と生物多様性に関する国際的に合意された目標に沿うための企業への勧告
- データの収集と利用を含む、技術の開発、資金調達、販売、ライセンス供与、取引、使用に関するデュー・ディリジェンスへの期待の追記
- 企業が、自社の製品やサービスの使用に関連する影響や取引関係について、どのようにデュー・ディリジェンスを実施することが期待されるかについての勧告
- 事業活動に懸念を表明する人々を含む、リスクのある人々やグループに対する保護の強化
- 責任ある企業行動に関する情報開示に関する勧告の更新
- デュー・ディリジェンスの勧告をあらゆる形態の腐敗に拡大
- ロビー活動が行動指針に合致していることを企業が確保することについての勧告
- 責任ある企業行動のための各国連絡窓口の認知度、実効性、機能的同等性を確保するための手続きの強化

今次改訂は、OECD の責任ある企業行動作業部会と OECD 投資委員会において「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」の 51 の参加国及び欧州連合（EU）によって実施された。改訂は、制度的ステークホルダーとして世界の何百万もの企業、労働者、市民社会のメンバーの意見を代表する、OECD の経済産業諮問委員会（BIAC）及び労働組合諮問委員会（TUAC）、OECD ウォッチの緊密な関与を得て行われた。このプロセスには、世界中の関係するステークホルダーに開かれた 2 回のパブリック・コンサルテーションも含まれる。

OECD の諸機関とその事務局が、行動指針のテーマ別章の改訂に意見を求められ、貢献した。これら機関には、競争委員会、消費者政策委員会、コーポレートガバナンス委員会、開発援助委員会、デジタル経済政策委員会、雇用・労働・社会問題委員会、環境政策委員会、金融市場委員会、財政問題委員会、産業・イノベーション・起業委員会、保険・私的年金委員会、科学技術政策委員会、中小企業・起業委員会、貿易委員会、国際商取引における贈収賄に関する作業部会、上級公的清廉性官吏作業部会を含む。

今次改訂は、OECD 金融・企業問題総局責任ある企業行動センターによる全面的支援の下行われた。

OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針

日本語仮訳版作成にあたって

はじめに

目次

国際投資及び多国籍企業に関する宣言

第 1 部

OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針

序文	1
I. 概念と原則	4
II. 一般方針	6
III. 情報開示	14
IV. 人権	18
V. 雇用及び労使関係	22
VI. 環境	27
VII. 贈賄及びその他の形態の腐敗の防止	34
VIII. 消費者利益	38
IX. 科学、技術及びイノベーション	42
X. 競争	46
XI. 納税	48

第 2 部

OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針の実施手続

責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針についての理事会決定	51
手続	54
実施手続に関する注釈	60

国際投資及び多国籍企業に関する宣言【仮訳】

参加政府¹は

以下を考慮し、

- 国際投資は世界経済にとって非常に重要であり、諸国の開発に著しく寄与していること、
- 多国籍企業は、このような投資の過程で重要な役割を果たしていること、
- 国際協力は外国投資環境を改善でき、多国籍企業が、経済面、社会面及び環境面の発展に対し行い得る積極的な貢献及びその活動がもたらすであろう困難を最小化し解決することを奨励すること、
- 国際協力の利益は、相互に関連する文書の均衡の取れた枠組を通じ、国際投資及び多国籍企業に関連する課題に対処することにより高められること、

以下を宣言する。

多国籍企業行動指針

I. 参加政府は、自国内で及び自国から活動する多国籍企業に対し、序文に規定された考慮及び理解がその不可分の一部であることに留意しつつ、この文書の付属書 1²に規定する、行動指針を遵守するよう共同で勧告する。

内国民待遇

- II. 1. 参加政府は、公の秩序の維持の必要性に従い、重大な安全保障上の利益の保護、国際の平和及び安全に関連するコミットメントの履行、自国で活動し、直接的又は間接的に他の参加政府国民により所有又は支配される企業（以下、「外国支配企業」という。）に、自国の法律、規則及び行政上の慣行の下での処遇について、国際法に従い、国内企業に与えられる類似の状況に比べ、不利でない待遇を提供すべきである（以下、「内国民待遇」という）。
2. 参加政府は、参加政府以外の諸国に関し、「内国民待遇」の適用を考慮する。
3. 参加政府は、その領土細分に「内国民待遇」の適用を確保するため努力する。
4. この宣言は、外国投資への参入又は外国企業の設立条件を参加政府が規制するための権利を扱わない。

¹2023 年 6 月 8 日時点での「OECD 国際投資及び多国籍企業に関する宣言」の参加政府は、全ての OECD 加盟国に加え、アルゼンチン、ブラジル、ブルガリア、クロアチア、エジプト、ヨルダン、カザフスタン、モロッコ、ペルー、ルーマニア、チュニジア、ウクライナ及びウルグアイである。欧州共同体は、その権限の範囲内の内国民待遇に関する部分について提携するよう招請されている。

²責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針の本文は、この出版物の第 1 部に掲載されている。

相反する要求

Ⅲ. 参加政府は、多国籍企業に関する相反する要求の賦課を回避し又は最小化する観点から協力し、この文書の付属書 2³に規定する一般的考慮や実際の方策を考慮する。

国際投資の促進要因及び抑制要因

Ⅳ. 1. 参加政府は、国際直接投資分野での協力を強化する必要を認識する。

2. 参加政府はしたがって、国際直接投資に公的な促進要因及び抑制要因を与える、この分野の特定の法律、規則及び行政慣行（以下、「措置」という。）により影響を受ける参加政府の利益に相当の考慮を払う必要を認識する。

3. 参加政府は、そのような措置に可能な限り透明性を持たせるために努力することにより、その重要性及び目的が確認でき、それらに関する情報が容易に入手できるようにする。

協議手続

Ⅴ. 参加政府は、関連する理事会決定に従い、上記事項について互いに協議する用意がある。

再検討

Ⅵ. 参加政府は、国際投資及び多国籍企業に関連する事項について参加政府間の国際経済協力の実効性を向上させる観点から、上記の事項を定期的に再検討する。

³ 付属書 2 は「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」のフルバージョンで確認ができ、OECD ウェブサイト <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0144> で入手可能。

第1部：責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針

序文

1. OECD「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」（以下「行動指針」）は、多国籍企業に対して各国の政府が行う勧告である。行動指針参加国の共通の目標は、経済・環境・社会の発展に企業が果たし得るプラスの貢献を奨励するとともに、行動指針が対象とする事項に対し各企業の事業活動、製品及びサービスが与えかねない負の影響を最小化することである。責任ある企業行動は、世界各国の市場における公平な競争条件の創出を可能にし、活力に満ち十分に機能する産業界を育み、また、気候変動に対処し対応するソリューション等、持続可能な開発に成果をもたらす上での企業の貢献を強化する。
2. 行動指針は、OECD「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」[\[OECD/LEGAL/0144\]](#)の一部である。本行動指針参加国は、OECD「責任ある企業行動に関するOECD多国籍企業行動指針」についての理事会決定[\[OECD/LEGAL/0307\]](#)に従い、行動指針の実効性向上について拘束力あるコミットメントを行う。この点において、責任ある企業行動のための各国連絡窓口は中心的な役割を果たす。
3. 行動指針は、責任ある貿易及び投資を促進し、これにより、世界のあらゆる市場での継続的なエンゲージメントと改善を通じ、貿易及び投資からの恩恵を増大させることを目指している。国際的な貿易及び投資は、世界各国及び地域間の関係を強化すると共に深化させ、それぞれの社会が持続可能な開発成果の達成のために必要とする大きな恩恵を生んでいる。これには、より多くより良質の雇用の創出や能力開発、生活水準を向上させる製品及びサービスの提供、デジタルトランジション（デジタルへの移行）及びグリーントランジション（環境に配慮し持続可能性のある社会への移行）に必要な資金及び技術へのアクセスなどが含まれる。
4. 行動指針は、自国内で又は自国から事業活動を行う企業による責任ある企業行動に対する参加国共通の期待を示し、企業及びその他のステークホルダー（利害関係者）にとっての信頼できる参照基準の役目を果たす。行動指針は、それぞれの企業がリスクベースのデュー・ディリジェンスを実施し、行動指針が対象とする事項への実際の及び潜在的な負の影響を特定・防止・軽減すると共に、如何に対応するかについての説明責任を果たすよう勧告している。この点において、行動指針は、責任ある企業行動を定義し実践するための官民の取組を補完すると共に強化するものである。
5. 行動指針は、適用法及び国際的に認められた基準と合致する責任ある企業行動についての自主的な原則と基準を定めたものである。行動指針が対象とする事項は、国内法及び国際的なコミットメントの対象である場合もある。行動指針に記された責任ある企業行動についての勧告は、企業が法的に求められる以上の水準のものである場合がある。企業が行動指針を遵守すべきであるとの各国政府の勧告は、法律上の責任及び執行とは異なるものである。

6. 持続可能な開発を促進する上での多国籍企業的能力は、法の支配が確立し、市民が自由に活動できる領域が守られた、広く開かれ、競争のある、適切な規制下にある市場において貿易及び投資を行う場合に大きく強化される。各国政府には、行動指針の効果的な実施を支援するという重要な役割があり、これには、責任ある企業活動の推進、支援、促進を可能ならしめる政策的環境の創出が含まれる。国内及び国際的な政策の一貫性は、責任ある企業行動のための様々な取組の整合性と調和につながり得る。この点において、政府の各種取組や施策を賢く組み合わせること、例えば義務的な又は自主的な取組やキャパシティ・ビルディング、その他の付随的施策などの組み合わせが関係する。責任ある企業行動に関する具体的な政策、法律及びその他の措置の設計は、個々の国の政治的・行政的・法的事情を踏まえたものとなる。
7. 国際ビジネスにとっての政治的、経済的、環境的、社会的、物理的、技術的環境は、広範囲にわたり急速な変化を遂げている。本行動指針自体、これらの変化を反映すべく改訂を重ねてきた。過去数十年にわたり、国際的な貿易及び資金調達は世界経済における比重を大きく高めてきた。国際的な貿易及び投資においては、依然として大企業が大きな比重を占めているものの、中小企業による国境を越えた貿易及び投資もまた増加しており、現在では、国際市場において、これらの企業は重要な役割を担っている。多国籍企業は、国内相手先企業同様、より幅広い事業体制や組織形態を擁するまでに進化した。技術の発展、そしてサプライヤーや請負業者との戦略的提携やより緊密な関係により、企業としての垣根が曖昧になる傾向にある。新興国及び開発途上国における国境を越えた貿易や投資の割合は高まりつつあり、多国籍企業の構造の急速な進化は、このような国々での事業にも反映されている。新興国及び開発途上国において、多国籍企業は、第一次産業や採掘業のみならず、製造、組立、国内市場開発、サービスなど多様な産業に参入してきた。
8. 経済の変化の性質、範囲及びスピードは、企業とそのステークホルダーに新たな戦略的課題をもたらした。今日の競争環境は激しく、多国籍企業は、様々な法的環境、社会環境及び規制環境に直面している。多くの多国籍企業は、企業行動について高い水準を尊重することが、成長と利益をもたらすことを示してきた。企業は、持続可能な開発を追求し、経済面、環境面、社会面それぞれの目標の間の整合性確保に資するビジネスモデルを展開するようになりつつある。企業はまた、責任ある企業行動の構成要素に関する社会的対話を推進し、責任ある企業行動のための指針を策定するため、マルチ・ステークホルダー・イニシアティブの形態を含め、ステークホルダーとの協働を進めてきた。
9. 1976年の行動指針策定と、数度にわたるその後の改訂は、責任ある企業行動に関する原則及び基準に従うことを企業に求める声の高まりを反映している。このような進展の端緒は、20世紀初頭の国際労働機関の取組に遡ることができる。国連による1948年の世界人権宣言の採択は、もう一つの記念すべき出来事だった。その後、多くの責任ある企業行動関連分野についての基準が継続的に策定されている。OECDは、環境、腐敗防止、消費者利益、コーポレートガバナンス、科学、技術及びイノベーション、納税等の分野における基準策定を通じ、このプロセスに重要な形で寄与してきた。
10. 行動指針は、責任ある企業行動に関する最も重要な国際文書であり続ける。行

動指針参加国は、同じ目的に向けそれぞれのやり方で取組を行う多数の企業、労働組合及びその他の非政府組織とのパートナーシップの下で、相互に、そして他の政府と協力し、行動指針の実施を推し進めることにコミットする。

第1章 概念と原則

1. 行動指針は、多国籍企業に対して各国政府が共同で行う勧告である。行動指針は、適用法及び国際的に認められた基準に合致するグッドプラクティスの原則及び基準を規定している。企業による行動指針の遵守は自主的なものであり、法的に強制し得るものではない。しかしながら、行動指針の対象事項の幾つかは、国内法又は国際的なコミットメントによっても規制される場合がある。
2. 国内法の遵守は、企業の第一の義務である。行動指針は、国内法規制を代替するものではなく、またこれらに優先すると見なされるべきものでもない。行動指針又は関連する国際的なコミットメントに合致する原則や基準を政府が支持しない場合であっても、それにより、企業の行動指針遵守に対する期待が減ぜられるものではない。多くの場合、行動指針は法律を超える規定を定めているが、それにより企業が矛盾する要求に直面する状況に置かれるべきではなく、また、それを意図しているものでもない。しかし、国内法規制が行動指針の原則及び基準と相反する国においては、国内法の違反とならない最大限の範囲で、企業は行動指針の原則及び基準を尊重する方策を追求すべきである。
3. 多国籍企業の事業活動は全世界に及ぶため、この分野における国際協力は全ての国に及ぶべきものである。行動指針参加国は、自国領土内、又は自国領土を離れて事業活動を行う企業に対し、それぞれの受入国特有の状況を考慮しつつ、事業活動を行う全ての国において行動指針を遵守するよう奨励する。
4. 多国籍企業の厳密な定義は、行動指針においては必要とされない。行動指針の目的に鑑み、何れの企業を多国籍企業と見なし得るかの特定にあたっては、行動指針は幅広い手法を許容するが、企業の構造若しくは活動の国際性、及びその商業的な形態、目的又は活動が、この点において検討すべき主要要素である。こうした多国籍企業は経済の全ての分野で事業活動を行っている。多国籍企業は、通常、複数の国に設立された会社又はその他の事業体から成り、様々な形で事業活動を連携できるよう結び付いている。或る企業集団において、一つ又は複数の事業体が他の事業体の活動に対し大きな影響力を行使し得る場合があるが、企業集団内の事業体の自律性の程度は、多国籍企業毎に大きく異なり得る。所有形態は、民有、国有、又はその混合が考えられる。行動指針は、多国籍企業内の全ての事業体（親会社及び／又は現地事業体）を対象とする。これら事業体間それぞれが有する実際の責任に応じ、様々な事業体は相互に協力するとともに支援し合い、行動指針の遵守を促進することが期待されている。
5. 行動指針は、多国籍企業と国内企業との間でその取扱いに差異を設けることを意図しておらず、全ての企業にとってのグッドプラクティスを反映したものである。従って、多国籍企業及び国内企業は、行動指針が両者に関係する場合は、自社の行動について同一の期待の対象となる。
6. 各国政府は、可能な限り多くの企業が行動指針を遵守するよう奨励したいと考えている。中小企業は大企業と同じキャパシティを有し得ないことは認識されているものの、行動指針参加国は、可能な限り行動指針の勧告を遵守するよう中小企業に奨励する。
7. 行動指針参加国は、保護主義的な目的のため、或いは多国籍企業が投資を行う国の比較優位に疑問を生じさせるような形で、行動指針を利用すべきではない。
8. 各国政府は、国際法に従い、自国の法域において多国籍企業が事業活動を行う

にあたっての各国それぞれの条件を定める権利を有する。様々な国に所在する多国籍企業の事業体は、これらの国における適用法の下にある。多国籍企業が、行動指針参加国又は第三国から相反する要求の対象となる場合、関係するそれぞれの政府は、生じ得る問題の解決に向け誠実に協力することが奨励される。

9. 行動指針参加国は、企業を公平に、かつ、国際法及び自国の契約上の義務に従って取り扱う責任を果たすとの了解の下に、行動指針を規定する。
10. 企業と受入国政府との間で生じる法的問題の解決を容易にするための手段として、仲裁を含む適切な国際紛争処理制度の利用が奨励される。
11. 行動指針参加国は、行動指針を実施し、その利用を奨励する。行動指針参加国は、責任ある企業行動のための各国連絡窓口（NCP）を設立し、行動指針の普及を促進し、行動指針に関連する全ての事項を議論するための場を提供する。また、行動指針参加国は、行動指針の解釈と実施に関連する懸念に対処し、変化し続ける世界において行動指針が意義あるものであり続けられるようにするため、適切な見直し及び協議に参加する。

第2章 一般方針

企業は、自社が事業活動を行う国における既定の政策を十分に考慮するとともに、その他のステークホルダーの見解を考慮すべきである。この点に関し、

A. 企業は以下のように行動すべきである。

1. 持続可能な開発の達成を目的として、経済・環境・社会の発展に貢献する。
2. 企業の活動により影響を受ける人々の国際的に認められた人権を尊重する。
3. ビジネス上の利害関係者を含む地域社会との緊密な協力、また、健全な商慣行に対するニーズと合致する形での国内外市場における当該企業の事業発展を通じ、現地でのキャパシティ・ビルディングを促す。
4. 特に雇用機会の創出と従業員のための訓練機会の提供により、人的資本の形成を促す。
5. ロビー活動における透明性と清廉性を確保し、人権、環境、健康、安全、労働、納税、経済的インセンティブ又はその他の事項に関し、法令又は規制の枠組において意図されていない免除の要求又は受諾を慎む。
6. 企業集団全体において、優れたコーポレートガバナンス原則を支持すると共に守り、優れたコーポレートガバナンスの実践を発展させると共に採り入れる。
7. 企業と当該企業が事業活動を行う社会との間に、信用及び相互信頼の関係を育てる、効果的な自主規制の実践や経営管理システムを構築・適用する。
8. 多国籍企業が雇用する労働者による、企業方針の認知と遵守を促進するために、訓練プログラムなどを通して、これら各種企業方針を適切に周知する。
9. 法令、行動指針又は当該企業の方針に反する慣行について、経営陣又は必要に応じ監督当局に信義誠実に基づく通報を行った労働者、労働組合代表者又はその他の労働者代表に対し、差別的又は懲罰的な行動をとる、或いは報復に関与することを慎む。
10. 企業の事業活動、製品又はサービスに関連する、実際の又は潜在的な負の影響について調査を求める若しくは調査を行う、又は懸念を表明するなどした個人又は集団に対し、報復を行うことを慎むとともに、報復が行われないようにするための措置を講じる。当該企業とビジネス上の関係にある事業体による報復も対象となる。また、これには、個人や集団が安心して懸念を表明できる環境の醸成、及び、関連する場合には実際に報復がなされた場合の、その負の影響に対する救済支援が含まれる。
11. リスクベースのデュー・ディリジェンスを、例えば自社のリスクマネジメントシステムに取り入れることで、第12項及び第13項で規定されているように、実際の及び潜在的な負の影響を特定、防止、軽減し、これらの負の影響に如何に対処するかについて明らかにする。デュー・ディリジェンスの性質と範囲は、個別の状況下の事情に依る。
12. 行動指針が対象とする事項に関し、自社の活動を通じて負の影響を引き起こす又はこれを助長することを回避し、負の影響が生じた場合は、救済を提供する、又は救済に協力するなどを通じ、これに対処する。
13. 企業が負の影響を助長していない場合であっても、ビジネス上の関係によって、

そうした負の影響が自社の事業活動、製品又はサービスに直接結びついている場合は、負の影響の防止又は軽減に努める。これは、負の影響を引き起こした事業体から、ビジネス上の関係関係にある企業に責任を転嫁することを意図するものではない。

14. 行動指針が対象とする事項に関連した負の影響への対処に加え、それが実現可能な場合は、企業とビジネス上の関係にある事業体に対し、行動指針と整合した責任ある企業行動の原則を採用するよう働きかける。
15. デュー・ディリジェンス実施の一環として、また行動指針が対象とする事項に関して、関連するステークホルダーに重大な影響を及ぼし得る活動について、当該ステークホルダーの見解が考慮される機会を提供するため、当該ステークホルダー又はその正当な代表と意味のあるエンゲージメントを行う。
16. 政治活動へのいかなる不適切な関与も差し控える。

B. 企業には、以下の行動が奨励される。

1. 適切な場合、責任ある企業行動についての個別の又はマルチ・ステークホルダーの取組及び社会的対話に参加又は支援を行い、同時に、これらの取組が、開発途上国への社会的・経済的影響、及び国際的に認められた既存の基準を十分に考慮したものとなることを確保する。

第2章に関する注釈：一般方針

1. 行動指針の一般方針章は、企業に対する具体的な勧告を含む最初の章である。以降の章における具体的な勧告について、方向付けを行うとともに共通の基本原則を確立する上で、本章が重要となる。
2. 政策及び法律の策定及び実施について、企業には政府と協力することが奨励される。地域社会並びに企業の事業活動により実際の又は潜在的な負の影響を被る人々、ビジネス上の利害関係者を含む、社会における他のステークホルダーの意見を考慮することは、本プロセスの強化につながり得る。また、政府は企業との関係において透明性を維持するべきであり、これら同一の問題について、産業界と協議すべきことが認められている。企業、社会的パートナー並びに市民社会組織及び労働組合などのその他のステークホルダーは、自らに影響を与える政策に対する自主的な及び規制上の取組（行動指針はその一要素）の策定及び利用において、政府のパートナーと見なされるべきである。
3. 多国籍企業の活動と持続的な開発との間に一切の矛盾はあるべきでなく、この点において、行動指針は両者を補完的なものとするを意図するものである。事実、経済、社会、環境における発展の結びつきは、持続的な開発目標を推進するための主要な手段である。¹
4. 第4章は、本章A第2項の人権に関する全般的な勧告を詳しく説明している。
5. 行動指針はまた、地域社会での活動の結果として、現地のキャパシティ・ビルディングに対して多国籍企業が果たし得る貢献が存在すると認め、これを奨励している。同様に、人的資本の形成に関する勧告は、多国籍企業がその従業員に提供できる個々人の能力開発への貢献についての明示的かつ前向きな認識を

¹ 持続可能な開発の定義として最も広く受け入れられているものの一つは、1987年の環境と開発に関する世界会議（ブルントラント委員会）による「将来の世代の必要性を満たしつつ、現在の世代の必要性も満足させるような開発」という定義である。この点で、世界的な貧困を根絶し、地球環境を保全し、全ての人が平和と繁栄を享受できるよう図るというグローバル目標は、重要な基準点となる。

示しており、これには、雇用慣行のみならず、訓練及びその他の従業員育成も包含される。人的資本の形成には、雇用、昇進、生涯学習及びその他の職場実地訓練（OJT）における差別禁止の概念も組み込まれている。

6. 企業は、公的議論に自由に参加する。公共セクターに対するアドボカシー活動に関与する場合、企業は、「ロビー活動の透明性及び清廉性に関する原則についての勧告[[OECD/LEGAL/0379](#)]」を十分に考慮し、自社のロビー活動が、行動指針が対象とする事項に関する自らのコミットメント及び目標と整合するよう図るべきである。各国政府は、公務員へのロビー活動に関連するリスクに対応した公的清廉性に関する枠組の確立に責任を負う。行動指針は、全体として、人権、環境、健康、安全、労働、納税及び経済的インセンティブ等に関連する法令又は規制の枠組において意図されていない免除を得ようと努めることを回避するよう企業に勧告する。ただし、この勧告は法令又は規制の枠組への変更を求める企業の権利を侵害するものではない。「受諾」という語はまた、国家が有するかかる免除を提供できる機能について注意喚起するものである。この種の規定は、従来、各国政府に対するものであったが、多国籍企業にも直接関係する。ただし、重要なことだが、法令又はその他の政策の適用免除が、正当な公共政策上の理由から、当該法令と整合し得る事例も存在する。環境及び競争政策に関する章に、例が示されている。
7. 行動指針は、「G20/OECDコーポレートガバナンス原則[[OECD/LEGAL/0413](#)]」から導かれる優れたコーポレートガバナンスの慣行を企業が採り入れるよう勧告する。同原則は、株主の公平な扱いを含む、株主の権利行使の保護及び促進を求めるものである。企業は、法律又は相互の合意によって確立されたステークホルダーの権利を尊重し、豊かさ、雇用及び持続可能かつ強靱な企業の創出に向けて、ステークホルダーとの積極的な協力を促すべきである。
8. コーポレートガバナンス原則は、親会社の取締役会に対し、ステークホルダーの利益を考慮しつつ、企業の戦略的指針や経営陣の実効的監視を確保するとともに、企業及び株主に対する説明責任を負うよう求めている。これらの責任を果たすにあたり、取締役会は、独立監査、適切な統制システム、特にリスク管理を含む企業の会計及び財務報告システムの完全性、並びに財務及び事業の統制、法律及び関連する基準の遵守を確保する必要がある。
9. コーポレートガバナンス原則は、企業集団内の上場企業に及ぶ。ただし、子会社企業の取締役会は、当該企業が法人として設立された法域の法令の下での義務を負う場合がある。コンプライアンス及び統制システムは、可能な限り、これらの子会社にも及ぶべきである。さらに、取締役会によるガバナンスの監視には、グループ全体にわたる経営説明責任における明確な指揮命令系統確保のための継続的な社内体制見直しも含まれる。
10. 国有の多国籍企業は、民間企業と同一の勧告の対象となるが、国が最終所有者の場合、国民の監視の目はしばしば厳しくなる。OECD「国有企業のコーポレートガバナンスに関するガイドライン」は、有用であるとともに、特に国有企業に対象を絞って作られた指針であり、このガイドラインが示す勧告は、ガバナンスを大きく改善し得るものである。
11. 法的及び制度的な規制枠組を向上させる一義的な責任は各国政府にあるが、企業による優れたコーポレートガバナンスの実施が何故必要かについては、強力な経済的根拠がある。

12. 企業行動の諸側面及び事業活動と社会との関係に対処する、政府によらない自主規制的方法及び取組の連携は次第に増えつつある。この点において、金融業界において興味深い進展がある。企業は、自らの活動が、社会及び環境にしばしば影響を及ぼすことを認識している。目標達成に向けた取組に敏感な企業による自主規制の実践及び管理システムの策定や関連するマルチ・ステークホルダーの取組への参加、ひいては持続的な開発への貢献は、この証左である。自主規制の実践及びマルチ・ステークホルダーの取組は、信頼に足る、透明性の高いものであるべきである。かかる取組が、責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンスを主眼としたものである場合、行動指針をはじめとした関連国際基準との整合性を図ることで、かかる取組に参画する企業は、複雑性と費用を抑えつつ、実効性を高めることができる。さらに、このような慣行を発展させることで、企業と当該企業が事業活動を行う社会との間の建設的な関係をさらに高めていくことができる。企業は、業界レベル又はマルチ・ステークホルダーレベルで協力することができるが、自社のデュー・ディリジェンスの効果的な実施に対しては、引き続き個別の責任を負う。
13. 実効性ある自主規制の実践からの当然の流れとして、企業には、企業方針についての従業員の認知向上を図ることが期待されている。信義誠実に基づいた「内部通報」行為を守るための予防措置も奨励される。同措置には、時宜を得た救済措置が存在せず、又は雇用上の不利な取扱を受ける合理的リスクに直面する中で、法に反する行為を監督官庁に通報する従業員の保護を含む。時宜を得た救済措置が存在しない、或いは雇用上の不利な取扱に関する合理的リスクに直面した従業員が、法に反する行為を監督官庁に通報した際の保護を含め、信義誠実に基づいた「内部通報」行為を守るための予防措置も奨励される。かかる保護は、内部統制、第7章で扱う腐敗防止関連の倫理及びコンプライアンスプログラム、及び環境の取組に特に関係の深いものだが、行動指針の他の勧告にもまた関連する。
14. 企業は、自社の事業活動及びビジネス上の関係のある事業体の活動に関連した負の影響についての懸念を安心して表明できる場を創出するため、各種措置を講じるべきである。報復の実行を差し控えると共にこれを防止するための措置を講じることは、市民が自由に活動できる場を保護し、かかる懸念について調査を求め若しくは調査を行い、表明し、又は通報を行う集団又は個人に危害を加える行為を防止する上で重要である。報復には、脅迫、名誉棄損、中傷、ハラスメント、威嚇、監視、社会参加を妨げる戦略的訴訟、正当な活動を違法なものとしようとする試み、身体への攻撃及び殺害等、批判者を検閲し、脅迫し、傷つけ、黙らせようとする報復的な又は差別的な行動を含む。
15. 行動指針においてデュー・ディリジェンスとは、企業が、実際の及び潜在的な自社の負の影響を特定、防止、軽減するとともにどのように対処したかについて説明するプロセスであり、事業上の意思決定及びリスクマネジメントシステムに欠くことのできない要素であると理解される。「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」及びOECD産業分野別デュー・ディリジェンス・ガイダンスは、行動指針のデュー・ディリジェンスに関する勧告を、企業が理解し、実行する上で役立つ。これらのガイダンスはまた、責任ある企業行動のためのリスクベースのデュー・ディリジェンスについての各国政府及びステークホルダーの共通理解の促進を目指している。その目的のため、「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」はデュー・ディリジェンスの枠組を規定しており、各国政府はこれ

に対し、積極的な支援とモニタリングをコミットしてきた。同ガイダンスは、以下の措置を概説している。1.方針及び管理システムに責任ある企業行動を組み込む、2.企業の事業活動、製品又はサービスに関連した実際の及び潜在的な負の影響を特定・評価する、3.負の影響を停止し、防止し、軽減する、4.実施と結果の履歴を追跡する、5.影響にどのように対処したかを開示する、6.必要に応じ、救済を提供する又はこれに協力する。同ガイダンスはまた、これらの措置を実行するための具体的活動についての提言も行っている。デュー・ディリジェンス・ガイダンスで言及された全ての具体的活動取組が、あらゆる状況下で適切なわけではない。

16. デュー・ディリジェンスが単に企業自体にとっての重要リスクの特定及び管理に留まらないことを考えれば、行動指針が対象とする事項に関連した負の影響のリスクを含めるため、より広範な企業リスクマネジメントシステムにデュー・ディリジェンスを包含することもできる。潜在的影響は防止及び軽減を通じ、実際の影響は救済を通じ、対処される。行動指針が扱うのは、本章A第12項及びA第13項に規定されるように、企業が引き起こした又は助長した、若しくはビジネス上の関係によって自社の事業活動、製品又はサービスと直接結びついた負の影響である。デュー・ディリジェンスは、かかる負の影響のリスクを企業が回避するのに役立つ。本勧告において、負の影響を「助長する」とは、実質的な助長と解釈されるべきである。すなわち、他の事業体が負の影響を引き起こす原因となったり、それを促進又は誘発したりする行為であり、より重要でない又は些末な助長は含まれない。企業と負の影響との関係は不変ではない。例えば、状況の進展に応じてこの関係は変化し得るものであり、また、デュー・ディリジェンス及び特定されたリスク及び影響への対応策が、生じつつある影響のリスクを減ずる程度によって変化し得る。
17. 「ビジネス上の関係」との語には、取引先、下請業者、フランチャイズ加盟社、投資先企業、顧客及び合併事業のパートナー、更には企業自身の事業活動、製品又はサービスに寄与する製品又はサービスを供給する、或いは企業から製品又はサービスを受領、ライセンス、購入、使用するサプライチェーン上の事業体並びに企業の事業活動、製品又はサービスに直接結びついた関係する民間又は国有のその他のあらゆる企業との関係を含む。自然人であり、事業活動、商業活動又は政府の活動とは関連のない目的で行動する個人消費者との関係については、かかる個人により引き起こされた負の影響を企業が助長する可能性はあるものの、行動指針においては、一般的に「ビジネス上の関係」とは見なされない。ビジネス上の関係には、契約関係、「第一層」関係又は直接関係に留まらない関係が含まれる。企業がビジネス上の関係を有する事業体は、参加国内において又は参加国から事業活動を行う場合もそうでない場合もある。企業が、本章A第11項に規定されたように、実際の又は潜在的な負の影響を特定、防止及び軽減する能力は、様々なタイプのビジネス上の関係により、また、注釈第24項に記されたものを含め、その他の要因により異なる可能性がある。
18. 本章A第11項の勧告は、行動指針が対象とする事項のうち、企業の事業活動、製品及びサービスと関連した負の影響に関係するものに適用される。A第11項の勧告は、競争及び納税の章には適用されない。行動指針全体を通じ、デュー・ディリジェンスに関係する勧告は、A第11～第13項及び関連する注釈に従って理解されるべきものである。
19. 具体的にどのような手順を踏むか等、特定の状況に相応しいデュー・ディ

リジェンスの性質及び範囲は、企業の事業活動や行動指針の特定の勧告等の要素により影響を受けるとともに、企業の規模、負の影響に対する企業の関与度及び負の影響の深刻度に応じたものとすべきである。この観点から、デュー・ディリジェンス実施のために企業が講じる措置は、リスクに基づき、負の影響の深刻度及び発生可能性に見合い、その状況に対して適切かつ釣り合ったものであるべきである。特定した影響に同時に対応することが不可能な場合、企業は、負の影響の深刻度と発生可能性に基づき、対策を講じる順序についての優先順位付けを行うべきである。

20. 自社がビジネス上の関係を有する全ての個々の事業体を評価する又はこれらとのエンゲージメントを行うことは、大半の企業にとって実現不可能である可能性があることを行動指針は認めている。企業が多数のサプライヤー及びその他のビジネス上の関係先を有している場合、企業は、負の影響が最も重大な領域を大枠で特定し、このリスク評価に基づき、注釈第19項に規定された方法に従って、これらの領域についてデュー・ディリジェンスのための優先順位付けを行うことが奨励される。企業の製品又はサービスに関連したリスクベースのデュー・ディリジェンスでは、意図された目的通りの製品又はサービスの使用、或いは負の影響を生じさせかねない合理的に予見可能な不適切使用又は誤用という条件下での使用に関連した、既知の又は合理的に予見可能な状況を考慮すべきである。個別の問題に関連するデュー・ディリジェンスに対する具体的な勧告は、関連する章で規定する。
21. 企業が負の影響を引き起こしている場合又は引き起こす可能性がある場合、当該企業は、その影響を停止又は防止するために必要な措置を講じるべきである。
22. 企業が負の影響を助長している場合又は助長する可能性がある場合、当該企業は、最大限可能な範囲で、その助長を停止又は防止するために必要な措置を講じ、残る負の影響を緩和するために自社の影響力を行使すべきである。影響力は、損害を引き起こしている事業体の不適切な慣行を変える能力を企業が有している場合に存在すると見なされる。
23. 行動指針は、負の影響を引き起こしている事業体の責任を、当該事業体がビジネス上の関係を有する企業に責任転嫁すべきでないことを認識する。これについて、ビジネス上の関係を通じ負の影響に直接結びついているものの、負の影響を引き起こしたり又は助長したりはしていない企業は、救済の提供に一定の役割を果たし得るものの、救済を提供する責任を負うことはない。寧ろ、当該企業は、単独で又は他の事業体と協力し、負の影響を引き起こしている事業体に対し、かかる負の影響を防止し、軽減し又は救済するため、影響力を行使する責任を有している。企業が十分な影響力を持たない場合、当該企業は、自社の影響力を高める手段を検討すべきである。企業には、ビジネス上の関係を有する事業体に影響を与えるための影響力の行使又は強化のための方法が数多くある。例えば、支援、訓練及びキャパシティ・ビルディングを通して、また、これらの事業体に負の影響を防止及び／又は軽減させるためのエンゲージメントを通じて、或いは、責任ある企業行動及びデュー・ディリジェンスに関する期待について、マネジメント契約、サプライヤー候補に対する事前の資格要件提示、議決権信託、ライセンス又はフランチャイズ契約といった事業関連の契約に具体的に組み込むこと、責任ある企業行動に関する実績とビジネスインセンティブとの関連付け、責任ある企業行動についての規制当局者又は政策

立案者とのエンゲージメント、責任ある企業行動についての期待が満たされない場合に責任ある関係解消の可能性があることの通知、他企業との協力（業界、リスク、国レベルで）による影響力の集約、及び責任ある企業行動に関する共通の基準の実施等が挙げられる。特定されたリスクに対する適切な対応を決定するにあたり重要なその他の要素には、負の影響の深刻度及び発生可能性並びに企業にとっての当該サプライヤーの重要性等がある。

24. 行動指針は、ビジネス上の関係にある事業体の行動を変えるために企業が有する又は構築可能な影響力の程度には、現実的な限界があることを認める。かかる限界には、製品及び／又はサービスの特性、サプライヤー及びその他の取引相手の数、サプライチェーンの構造及び複雑性、或いはビジネス上の関係又は問題となる負の影響の特性が関係する。例えば、一部の状況下では、一度サービスが提供されるか或いは製品が販売又は再販された場合、企業が自社の影響をモニタリングする、或いは影響力を行使又は構築する能力が減少する場合がある。かかる状況下においては、販売前及び販売時点で実際の及び潜在的な負の影響を特定し、防止又は軽減のために行動すべく努めることが重要となる。
25. ビジネス上の関係における適切な対応には、リスク軽減に向けた取組の間の取引関係維持、リスク軽減に向けた取組継続中の一時的な関係停止、或いは最終手段として、軽減の試みが失敗した場合又はリスク軽減が実現不可能と企業が判断した場合、若しくは負の影響の深刻さを理由に、取引関係を解消することなどを含み得る。企業にとって、取引関係を継続し、時間をかけて実際に改善を図ることができる又はその見込が現実的にある場合、取引関係継続という方策は、多くの場合、取引関係解消より望ましいものとなる。企業はまた、取引関係解消の決定に関連する潜在的な社会的、環境的及び経済的な負の影響も考慮すべきである。取引関係解消を決定した場合、企業は責任ある形で取引関係を解消すべきである。これには、適時に関係するステークホルダーとの間で意味のある協議を行い、また可能な限り、取引関係解消に伴う負の影響を防止又は緩和するための合理的かつ適切な対策を講じること等を含む。
26. 企業はまた、他のステークホルダーと協力しつつ、サプライヤー及びビジネス上の関係にあるその他の事業体とのエンゲージメントを行い、従業員の訓練及びその他のキャパシティ・ビルディング等を通じ彼らのパフォーマンスを改善し、行動指針と整合した責任ある企業行動の原則が彼らの事業慣行に組み込まれるよう支援することができる。この点において、ビジネス上の関係にある中小企業のエンゲージメントを行い、これを支援していくことは、特に重要である。企業とビジネス上の関係にある事業体が、例えば、異なる買い手又はサービス提供者からの、矛盾する要求に直面する可能性がある場合、企業には、反競争的行為防止の観点に十分に注意を払った上で、情報共有等を通じ、デュー・ディリジェンス方針及びリスクマネジメント戦略の整合性を図るため、他企業と共に業界横断的な協力の取組に参加することが奨励される。
27. 企業はまた、OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針についての理事会決定（付属の手續を含む）に則り実施されるものをはじめとした、責任ある企業行動に関する個別の又はマルチ・ステークホルダーの取組及び社会的対話に参加することが奨励される。
28. 意味のあるステークホルダー・エンゲージメントは、デュー・ディリジェンス・プロセスの重要な一要素である。ステークホルダー・エンゲージメント

それ自体が権利である場合もある。ステークホルダー・エンゲージメントは、関係するステークホルダーとの双方向的なプロセスを指し、例えば、会合、ヒアリング又は協議手続などを通じて行われる。関係するステークホルダーとは、行動指針が対象とする事項のうち、企業の事業活動、製品又はサービスに関連した負の影響により影響を受ける又はその可能性がある事項について権利又は利害関係を有する個人又は集団或いはその正当な代表者をいう。企業は、エンゲージメントに関し、最も重大な影響を受ける又はその可能性があるステークホルダーを優先することができる。ステークホルダーに対する影響の度合により、エンゲージメントの度合が特徴付けられる。意味のあるステークホルダー・エンゲージメントとは、双方向で、双方の参加者が誠意をもって実施し、ステークホルダーの意見に応える、ステークホルダーとの継続的エンゲージメントを指す。ステークホルダー・エンゲージメントが、意味と実効性のあるものとなるよう確保するには、それがステークホルダーにとって適時にかつ利用しやすく適切で安全なものとなるようにし、脆弱な立場の又は社会から疎外されたステークホルダーとのエンゲージメントに対し障壁となりかねないものを特定・除去することが重要となる。「責任ある企業行動のためのOECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」及び関連するOECD分野別ガイダンスには、企業のデュー・ディリジェンス・プロセスの一環として実施する場合を含めたステークホルダー・エンゲージメント実施について、企業のための実用的な支援が含まれている。このステークホルダー・エンゲージメントは、例えば地域社会に重大な影響を与えかねない形で集約的な土地又は水の利用を伴うプロジェクト又はその他の活動について、計画及び意思決定を行う際に、特に重要である。

29. 最後に、自主規制及び本行動指針を含むその他の類似の取組は、競争を不当に制限すべきではなく、政府による効力をもつ法規制に代替するものと考えられるべきでもない。多国籍企業は、行動規範及び自主規制的取組を策定する際に、これらが取引又は投資を歪める効果を生じさせることを回避すべきであると理解されている。

第3章 情報開示

1. 企業は、事業活動を行う国及びセクターにおいて確立された情報開示方針を踏まえ、株主その他のステークホルダーの意見や情報開示要請を考慮すべきである。企業は、全ての重要性のある事項について、十分に詳細な情報を開示すべきであり、開示される情報は、定期的で適時の、信頼できる、明快で、完全で、正確かつ比較可能なものであるべきである。情報は、企業全体について開示すべきであり、適切な場合、事業別又は地域毎の情報も開示すべきである。企業の情報開示方針は、費用、事業上の機密事項その他の競争上の懸念に然るべき注意を払いつつ、企業の性質、規模及び所在地に合わせ、策定すべきものである。
2. 企業の情報開示方針は、以下の重要性のある情報を含むべきだが、これに限定されるものではない。
 - a) 企業の財務実績及び業績
 - b) 企業の目的及びサステナビリティ関連情報
 - c) 資本構成、グループ構造及び管理体制
 - d) 実質的所有者を含む主要株主及び議決権
 - e) 取締役会の構成及び取締役会メンバーに関する情報（資格、選任プロセス、他企業の取締役との兼職状況及び各メンバーにつき独立性があると取締役会が見なしているかどうかを含む）
 - f) 取締役会メンバー及び主要執行役員の報酬
 - g) 関連当事者との取引
 - h) 予見可能なリスクファクター
 - i) ガバナンスの体系及び方針（国内のコーポレートガバナンス・コード又はコーポレートガバナンス方針への準拠状況及び実施プロセスを含む）
 - j) 負債合意（コベナント違反の際のリスクを含む）
3. また、デュー・ディリジェンス実施に対する責任の一環として等、責任ある企業行動についての情報を企業が開示することも重要である。この情報の一部は、第2項の下でも重要性があるとされ得る。責任ある企業行動についての情報には、以下が含まれ得る。
 - a) 公の開示を目的としたバリューステートメント又は企業行動についてのステートメント。これには、行動指針中の原則及び基準に対する企業のコミットメントを明示した、責任ある企業行動に関わる事項についての方針及び、企業のデュー・ディリジェンス実施計画も含まれる。
 - b) 企業が賛同する方針及びその他の行動規範、宣言を行った日付及びこれらのステートメントの対象となる国及び事業体。
 - c) 責任ある企業行動に関わる事項についての方針を企業の経営陣及び監督機関に浸透させるために講じた方策についての情報。
 - d) 企業が特定した重大な影響又はリスクの領域、特定・優先順位付け・評価された負の影響又はリスク、及び優先順位付けの基準。
 - e) 第3項(a)のステートメント及び(b)の行動規範に関連した企業の実績。こ

れには、第3項(c)及び(d)で特定されたリスク又は影響を防止又は軽減するために講じた活動を含む。また、可能であれば、改善のための想定されるスケジュール、ベンチマーク及び救済の提供又は救済のための協力を含むその成果を含む。

- f) 内部監査、リスク管理及び法令遵守に向けた体制に関する情報。
 - g) 労働者及びその他のステークホルダーとの関係に関する情報。
 - h) 第4章及び第6章に規定する責任ある企業行動に関する情報開示についての勧告に即したその他の情報。
4. 企業は、会計及び情報開示に関する国際的に認められた基準に則り情報を作成・開示すべきであり、不十分又は不明瞭な情報の公表は差し控えるべきである。外部監査人による年次監査は、財務諸表が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組に準拠して作成されたという合理的な保証を取締役会及び株主に提示するため、国際的に認められた監査及び倫理、独立性の基準に則り、独立し、能力を有した有資格の監査人によって実施されるべきである。責任ある企業行動についての情報の信頼性を高めるため、企業は、そのような情報についての外部保証の証明取得を求めることができる。

第3章に関する注釈：情報開示

30. 本章の目的は、多国籍企業の事業活動に関する透明性と説明責任を構築することにある。企業に関する明快かつ完全な情報は、株主、潜在的投資家及び金融業界から、労働者、地域社会、特定のテーマに関心のある集団、各国政府及び広く一般社会などのその他のグループまで、様々な利用者にとって重要である。企業の組織構造及び活動、環境・社会・ガバナンスに関する企業方針及び実績に対する社会の理解向上のため、企業は、自社の事業活動を透明性高く行うとともに、情報に対する一般市民からのより高度な要請に応えるべきである。
31. 情報開示に関する最初の一連の勧告は、「G20/OECDコーポレートガバナンス原則[[OECD/LEGAL/0413](#)]」において列記された情報開示事項と同一である。同原則に関する注釈は更なる指針を提供しており、行動指針における勧告は、これらとの関係で解釈されるべきである。情報開示に関する最初の一連の勧告は、主に上場企業及び企業関連の全ての重要性のある（マテリアルな）事項にフォーカスしている。重要性のある情報とは、その省略又は虚偽記載により企業価値についての投資家の評価が影響を受けると合理的に予測される情報と定義することができる。これには、通常、企業の将来的キャッシュフローの額、タイミング及び確実性を含む。重要性のある情報とはまた、投資又は議決に関する意思決定を行うにあたり、合理的な投資家が重要だと考える情報と定義することもできる。企業の特性、規模及び所在地の観点からそれが当てはまると見なされる限りにおいて、これらの情報開示に関する勧告はまた、株式非公開企業や国有企業等の非上場企業のコーポレートガバナンスを向上させるための有用なツールとなり得る。情報公開に関するこの一連の勧告は、企業の財務状況、実績、サステナビリティ（持続可能性）、所有形態及びガバナンスを含む、会社についての全ての重要事項についての定期的で適時の、信頼できる、明快で、完全で、正確かつ比較可能な情報を、十分に詳細なレベルで開示することを求めている。報酬と企業の長期的業績、サステナビリティ及びレジリエンス（強靱性）との関係性を含む、取締役及び執行役員の報酬に関する情報も

また、株主の大きな関心事となる。企業にはまた、取締役及び主要執行役員を対象とする報酬方針についての重要な変更、また、標準化され比較可能な形で報酬レベル又は報酬金額を含む適時情報を開示することが期待されており、これによって、投資家は、報酬計画のコストベネフィット及びストックオプション制度等のインセンティブ報酬が業績に与える寄与度を適切に評価できる。関係当事者との重要な取引及び予見可能な重要なリスクファクターは、開示すべき追加的重要情報である。

32. 行動指針には、人、環境及び社会に対する企業の実際の又は潜在的な負の影響並びに関連するデュー・ディリジェンス・プロセスを含む、責任ある企業行動関連の情報開示に関する第二の一連の勧告が含まれている。これらの情報は、投資家の意思決定にとって重要性があり得るとともに、労働者、労働者の代表、地域社会及び市民社会をはじめとしたより広範なステークホルダー群にとっても関連し得る。情報開示においては、第3項で論じられているように、デュー・ディリジェンス・プロセスが有用な手段となり得、これにより、企業は、重要である可能性のある情報を含め、責任ある企業行動関連の情報を、一貫性をもった信頼できる形で効果的に特定・開示することができる。このようにして、デュー・ディリジェンスは、企業が重要なリスク及び影響を特定する上で役立ち得るとともに、第2項及び第3項に基づく情報開示の目的適合性、質及び比較可能性を強化できる。さらに、デュー・ディリジェンス・プロセスは、明確に特定・測定可能な目標が存在しない場合がある企業の目標及びコミットメントに対する信頼できる報告の確保手段となり得る。複数の法域においては、ステークホルダーの利益を考慮することを認めているか又は義務付けており、多くの企業は財務実績以上の幅広いテーマに関する情報を開示している。これにより、かかる企業は、責任ある事業慣行に対するコミットメント又はその実績をより広く知らしめることができる。この第二のタイプの情報開示、言い換えれば一般市民及び企業の活動又は取引関係により直接影響を受ける他の当事者とのコミュニケーションは、企業の財務諸表に記載される範囲を超えた事業体に関わるものとなる可能性がある。例えば、かかる情報開示は、下請業者、サプライヤー、合併事業のパートナー又は企業がビジネス上の関係を有する他企業の活動についての情報も対象とし得る。
33. 第2項及び第3項における2種類の情報開示は相互に関係しており、一部の情報は、双方に関連し得る。第2項の下でどのような情報を開示すべきかを決定するため、行動指針はマテリアリティ（重要性）という概念を用いている。責任ある企業行動に関する事項及びデュー・ディリジェンスに関連する情報を含め、第2項の下での情報もまた、その情報の省略又は虚偽記載が、企業価値並びに企業の将来キャッシュフローのタイミング及び確実性についての投資家の評価若しくは投資家の投資又は議決権に関する意思決定に影響を与えると合理的に予測できる場合、重要性がある（マテリアルである）と見なし得る。何れの情報に重要性があるかについての判断は、時と共に、また、地域の状況、企業固有の事情及び当該法域における法規制の定めに応じ変化する。財務情報の利用者及び市場参加者は、以下を含め、合理的に予見可能な重要リスクに関する情報を必要とする：業界又は企業が事業活動を行う地域固有のリスク、コモディティ及びサプライチェーンへの依存、金利リスク又は為替リスクを含む金融市場リスク、デリバティブ及びオフバランスシート取引に関連するリスク、企業行動リスク、デジタルセキュリティリスク、コンプライアンスリスク及びサス

テナビリティリスク（特に気候関連リスク）。一部の法域では、企業の従業員及び主要ステークホルダーにとって極めて重要なサステナビリティ関連事項又は分散不可能なリスクに対する企業の影響力についての情報開示を求めるか又は勧告している場合もある。

34. 第3項に基づく情報開示に関連し、財務的に重要とは思われないものの、人や地球にとって重要なリスク及び影響は、将来的に企業にとって財務的に重要となる可能性がある。
35. 本章における及び行動指針全体を通じた情報開示の勧告は、事業管理上又は費用面で不合理な負担を企業に与えるべきではない。また、投資家の意思決定に十分な情報を提供することや投資家の誤解回避のために情報開示が必要な場合を除き、自社の競争力を危うくしかねない情報開示を企業に期待すべきでもない。
36. 情報は、国際的に認められた会計及び情報開示の基準に従い、作成及び開示されるべきである。年次外部監査は、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組に準拠して財務諸表が作成されたか否かについての合理的保証を提供するため、国際的に認められた監査、倫理及び独立性の基準に則り、能力を有した有資格の独立監査人によって実施されるべきである。
37. 多くの企業は、法律及び企業行動基準を遵守し、事業活動の透明性向上に役立つよう設計された様々な取組を採用している。気候変動を含む環境、生物多様性、人権、労働基準、消費者保護、又は納税等の分野における国際基準又は倫理的価値観に対するコミットメントの表明として、企業活動の自主規範を公表する企業数は増大している。これらのコミットメントの尊重に役立てられるよう、特化したマネジメントシステム（情報システム、業務手順及び研修の義務付け等）が、これまで或いは現在も尚、構築され、進化し続けている。
38. 企業は、規制当局又は上場管理機関が義務付ける、より広範な情報開示基準に準拠した開示を求められる場合がある。また、それが当該法域の法的及び情報開示上の定めと合致する場合は、世界における最新のベストプラクティス及び新たな情報開示基準（気候変動及び排出量に関するもの等）を採用し、これと整合させるよう努めるべきである。持続可能な開発の成果に企業活動がどのような影響を与えているかを伝える企業の能力を高める報告基準の策定において、企業は、非政府組織及び政府間機関と協力している。
39. 企業は、責任ある企業行動に関連する情報を積極的に伝え、容易にアクセス可能で利用しやすく、適時かつ正確、明快、完全な情報を提供し、高い費用をかけずに公表した情報にアクセスできるよう図り、この目的の達成のために情報技術の利用を検討することが奨励される。本国市場の利用者が入手できる情報は、アクセシビリティを考慮することにより、関心のある全ての利用者にとってもアクセス可能なものとすべきである。企業は、様々な対象にとって適切な形で情報が提供されるよう図るべきであり、また、オンライン又は印刷媒体が利用できない地域（企業の活動により直接影響を受ける遠隔の地域又は貧困地域等）において情報がアクセス可能となるよう、特別な措置を講じることができる。
40. 独立した確な有資格の事業体による、国際的に認められた保証基準に従った、責任ある企業行動情報の評価は、開示された情報の信頼性を実証し、高めるとともに、より質の高い比較可能な報告に貢献できる。

第4章 人権

国家は、人権を保護する義務を負う。企業は、国際的に認められた人権、事業活動を行う国の国際的な人権に対する義務、並びに関連する国内法規制の枠組の範囲内で、以下の行動をとるべきである。

1. 人権を尊重する。これは、企業が、他者の人権に対する侵害を回避すべきであり、自社が関係した人権に対する負の影響に対処すべきであることを意味する。
2. 自社の活動において、人権に対する負の影響を引き起こす、或いは助長することを回避し、負の影響が生じた場合は、それに対処する。
3. 企業が人権に対する負の影響を助長していない場合であっても、ビジネス上の関係を通じ、自社の事業活動、製品又はサービスが負の影響に直接結びついている場合は、これを防止又は軽減する方法を模索する。
4. 人権の尊重について、政策的なコミットメントを行い、これを公表する。
5. 企業の規模、事業の性質及び状況、並びに人権に対する負の影響のリスクの重大性に応じた適切な人権デュー・ディリジェンスを実施する。
6. 企業が、人権に対する負の影響を自社が引き起こした、或いは助長したと特定した場合、これらの負の影響への救済の正当な手続を提供する、又は正当な手続を通じて協力を行う。

第4章に関する注釈：人権

41. 本章は、企業による人権尊重に関する具体的な勧告の枠組を規定する柱書で始まる。本章は、国連の「ビジネスと人権のための保護、尊重及び救済枠組」に基づき策定され、その実施においては「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠するとともに、ILOの「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」に則っている。
42. 柱書及び第1項は、国家は人権を保護する義務を負い、企業は、その規模、業種、事業の背景、所有形態及び構造にかかわらず、どこで事業活動を行おうとも人権を尊重すべきことを謳っている。人権の尊重は、企業に期待される行動の世界標準であり、人権保護の義務を履行する国家の能力及び／又は意志とは独立して存在し、それらの義務を軽減するものではない。
43. 国家が、関連する国内法を施行しない、或いは国際的な人権に対する義務を果たさないとしても、若しくはかかる法律又は国際的義務に反した行動を国家が取得するという事実があるとしても、企業の人権尊重に対する期待が減ずるものではない。国内法規制が国際的に認められた人権と矛盾する国においては、概念と原則の章の第2項に従い、国内法の違反とならない最大限の範囲で、国際的に認められた人権を尊重する方策を模索すべきである。
44. 国又は企業の事業活動固有の状況にかかわらず、全ての場合において、最低限、「世界人権宣言」及びそれが成文化された主要文書（「市民的及び政治的権利に関する国際規約」並びに「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）で構成される国際人権章典で表明された国際的に認められた人権、並びに、「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」に規定され

た基本的権利に関する原則が参照されるべきである。

45. 企業は事実上、国際的に認められた人権の全ての領域に対し影響を及ぼし得る。実際には、特定の産業又は状況において、一部の人権はその他の人権に比べ、より重大な負の影響リスクに直面する場合があります、そのため、より高い注意の対象となる。しかし、状況は変わり得るため、全ての権利は定期的な再検討の対象となるべきである。状況により、企業は、追加的な基準の検討を必要とする場合がある。例えば、特別な注意を必要とする特定のグループ又は集団に属する個人の人権に負の影響を及ぼす可能性がある場合、企業は、これらの個人の人権を尊重すべきである。企業は、疎外、脆弱性、その他の状況によりリスクが高まる可能性のある個人、例えば人権擁護者、又は先住民族を含む特定のグループや集団の構成員としての個人に対する特定の負の影響に特別な注意を払うべきである。「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」、「採掘産業における意義あるステークホルダー・エンゲージメントのためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」及び「責任ある農業サプライチェーンのためのOECD-FAOガイダンス」を含むOECDのデュー・ディリジェンス・ガイダンスは、この点に関し、自由意思に基づく、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）に関する指針を含め、更なる具体的指針を提供している。各種国連文書は、先住民族（「先住民族の権利に関する国連宣言」）、国や民族、宗教及び言語上の少数民族に属する人々、女性、子ども、障がい者並びに移民労働者とその家族の権利を詳細に規定している。また、武力紛争の状況下では、企業は、国際人道法の基準を尊重すべきである。武力紛争又は重大な人権侵害リスクが高まった場合、企業は、国際人道法違反を含む負の影響に関して、より強化したデュー・ディリジェンスを実施すべきである。
46. 第1項において、人権に対する実際の及び潜在的な負の影響への対処の構成要素とは、かかる負の影響の特定、可能な限りの防止並びに人権に対する潜在的な影響の軽減及び実際の影響に対する救済のために十分な対策を講じること、また、人権に対する負の影響にどのように対処したかについて説明責任を果たすことである。「侵害」という語は、個人の人権に対し企業が与え得る負の影響を指す。
47. 第2項は、企業に対し、自社の活動を通じて人権に対する負の影響を引き起こす又は助長することを回避し、そのような影響が生じた場合は、それに対処するよう勧告する。「活動」とは、作為及び不作為の何れをも含み得る。企業が人権に対する負の影響を引き起こすか又は引き起こす可能性がある場合、当該企業は、この影響を停止又は防止するために必要な対策を講じるべきである。企業が負の影響を助長するか又は助長する可能性がある場合は、当該企業は自社の助長を停止又は防止するために必要な対策を講じ、あらゆる残された影響を最大限軽減するために、自社の影響力を行使すべきである。影響力は、人権に対する負の影響を引き起こしている事業体の慣行を変える能力を企業が有している場合に存在すると見なされる。
48. 第3項は、人権に対する負の影響を企業が助長していないが、それにもかかわらず、他の事業体とのビジネス上の関係により、かかる負の影響が当該企業の事業活動、製品又はサービスに直接結びつくという、さらに複雑な状況を扱っている。第3項は、負の影響を引き起こしている事業体の責任を、当該事業体がビジネス上の関係にある企業へと責任転嫁することを意図しない。第3項の期待に応

えるにあたり、企業はかかる負の影響を防止又は軽減するため、適切な場合自社単独又は他の事業体と協力し、人権に対する負の影響を引き起こしている事業体に影響を与えるための影響力を行使するか又は必要に応じ強化する必要がある。

「ビジネス上の関係」には、取引先、自社のサプライチェーン上の事業体並びに自社の事業活動、製品又はサービスと直接結びつく民間又は国有のあらゆる事業体との関係を含む。かかる状況における適切な行動を決定するための検討要素としては、当該事業体に対する企業の影響力、企業にとってのかかる関係の重要性、負の影響の深刻度及び当該事業体との関係解消自体が人権に対する負の影響を生じさせることとなるか等がある。

49. 第4項は、企業に対し、以下を満たした方針についてのステートメントの公表により、人権尊重に対するコミットメントを表明するよう勧告する。(i)企業の最上級レベルで承認されている、(ii)関係する社内及び／又は社外の専門的助言を受けている、(iii)従業員、取引先及び自社の事業活動、製品又はサービスと直接結びつくその他の当事者に対する人権に関する企業の期待を規定している、(iv)全ての従業員、取引先及びその他の関係当事者に対し、社内及び社外で伝達されている、(v)企業全体に定着させるために必要となる事業関連の方針及び手続に反映されている。
50. 第5項は、企業に対し、人権デュー・ディリジェンスを実施するよう勧告する。このプロセスには、人権に対する実際の及び潜在的な影響の評価、評価結果の組入れと対応、対策の追跡及び影響に如何に対応したかについての伝達が含まれる。人権デュー・ディリジェンスは、より広範な全社的リスクマネジメントシステムに組み込むこともできる。ただしそのシステムが、ライツホルダーのリスクを含むために、単に企業自身にとっての重要性のあるリスクを特定し管理することを超えるものである場合である。企業の事業活動及び事業を取り巻く状況が変化するとともに、人権リスクも時と共に変化することから、人権デュー・ディリジェンスは、継続的な取組となる。サプライチェーン関連を含めたデュー・ディリジェンスに関する補完的指針及びサプライチェーン上で生じたリスクへの適切な対応については、一般方針の章のA第11項からA第13項及びその注釈で示されている。また、個別の分野及びリスク事項のためのガイダンス、また分野横断的な「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」がそれぞれ策定されている。人権デュー・ディリジェンス実施には、個別のリスク及び複数要素が交差するリスクの検討が含まれる場合がある。これには、個人の特質若しくは脆弱な立場の又は社会から疎外された集団に関連するリスクが含まれる。この点で、意味のあるステークホルダー・エンゲージメントは重要であり、かかる集団にとっての持続可能な開発の成果最大化のための方策の検討もまた関連し得る。
51. 人権デュー・ディリジェンスのプロセス又はその他の手段を通じ、自社が負の影響を引き起こしたこと又はこれを助長したことを企業が特定した場合、正当なプロセスを通じ、企業が救済を提供するか又は救済に協力することを行動指針は勧告する。企業は、救済を可能にするプロセスを構築するか又はこれに参加すべきである。状況によっては、司法制度又は国家による非司法的制度に協力することが要請される。その他の状況においては、企業の活動により潜在的な影響を受ける者のための事業レベルの苦情処理メカニズムが、救済プロセスを提供するため

の効果的手段となり得るが、それは、かかるメカニズムが、正当性、アクセスのしやすさ、予測可能性、衡平性、行動指針との適合性、透明性、権利との適合性、継続的学習の源泉となり得る、そして合意に基づく解決を目的とした対話とエンゲージメントに基づくという、核となる基準を満たしている場合に限る。かかるメカニズムは、企業単独で又は他のステークホルダーとの協力の下に運営することができ、継続的学習の源泉となり得る。事業レベルの苦情処理メカニズムは、労働関連の紛争に対処するにあたり、労働組合の役割を損なうために利用すべきではなく、また、かかるメカニズムは、司法的又は行動指針の下各国連絡窓口（NCP）を含む非司法的苦情処理メカニズムの利用を排除すべきではない。

第5章 雇用及び労使関係

企業は、適用法令、一般的な労使関係及び雇用慣行及び国際労働基準の枠組の中で、あらゆる違法な雇用や労使関係の慣行を回避しつつ、第2章及び第4章で示されたデュー・ディリジェンスに対する期待に則り、以下の行動をとるべきである。

1.
 - a) 労働者が自らの選択により労働組合及び代表組織を設立又はこれに参加する権利を尊重する。これには、自らの選択による労働組合及び代表組織の設立又はこれに参加する労働者の選択への干渉を回避することなどを含む。
 - b) 労働者が自らの選択による労働組合及び代表組織について、団体交渉の目的のために認定を受ける権利を尊重し、また、雇用の諸条件に関する協約の締結を目的として、個別に又は雇用者の団体を通じ、労働組合及び代表組織の代表と建設的な交渉を行う。
 - c) 児童労働の実効性のある廃止に貢献するとともに、最悪の形態の児童労働の撤廃を確実にしめるため、緊急を要するものとして、即時かつ実効性のある措置を講じる。
 - d) あらゆる形態の強制労働の撤廃に貢献するとともに、強制労働の撤廃に向け、緊急を要するものとして、即時かつ実効性のある措置を講じる。
 - e) 事業活動全体を通じ、雇用における機会及び待遇の均等原則に則るとともに、人種、肌の色、性別、年齢、宗教、政治的見解、出身地、社会的出自、障がいの有無、又はその他の状況に基づき、雇用又は職業において、労働者を差別しない。ただし、労働者をその特質に従って選別的に取り扱うことが、雇用機会の一層の均等化を推進しようとする政府の確立した政策を促進する場合、又は、それが職業に固有の要件に関連している場合を除く。
 - f) 「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に則った、安全で健康的な労働環境を提供する。
2.
 - a) 労働者の代表に対し、実効性のある労働協約の策定に資するような便宜を提供する。
 - b) 労働者の代表に対し、雇用条件に関する有意義な交渉のために必要な情報を適切なタイミングで提供する。
 - c) 労働者及びその代表に対し、組織体の又は必要に応じ企業全体の業績に関し、真正かつ公平な見解を持てるよう情報を提供する。
3. 正当なプロセス、体系又は仕組みを通じ、労使共通の関心事項について、雇用者と労働者及びその代表との間の協議及び協力を促進する。
4.
 - a) 事業活動全体において、雇用、契約関係及び労使関係の基準を遵守する。
 - b) 多国籍企業が他の国で事業活動を行う場合、あらゆる事業活動において提供される賃金、福利厚生、労働条件は、受入国の類似の雇用者が提供する基準よりも不利でないものとすべきである。類似の雇用者が存在しない場合、企業は、政府の政策及び関連する国際基準の枠組の範囲で、可能な限り最良の賃金、福利厚生、労働条件を提供すべきである。これらは当該企業の経済的地位に関係

することであるが、少なくとも、労働者及びその家族の基本的ニーズを充足するに足るものとすべきである。

c) 最高の労働安全衛生基準を維持する。

5. 事業活動において、実行可能な範囲で最大限、現地の労働者を雇用し、スキルレベルの向上を目的として、労働者の代表及び、適切な場合には、関係する政府当局との協力の下、訓練を提供する。
6. 雇用に重大な影響を及ぼすような事業活動の変更、特に多数の労働者の集団的レイオフ又は解雇を伴う事業体の閉鎖の検討にあたっては、影響を受ける労働者の代表及びそれらの者の代表組織、並びに適切な場合には、関係する政府当局に対し、かかる変更に関する合理的な予告を行い、また、かかる変更による負の影響を可能な限り最大限軽減するため、労働者の代表及び所管の政府当局と協力する。各事例の具体的状況に鑑み、最終決定を下す前に、経営者側がそのような予告を行うことが可能である場合には、予告を行うことが望まれる。かかる決定の影響を軽減する上で意味のある協力を提供するため、その他の手段を採用することもできる。
7. 雇用条件に関して労働者の代表と誠実な交渉を行うにあたり、又は労働者が団結権を行使する間、交渉に不当な影響を与える、又は団結権及び団体交渉権の行使を妨げるために、事業部門の全部又は一部を当該国から移転する、或いは当該企業の他国の事業体から労働者を移転させるとの威嚇を行わない。
8. 雇用する労働者の正当な代表者が、団体交渉又は労使関係の問題について交渉を行えるようにするとともに、労使共通の関心事項について、これらの事項についての決定権限を有する経営陣の代表者と協議できるよう図る。

第5章に関する注釈：雇用及び労使関係

52. 本章は、「適用」法令についての言及を含む柱書で始まる。「適用」法令とは、特定の国の法域内で事業活動を行っていたとしても、多国籍企業は、雇用及び労使関係に関する事項についての国レベル又は国際レベルの規制の対象となり得るという事実を謳うために用いられている。「一般的な労使関係」及び「雇用慣行」という語は、様々な国毎の状況（国内法令の下で労働者に認められた交渉手段についての異なる選択肢等）に基づく様々な解釈を可能にする広義の意味を持つ。
53. 国際労働機関（ILO）は、国際的な労働基準の策定・対応並びに「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」で謳われた労働における基本的権利を推進する管轄機関である。行動指針は、拘束力を持たない文書として、多国籍企業によるこれらの基準及び原則の遵守を促進する役割を有している。行動指針の本章の規定は「ILO宣言」並びに「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（ILO多国籍企業宣言）」の関連規定を反映している。「ILO多国籍企業宣言」が、雇用、訓練、労働条件及び労使関係の分野における原則を規定するのに対し、OECDの「行動指針」は、企業行動の全ての主要な側面を対象としている。OECDの「行動指針」及び「ILO多国籍企業宣言」は、企業に期待する行動について言及しており、並列的かつ相互に矛盾のないよう意図されている。「ILO多国籍企業宣言」は、従って、同宣言がより詳細に規定する範囲において、行動指針の理解に資するものとなる。しかし、「ILO多国籍企業宣言」におけるフォローアップ手続のための責任と「行動指針」のそれとは、制度的に別個のものである。

54. 第5章で使用されている用語は、「ILO多国籍企業宣言」で使用されている用語と一致する。雇用関係が存在しない場合であっても、企業は、一般方針に関する第2章のA第11項からA第14項におけるリスクベースのデュー・ディリジェンス及びサプライチェーンに関する勧告に従い行動することが期待されるものと認識されている。このことは、非正規で短期の就労形態、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の欠如、デジタルトランスフォーメーションがより顕著な業種において、特に関係する。
55. これらの勧告は、実際の民事上及び商業上の関係に干渉するものではなく、寧ろ、雇用関係にある個人が、行動指針の下で当然のものとしてこれら個人に認められた保護を得ることを確保することを求めるものである。
56. 本章の第1項は、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に記された労働におけるあらゆる基本的原則及び権利、すなわち、結社の自由及び団体交渉の権利、児童労働の実効的廃止、あらゆる形態の強制労働の撤廃、雇用及び職業における差別撤廃並びに安全で健康的労働環境の推進を反映すべく作られている。これらの原則及び権利は、基本的なものと認められた具体的な権利及び義務という形で、ILO条約の中で確立されてきた。
57. 第1項c)は、多国籍企業に対し、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」と同様の意味で、児童労働の実効的廃止に貢献するよう勧告する。児童労働に関する長い歴史を持つILO文書には、雇用最低年齢に関する第138号条約及び第146号勧告（共に1973年採択）並びに最悪の形態の児童労働に関するILO第182号条約及び第190号勧告がある。多国籍企業は、その労務管理慣行、良質で高賃金のディーセント・ワークの創出及び経済的成長への貢献を通じ、貧困全般及び特に児童労働を引き起こす根本原因に対処するため、プラスの貢献を果たし得る。児童労働問題に対する永続的解決策の追求に貢献する多国籍企業の役割を認識し奨励することが重要である。この点において、受入国に住む児童の教育水準の向上は、特に注目に値する。
58. 第1項d)は、企業に対して、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に由来するまた別の原則であり、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）」において強制労働に服さない人権として認められた、あらゆる形態の強制労働の撤廃に貢献するよう勧告する。労働に関するこの中核的な権利への言及は、1930年のILO第29号条約及び2014年の同条約議定書並びに1957年の第105号条約に基づく。第29号条約は、各国政府に対し、「能フ限り最短キ期間内ニ一切ノ形式ニ於ケル強制労働ノ使用ヲ廃止スル」よう求めており、第105号条約は、各国政府に、「あらゆる形態の強制労働を禁止し、」かつ、列挙された目的のために（例えば、政治的な強制又は労働規律の手段として）「これを利用しない」こと、また、「[その]即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置をとる」ことを求めている。同時に、ILOは、刑務所労働、特に民間の個人、企業又は団体による受刑者の賃金雇用（又はその支配下に置くこと）という困難な問題を取り扱う管轄機関だと理解されている。企業は、人身取引（強制労働を目的としたものを含む）を防止し、債務による束縛等の強制的手段に対処するために必要な対策を講じるべきである。企業は、強制労働についてのILO指標に列記された指標に対する対策を講じ、自社の事業活動、製品及びサービスに関連した強制労働リスクに対処するためにとった行動についての透明性をさらに高めるべきである。
59. 第1項e)における雇用及び職業に関する差別禁止の原則への言及は、採用、配属、解雇、給与及び福利厚生、昇進、異動又は転勤、雇用満了、訓練並びに退職等の

条件に適用されると見なされる。ILOの「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」（第111号）、ILO第100号条約、母性保護条約（第183号）、職業リハビリテーション及び雇用（障害者）条約（第159号）、高齢労働者に関する勧告（第162号）及びHIV及びエイズ並びに労働の世界に関する勧告（第200号）に基づく許容できない差別理由の一覧は、これらの理由による如何なる区別、除外又は選好も、ILO条約、勧告並びに規範の違反であると見なす。行動指針において、「その他の状況」とは、労働組合活動並びに年齢、障がいの有無、性別、妊娠、婚姻状況、性的指向又はHIVの状況等の個人の特質を指す。第1項e)の規定に従い、企業は、特に採用選考、報酬、訓練及び昇進を中心として、全ての従業員の機会均等並びにこれらの基準の公平な適用を推進し、婚姻状況、妊娠又は家族的責任を理由とした差別又は解雇を防止することが期待される。この点に関連するものとして、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約（第190号）がある。

60. 第1項f)は、全ての企業に対し、安全で健康的な労働環境を提供するよう勧告する。これには、労働環境固有の危険要因を合理的に実行可能な範囲で最小化することによって、労働に起因する、労働に関連する又は労働の間に起こる事故及び健康被害を防止することを含む。
61. 本章の第2項c)では、企業が労働者及びその代表に対し、業績に関する「真正かつ公平な」見解を得させる情報を提供することへの期待が示されている。情報は、以下の事項に関係する：企業の構造、その経済的及び財務的状況並びに見通し、環境・健康・安全に対する負の影響、雇用動向、また、事業上の秘密についての正当な遵守事項を考慮した上で、事業運営において予定されている重要な変更。事業上の秘密の考慮とは、特定の事項に関する情報は提供され得ない、或いは予防措置なしには提供され得ないことを意味し得る。
62. 労働者参加の協議の形態に関する本章第3項の言及は、「企業における使用者と労働者との間の協議及び協力に関する勧告」（ILO勧告第94号）に則る。これはまた、「ILO多国籍企業宣言」中の規定とも合致する。かかる協議の取り決めは、雇用条件に関する労働者の交渉権の代替とすべきではない。勤務形態に関する協議の取り決めについての勧告は、第8項にも含まれる。
63. 第4項では、雇用及び労使関係の基準には、報酬及び労働時間の取り決めも含まれると理解される。労働安全衛生への言及は、雇用の過程から生じる、雇用に関連する又は雇用の間に起こる事故及び健康被害の最小化のために広く用いられる規制上の基準及び業界の規範に従うことが多国籍企業に期待されていることを示唆する。本項は、たとえ事業活動を行う国の既存規制によって形式上要求されていない場合でも、事業活動のあらゆる領域において、労働安全衛生に関する実績レベルの向上に取り組むことを企業に奨励する。また本項は、健康又は安全に差し迫った重大なリスクがあると信じる合理的な理由が存在する場合、労働現場から離れる労働者の判断能力を尊重するよう、企業に奨励してもいる。その重要性及び関連する勧告の相互補完性を反映し、健康及び安全への関心は、行動指針の他の章、とりわけ消費者利益及び環境の章にも反映されている。ILOの職業病の一覧表並びに職業上の事故及び疾病の記録及び届出に関する勧告（第194号）は、職業病の指標となる一覧表及び行動指針の本件実施において企業が考慮し得る行動規範及び指針を提供している。企業にとっての労働安全衛生に関する更なる指針は、ILOの職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第155号）第4部（企業の段階における措置）及び労働安全衛生マネジメントシステムに関するILOガイドライン（ILO-OSH）に見ることができる。

64. 本章第5項の勧告は、多国籍企業に対し、管理職に携わる者を含め、現地の労働者を十分な割合で採用し、それらの者に訓練を提供するよう奨励する。スキルアップ及びリスキリングのための訓練は、社会的、環境的、技術的変化への対応を含めた事業活動及び雇用企業のニーズの将来的変化、並びにオートメーション、デジタル化、公正な移行及び持続可能な開発に関連したリスク及び機会を先取りしたものであるべきである。訓練及びスキルレベルに関する本項の文章は、一般方針の章の人的資本形成の推進に関するA第4項の文言を補完する。現地の労働者に関する言及は、一般方針のA第3項の現地のキャパシティ・ビルディングの推進を謳った文章を補完する。ILOの人的資源の開発（教育、訓練及び生涯学習）に関する勧告（第195号）に従い、企業はまた、女性並びに若者、非熟練労働者、障がい者、移民、高齢労働者及び先住民族等のその他の脆弱な立場の集団に対する訓練の機会均等を確保しつつ、訓練及び生涯学習に、実施可能な最大限の範囲で投資することが奨励される。
65. 企業は、ディーセント・ワークの促進及び創出において重要な役割を果たしている。第6項は、企業に対し、自社の労働者の生計に重大な影響を及ぼす事業活動の変更、特に集団的もしくは大規模なレイオフもしくは又は解雇を伴う事業体の閉鎖又はオートメーション化にあたっては、労働者の代表及び関係する政府機関に対し合理的な予告を行うよう勧告する。その中で述べられているように、本規定の目的は、かかる変更の影響を軽減するための協力機会を提供することにある。これは重要な原則であり、参加国の労使関係法及び慣行に幅広く反映されている。しかしながら、意義ある協力機会を確実なものとするために講じられる方策は、全ての参加国において同一ではない。本項はまた、個別の状況に応じ、経営者側が最終決定を下す前にそのような予告を行うことが適切だともしている。実際、最終決定前の予告は、多くの参加国における労使関係法及び慣行中の主要事項である。しかし、かかる決定の影響を軽減するための意義ある協力機会確保の手段としてこれが唯一のものではなく、他の参加国の法律及び慣行では、決定が実施される前の一定期間のうちに協議を行わなければならない等、他の手段が規定されている。

第6章 環境

企業は、持続可能な経済を推し進める上で主要な役割を担っており、また、緊急の脅威である気候変動を含めた世界、地域、地方レベルの環境課題に対し、効果的かつ先進的な対策の実施を講じることで貢献することができる。事業活動を行う国の法規制の枠組及び行政慣行の範囲内で、また関連する国際的な合意、原則、目標及び基準を考慮し、企業は、環境を保護し、ひいてはより広く労働者、地域社会及び社会を守る必要性に然るべき注意を払い、環境に対する負の影響を回避するとともにこれに対処し、かつ持続可能な開発というより広範な目標に貢献する形で活動を行うべきである。企業は、環境に対する様々な負の影響に関与している場合がある。これには、以下のようなものが含まれる。

- a) 気候変動
- b) 生物多様性の損失
- c) 陸、海洋及び淡水の生態系の劣化
- d) 森林減少
- e) 大気、水、土壌の汚染
- f) 有害物質を含む廃棄物の不適切管理

様々な環境影響に関する重要な差異については、本章の注釈で解説しており、これには、関連する枠組みにおいて、気候変動及び環境影響と個々の企業との関係がどのように考慮されるべきかが含まれる。

特に、企業は以下の行動をとるべきである。

1. 第2章に記載の通り、環境に対する負の影響についてのリスクベースのデュー・ディリジェンスの実施など、当該企業に適した、ライフサイクルを通じた企業の事業活動、製品及びサービスに関連した環境マネジメントシステムを構築・維持する。これにあたり、以下のような方策を講じる。
 - a) 当該企業の事業活動、製品及びサービスに関連する負の影響について、並びに環境に対する重大な負の影響を生じさせるのは事業活動のどの領域かについての十分かつ適時の情報の収集と評価を行うことによって、自社の事業活動、製品及びサービスに関連した環境に対する負の影響を特定・評価し、適切な環境影響評価を策定する。
 - b) 企業の事業活動、製品及びサービスに関連した環境に対する負の影響に対処し、環境パフォーマンスを向上させるため、測定可能な目的、目標及び戦略を策定・実行する。目標は、科学的根拠に基づき、関連する国の政策並びに国際的コミットメント及び到達点と整合し、ベストプラクティスを踏まえたものであるべきである。
 - c) 戦略の実効性を定期的に検証するとともに、環境上の目的及び目標に対する進捗をモニタリングし、目的、目標及び戦略が引き続き妥当であるか定期的な確認を行う。
 - d) 利用可能な最善の情報に基づいた、企業の事業活動、製品及びサービスに関連した環境影響についての適切、測定可能、（該当する場合は）検証可

能かつ適時の情報、及び第1項b)に記された目標及び目的に対する進捗を、一般市民、労働者及びその他の関係するステークホルダーに提供する。

- e) 企業が引き起こした又は助長した環境に対する負の影響への対処に必要な是正を提供するか或いはこれに協力し、また、環境に対する負の影響を引き起こした又は助長した他の事業体に対し、負の影響からの是正を行うために影響力を行使する。
2. 企業の事業活動、製品又はサービスに関連した環境に対する負の影響を受けている関連ステークホルダーとの間で、意味のあるエンゲージメントを実施する。
3. 環境に対する重大な又は回復不能の損害が生じるおそれがある場合、人の健康と安全も考慮した上、当該リスクに関する科学的及び技術的理解に従うとともに、絶対的な科学的確実性又は手順を欠いていることを理由とした、かかる損害の予防又は最小化のための費用対効果の高い措置の先送りは行わない。
4. 事故及び非常事態を含め、事業活動から生じる環境又は健康への重大な損害の防止、軽減及び管理のための緊急時対応計画、及び監督当局への速やかな報告のための仕組みを維持する。
5. 以下のような方策を通じ、当該企業において、及び（目的に合致する場合は）ビジネス上の関係にある事業体においても、環境パフォーマンス向上に継続的に努める。
 - a) それが実行可能な場合、環境パフォーマンス向上のため存在する最善の技術を採用する。
 - b) 次のような製品又はサービスを開発し提供する：環境に対して不適切な影響を及ぼさず、想定通りに使用されれば安全で、耐久性があり、修理可能かつ再利用及びリサイクルが可能、又は安全に廃棄可能である。さらには、持続可能な形で天然資源を用いて環境に健全に優しく生産され、また、エネルギー及び原材料投入量を可能な限り最小化するとともに、汚染、温室効果ガス排出量及び廃棄物（特に有害廃棄物）の発生を最小限に留める。
 - c) 企業の製品及びサービスの使用による環境への影響について、顧客の認知向上を促進する。そのための手法としては、企業の製品及びサービスの環境影響（温室効果ガス排出量、生物多様性への影響、資源効率、負の影響が生じた場合の修復可能性、リサイクル可能性、又はその他の環境関連事項等）についての重要かつ正確な情報の提供などが挙げられる。
6. 有害な及び非有害な原材料及び廃棄物の管理や環境に損害を与える事故の防止を含む、環境・健康・安全関連事項、また、環境影響評価手順、広報及び環境技術などのより全般的な環境管理分野についての適正な教育及び訓練を従業員に提供する。それが適切かつ実現可能な場合は、サプライヤー及びその他の取引先、特に中小企業及び小規模事業者に対し、環境管理についてのキャパシティ・ビルディングなどの支援を提供する。
7. 環境に対する認知・保護を強化するパートナーシップ又はイニシアティブなどを通じ、環境に関して責任ある、経済効率性の高い公共政策の策定に貢献する。

第6章に関する注釈：環境

66. 環境上の目的を達成するには、社会全体の取組が求められる。行動指針は、企業が、環境に対する負の影響をどのように回避し対応すべきか、また、気候変動の緩和及び適応、生物多様性の保全、再生及び持続可能な利用、持続可能で効率的かつ正当な土地、資源及びエネルギーの利用、持続可能な消費及び生産（循環経済の取組の推進を含む）、並びに公害の防止、低減及び制御などの目標達成にどのように寄与すべきかを規定する。国際的なコミットメント、多国間協定及びその他の規制枠組は、環境問題及び期待を理解する上での重要なベンチマークとなる。一部の国際的合意の内容は、政府としての集団的な目的であり、かかる目的に関連した個々の企業の責任に関し、詳細な指針を規定していない場合がある。そのような場合は、関連した規制枠組、国の政策並びに環境マネジメント及び予防措置に関する広く認められた基準、並びに科学的根拠が重要な参照先となる。環境の章の本文は、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21（リオ宣言の一部）及び国連の持続可能な開発のための2030アジェンダに含まれる原則及び目標を広く反映している。本章はまた、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、パリ協定、生物多様性条約、昆明・モントリオール生物多様性枠組、環境問題における情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する地域条約、国連砂漠化対処条約、環境についての関連地域協定とも合致し、環境マネジメントシステムに関するISO規格、国際金融公社の環境・社会パフォーマンススタンダード及び国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）等の文書に掲載された基準を反映している。
67. 行動指針において、「環境マネジメント」は、最も広義に解釈されるべきである。すなわち、環境上の影響及びリスクの理解、企業の事業活動、製品及びサービスに関連した環境に対する影響の回避と対処、累積的影響に対する企業の寄与度についての検討並びに企業の環境実績の継続的向上の取組を包含する。環境マネジメントにはまた、環境に対する負の影響に関するリスクベースのデュー・ディリジェンス実施も含まれる。第2章に則り、環境デュー・ディリジェンスの性質と範囲は個別の企業の状況による。環境デュー・ディリジェンス実施に対する制約には、環境データ又は環境技術が利用できないことが含まれ得る。また、デュー・ディリジェンスにはリスクベースの優先順位付けが含まれる。また、企業の事業活動、製品又はサービスと結びつく環境影響が、どの程度合理的に予見可能かにも依拠する。環境マネジメントは、持続可能な開発の重要な構成要素であり、持続可能な開発に向けた国の優先事項及び目標で規定されたものを含む広範な優先事項の間の調和を図ることも対象となり得る。環境マネジメントは、事業上の責任であると同時に事業上の機会でもある。多国籍企業は、何れの点についても果たすべき役割を有する。従って、これらの企業の経営者は、自社の事業戦略における環境関連事項に適切な関心を払うべきである。環境パフォーマンスの向上には、体系的取組及びマネジメントシステムの継続的改善に対するコミットメントが求められる。環境マネジメントシステムは、環境的配慮を事業運営に結びつけるために必要な社内の枠組を提供する。かかるシステムの構築により、株主、労働者、地域社会及び関係するその他のステークホルダーに対し、自社の活動の負の影響から環境を保護するために企業が積極的に取り組んでいるとの確信を与えることができるはずである。
68. 本章の柱書は、事業活動と関連し得る環境に対する負の影響の例示的一覧を掲

げている。多くの企業活動は、環境に対する負の影響を生じさせ得る。環境に対する負の影響とは、自然生態系や管理された生態系の構成、レジリエンス、生産性又は環境収容力或いは社会経済システム又は人々に有害な影響を及ぼす環境又は生物相における重大な変化を指す。環境に対する負の影響は、利用可能な最高の科学的知見に照らして評価されるべきである。行動指針においては、第2章に記された通り、企業は、自社の活動自体が負の影響を結果として生じさせるに十分であった場合、環境に対する負の影響を「引き起こ」したこととなる。負の影響を引き起こした他の事業体の活動と組み合わせることにより、或いは、他の事業体に負の影響を引き起こす要因となり、それを容易にし、又はその誘因となった場合に、企業は、環境に対する負の影響を「助長」したこととなる。環境に対する負の影響はまた、企業の事業活動、製品又はサービスに、仮にそれらが負の影響を助長していなかったとしても、ビジネス上の関係によって直接結びつく場合がある。

69. 環境影響は、集合的で相互に結び付いている場合もあれば、個別のものである場合もあり、ある国に限定されている場合もあれば、複数国にまたがる場合もある。環境影響の一部はよく知られている一方、その他の環境影響の範囲、特質及び原因は、あまり知られていないか変化しつつある、又は全く知られていないこともある。従って、利用可能な科学及び情報に基づき、環境に対する負の影響を企業がどの程度助長しているかを評価できる場合もあれば、そのような評価が困難な場合もある。後者の場合、行動指針においては、負の影響に対する企業の助長の評価にあたっては、当該企業の活動が、広く認められた基準、環境マネジメントプロセス及び環境に関するグッドプラクティス上の予防措置にどの程度整合するか、また、適用される環境関連ルール及び規制枠組において確立されているベンチマーク及び基準、並びに関連する国際的合意を検討すべきである。
70. 環境に対する負の影響は、健康及び安全、労働者及び地域社会への影響、生計手段へのアクセス又は土地保有権等、行動指針が対象とする他の事項としばしば密接に結びついている。更に、環境デュー・ディリジェンスの実施及び環境に対する負の影響の管理には、しばしば、環境・社会・開発上の複数の優先事項を考慮することが含まれる。特に、パリ協定の前文は、自国が定める開発の優先順位に基づく労働力の公正な移行並びにディーセント・ワーク及び質の高い雇用の創出が必要不可欠であることを考慮し、また、気候変動に対処するための行動をとる際に、締約国はそれぞれの締約国の義務の履行を尊重し、促進し、考慮すべきだと謳っている。この点において、企業にとっては、自社の環境マネジメント及びデュー・ディリジェンスの取組の文脈において、社会的影響を評価するとともに対処し、環境に有害な慣行から再生可能エネルギーの利用など環境により優しい産業又は慣行への移行を通じ、かかる負の影響を防止・軽減するための行動をとることが重要となる。第5章で記されたように、社会的対話及び団体交渉を通じたエンゲージメントを含む労働者の権利を尊重し、第2章にあるように、関係するステークホルダーとの意味のあるエンゲージメントを実施し、それが必要な場合、責任ある関係解消を行うことが、この点で重要である。
71. 環境パフォーマンスの向上に加え、環境マネジメントシステムの構築は、事業コスト及び保険費用の削減、エネルギー及び資源の保全向上、コンプライアンス費用及び賠償責任費用の削減、持続可能性及びレジリエンス向上、資本及び

人材へのアクセス向上、顧客満足向上、地域及び社会との関係改善などにより、企業に経済的恩恵をもたらし得る。

72. 企業の事業活動、製品及びサービスに関連した環境影響に関するコミュニケーション並びに意味のあるステークホルダー・エンゲージメントは、デュー・ディリジェンスの構成要素の一つであり、法律により履行が求められる場合もある。グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）やその他の環境報告基準などの報告基準は、有益な参照資料となる。情報開示についての第3章も参照のこと。従業員、顧客、投資家、サプライヤー、請負業者、地域社会、脆弱な立場の又は社会から疎外された個人又は集団、特別な権利又は正当な所有権を有する人々及び先住民族、更には一般国民との意味のあるエンゲージメント及びコミュニケーションは、それらの人々が環境影響を受けている又は影響を受ける可能性がある場合、並びに、それが地域レベル、国家レベル、国際的レベルの何れであるかにかかわらず、稀少な或いは危機に瀕した環境資産が関係する場合、特に重要である。
73. 企業は、資源効率、循環経済及びその他のモデル等を通じ、持続可能な消費及び生産のあり方を採用することが奨励される。これらの実践を通じ、企業は、環境に対する自社の負の影響を大幅に削減できる。資源効率は、環境の観点から信頼できる原料供給等を通じ、より効率的かつ効果的な原材料使用を促進する。更に、循環経済の取組は、適切な場合、持続可能な開発達成のために利用可能な方策の一つとして関連がある。各国の優先事項及び状況に応じ、循環経済は一つのモデルであり、そこでは、製品及び原材料は、再使用、修理、再製造、リサイクル又は回収でき、それ故、経済の中で、それらの原料となる資源と共に可能な限り長く維持できるよう設計されている。また、循環経済においては、廃棄物、特に有害廃棄物の排出が回避又は最小化され、温室効果ガス排出も防止・削減される。
74. 行動指針は、企業は、環境に対する負の影響を回避するため、可及的速やかにかつ積極的に行動すべきことを基本的前提としている。
75. 行動指針は、如何なる既存文書の再解釈も、政府側の新たなコミットメント又は先例の創出も意図しない。行動指針は、予防的取組を企業レベルで如何に実施すべきかについて勧告することのみを意図している。この予防的取組の適用においては、それが実施される特定の状況に基づき、一定程度の柔軟性が必要であると認識されている。また、各国政府は、その能力に応じてこの領域における基本的枠組を決定するとともに、透明性を確保し、取組が科学に基づいたものとなるよう、今後に向けた最適な手法について定期的にステークホルダーの意見を聞く責任を負うものとも認識されている。
76. 企業は、気候変動の緩和及び適応に関する国際的に合意された目標の達成に必要な温室効果ガス（GHG）排出ネット・ゼロ、気候に対して強靱な経済の実現に向け寄与するという重要な役割を有している。温室効果ガス排出ネット・ゼロへの移行プロセスの間、多くの事業活動は一定程度温室効果ガスを排出する、又は炭素吸収源を減少させることが予想される。企業は、自社の温室効果ガスの排出及び炭素吸収源への影響が、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の判断を含む利用可能な最良の科学に基づく国際的に合意された世界全体の気温目標と合致するよう努めるべきである。

77. これには、気候変動の緩和及び適応に関する、科学的根拠に基づいた方針、戦略及び移行計画の設定及び実施、並びに短期、中期及び長期の緩和目標の設定、実施、モニタリング及び報告が含まれる。これらの目標は、科学的根拠に基づき、温室効果ガス総排出量に関する削減目標及び必要に応じて原単位ベースの温室効果ガス削減目標を含み、スコープ1及び2の排出量並びに利用可能な最良の情報に基づくスコープ3のGHG排出量が考慮されるべきである。入手可能な最新の科学的根拠に基づき、また他の国又は産業が独自の移行経路を策定及び更新するに伴い、その関連性及び妥当性に関して定期的に目標に対する報告、見直し及び更新を行うことが重要である。企業は、カーボン・オフセット、補償又は中和策（Neutralization：企業が設定した削減目標に対する残余排出量と炭素除去を釣り合わせる）施策よりも排出源の除去又は削減を優先すべきである。カーボン・クレジット又はカーボン・オフセットは、排出削減の最後の手段として検討され得る。カーボン・クレジット又はカーボン・オフセットは、環境保全性が高いものでなければならず、排出削減の必要性から関心を遠ざけるものであってはならず、温室効果ガスを大量に排出するプロセス又はインフラの固定に寄与するものであってはならない。企業は、あらゆるカーボン・クレジット又はカーボン・オフセットへの依存及びそれらの重要な特質について報告すべきである。このような報告は、排出量削減についての報告とは区別され、これを補完するものであるべきである。
78. 気候変動の緩和及び適応のための、サプライヤー及びその他のビジネス上の関係先への、相互に合意可能な条件に基づく影響力の行使及び技術供与、技術支援及び資金援助は、目標を達成し、影響に対処するために必要不可欠となる。
79. 気候に対する強靱性を獲得し気候変動への適応を果たすことは、人及び生態系を守るための、気候変動への長期的な世界的対応の重要な要素であり、社会の全ての層のエンゲージメントと支援を必要とする。企業は、地域社会、労働者及び生態系の気候変動への適応及び気候への強靱性を損なう活動を回避すべきである。
80. 生物多様性保全並びに天然資源及び生態系（森林、海洋、泥炭地及び湿地等）の持続可能な管理及び使用は、人間の健康及び生計、種の生存並びに気候変動の緩和及び適応にとって極めて重要である。企業は、生物多様性保全、その構成要素の持続可能な利用、並びに遺伝資源の利用から生じる恩恵の公正かつ公平な共有に寄与すべきである。企業はまた、国連の持続可能な開発目標（特にターゲット15.2）、国連森林戦略計画2017-2030及び2030年までに森林の消失及び土地の劣化を食い止め好転させることを目指す2021年の森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言に則り、森林減少を含む陸、海洋及び淡水の劣化を回避し、これに対応すべきである。そのための取組には、国立公園、環境保存地域及びその他の保護区（ユネスコ世界自然遺産、生物多様性条約履行のための保護区及び国内法で規定された区域を含む）内の生物多様性並びに保護種に対する潜在的な負の影響に関するより詳細なデュー・ディリジェンスの実施を含むべきである。適切な場合、また、自社の能力及び事業活動を行う国の国内法に従い、企業はまた、陸、海洋及び淡水の劣化抑制を含む持続可能な土地及び森林管理（森林回復、植林、森林再生を含む）に寄与すべきである。生物多様性に対する負の影響の防止又は緩和のための企業の取組は、生物多様性への影響緩和階層に基づくべきである。本階層は、まず生物多様性に対する損害を回避するよう努め、損害の回避が不可能な場合はこれを低減又は最小化し、回避できなかった負の影響に対する最終手段としてオフセット又は

回復を図るよう勧告するものである。

81. 環境に対する負の影響、特に生物多様性と、陸、海洋及び淡水の劣化の文脈においては、土地、森林及び漁場の所有に対する責任あるガバナンスが関係し得る。「国の食料安全保障における土地、漁場及び森林の保有に対する責任あるガバナンスに関する自主ガイドライン（VGGTs）」の中で記されたように、土地、森林及び漁場の所有に対する責任あるガバナンスは、環境の持続可能な利用を支援する役目を果たし得る。そのため、VGGTsは、損害を与えることなく、また、正当な所有権者からの所有権剥奪及び環境への損害に対する予防措置を講じた投資を呼び掛けている。
82. 行動指針はまた、企業に対し、事業活動を行う国の既存の慣行が正式にそれを求めている場合であっても、自社の事業活動のあらゆる領域で環境パフォーマンスの水準を引き上げるべく取り組むことを奨励する。この点に関し、企業は、開発途上国に対する自社の社会的及び経済的影響に然るべき考慮を払うべきである。
83. 例えば、多国籍企業は多くの場合、それを採り入れることで環境パフォーマンス全般の向上に資する既存の及び革新的な技術又は事業運営手順へのアクセスが可能である。多国籍企業は、それぞれの分野における先頭に立つ企業と多くの場合見なされており、他企業に対する「デモンストレーション効果」の可能性を軽視すべきではない。多国籍企業が事業活動を行う国の環境もまた、利用可能かつ革新的な技術及び慣行からの恩恵を受けられるように図ることは、国際的な投資活動に対するより幅広い支援を構築する重要な方策である。
84. 企業は、環境マネジメントの事項に関する従業員及びその他のステークホルダーに対する訓練と教育において、重要な役割を果たすべきである。企業は、特に人の健康及び安全に直接関わる分野において、この責任を可能な限り幅広く果たすことが奨励される。企業はまた、ビジネス上の関係先に対し、環境に関する自社の方針、要求事項及び基準を、明快かつ容易にアクセスできる形で伝達すべきである。
85. 企業は、国際獣疫事務局（WOAH）の陸生動物衛生規約と整合するアニマルウェルフェアの基準を尊重すべきである。動物は、それが健康かつ快適で十分な栄養が与えられ、安全であり、また、痛み、恐怖及び極度の不安などの不快な状態に苦しむことなく、心身の状態にとって重要な行動を表すことができる場合に、良好な福祉状態にある。良好なアニマルウェルフェアには、疾病予防並びに適切な獣医のケア、シェルター、管理及び栄養、刺激を受けられかつ安全な環境、思いやりある取扱及び思いやりある屠殺又は殺処分が求められる。また、企業は、関係する国際機関が策定した生きた動物の輸送についての指針を遵守すべきである。

第7章 贈賄及びその他の形態の腐敗の防止

行動指針が対象とする事項に対する負の影響は、多くの場合、腐敗により生じる。そのため、企業による実効性のある腐敗防止策の実行は、行動指針が対象とするその他の負の影響の回避に大きく資するものとなる。企業は、贈賄又はその他の形態の腐敗に決して関与すべきでない。

特に、企業は以下の行動をとるべきである。

1. 公務員或いは企業がビジネス上の関係を有する個人又は事業体の被雇用者、又はその親族や関係者に対し、不当な金銭的又はその他の便宜を申し出る、約束する、又は供与することを含む、いかなる腐敗にも関与しない。同様に、公務員或いは企業がビジネス上の関係を有する個人又は事業体の被雇用者から、不当な金銭的又はその他の便宜を要求、合意又は受領すべきではない。企業は、公務員或いは企業が取引関係を有する個人又は事業体の被雇用者、又はその親族や関係者に対し不当な金銭的又はその他の便宜を提供するための経由手段として、特に代理店、コンサルタント、代理人、流通業者、共同事業体、請負業者及びサプライヤー、合併事業のパートナーをはじめとする第三者又はその他の仲介者を用いるべきではない。
2. 贈賄及びその他の形態の腐敗の防止、発見、対応のため、リスクベースの評価に基づき、適正な内部統制、倫理及びコンプライアンスのプログラム、又はその措置を策定し、これを採用する。これにあたっては、個々の企業を取り巻く状況、特に贈賄及びその他の形態の腐敗に関連した企業のリスクファクター（特に、事業活動地域及び業種、責任ある企業行動の事項に係るその他の問題、規制環境、取引関係の種類、外国政府との取引、及び第三者の利用等）を考慮する。これらの内部統制、倫理及びコンプライアンスのプログラム又はその措置には、公正で正確な帳簿の維持や利益相反の登録、記録及び報告が確実になされるよう合理的に設計された（内部統制システムを含む）財務会計手続を含めるべきであり、それにより、贈賄又はその他の腐敗行為に関与又はそれを秘匿する目的でこれらの財務会計手続を用いることができないようにする。こうした個別の状況やリスクについては、コンプライアンスのためのリソース配分を決定し、企業の内部統制、倫理及びコンプライアンスのプログラム又は措置が状況に合致し引き続き実効性のあるものとなるよう確保し、企業が贈賄及びその他の形態の腐敗に関与するリスクを軽減するため、定期的にモニタリングするとともに必要に応じて再評価すべきである。あらゆる形態の腐敗を防止及び探知するための、これらの内部統制、倫理及びコンプライアンスのプログラム又はその措置には、第2章に記されたリスクベースのデュー・ディリジェンス実施も含めるべきである。
3. 手続円滑化のための少額支払（スモール・ファシリテーション・ペイメント）は、それが行われている国において総じて違法とされており、企業の内部統制、倫理及びコンプライアンスのプログラム又はその措置において禁止又は阻止する。また、かかる支払が行われた場合は、これを帳簿及び財務記録に正確に記録する。
4. 贈賄及びその他の形態の腐敗に関連した特定のリスクを考慮し、雇用に関する適正に文書化されたデュー・ディリジェンスや代理人に対する適切かつ定期的な監督を確実に実施するとともに、代理人への報酬が適切かつ正当な役務に対

してのみのものであるよう図る。公的機関及び国有企業との取引に関与する代理人がいる場合、適用される情報公開関連法令に従い、かかる代理人の最新の名簿を保持し、監督当局に提供できるようにすべきである。企業は、その代理人が違法な影響を発揮するのを避け、公務員との関係において職業上の高い基準を遵守することを確保するための対策を講じるべきである。

5. 贈賄及びその他の形態の腐敗防止のための自社の取組の透明性を高め、清廉性の文化を醸成する。そのための措置としては、以下のようなものが含まれ得る。(i)企業の内部統制、倫理及びコンプライアンスのプログラムに対する、取締役会又は同等のガバナンス組織、及び経営幹部による強力で明確かつ具体的に示されたサポート及びコミットメント、(ii)全ての従業員及び関係する第三者（特に外国の子会社、代理人及びその他の仲介者など）が容易に閲覧できる、贈賄及びその他の形態の腐敗を禁じる、明文化され具体的な企業方針、(iii)企業のコミットメントの尊重を目的とした、企業が採用するマネジメントシステム並びに内部統制、倫理及びコンプライアンスのプログラム又はその措置の開示。企業はまた、贈賄及びその他の形態の腐敗防止についての社会の認知と協力を推進するため、社会とのオープンな関係及び対話を促進すべきである。企業は、国内法及び法規制上の定めに従うことなく行う開示に加え、贈賄及びその他の形態の腐敗防止に関連した違法行為並びに贈賄及びその他の形態の腐敗防止が疑われる事案に対処するために講じた措置を開示することが奨励される。これらの措置としては、違法行為の特定、調査、通報のためのプロセス及び法の執行機関との誠実かつ積極的なエンゲージメント等が考えられるが、これに限るものではない。
6. 贈賄及びその他の形態の腐敗防止のための企業方針並びに内部統制、倫理及びコンプライアンスのプログラム又はその措置について、かかる方針、プログラム又は措置の適切な周知を通じ、また、関係する言語的、文化的、技術上の障壁を考慮した研修プログラム及び懲戒手続を通じ、従業員及び取引関係のある個人又は事業体における認知及びコンプライアンス遵守を推進する。
7. 公職候補者、政党若しくは又は政党若しくは候補者に関するその他の組織に対し、違法な献金を行わない。政治献金は、情報公開関連法令を含む国内法を遵守すべきであり、経営幹部の承認を必要とすべきである。これには、特定の公職候補者又は政治団体への支持を労働者に義務付けないことも含まれる。

第7章に関する注釈：贈賄及びその他の形態の腐敗の防止

86. 贈賄及びその他の形態の腐敗との用語は、以下の文書に整合する形で解釈されるべきである。腐敗には、公務員若しくは取引関係により関連する個人又は事業体の被雇用者への贈賄を含む。腐敗にはまた、影響力を用いた取引、横領並びにスポンサーシップ及び寄付の不正使用も含まれ得る。例えば企業は、取引又はその他の不正な利得を獲得又は維持するために、賄賂又はその他の不当な便宜を、直接的であれ間接的であれ、申し出、約束し、提供し、要求してはならない。企業はまた、賄賂及び財物強要の要求に抵抗すべきである。利益相反は、それ自体が腐敗ではないものの、民間の利益と公務員の公的義務との間の相反は、それが適切に管理されなかった場合、結果として腐敗を生じさせる可能性があるとの認識が高まっている。「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（OECD贈賄防

止条約)」は、1999年2月15日に発効した。「OECD贈賄防止条約」は、「国際商取引における外国公務員への更なる贈賄防止に関する勧告[OECD/LEGAL/0378]（OECD贈賄防止勧告）」、「国際商取引における外国公務員の更なる贈賄防止のための税の措置に関する勧告[OECD/LEGAL/0371]」、「贈賄及び公的に支援された輸出信用に関する勧告[OECD/LEGAL/0447]」及び「腐敗リスク管理についての協力体構築に関する係る開発協力関係者に対する勧告[OECD/LEGAL/0431]」と併せ、外国における賄賂取引の提供側に対処するためのOECDの中核文書を成す。これらの文書は全体として、各国が自国企業の活動及び自らの法域内で生じた出来事に責任を負うことで、外国公務員への賄賂の「提供」を根絶することを目的とする。²「OECD贈賄防止条約」及びこれらの関連文書の徹底した実施を推進するため、各国の実施状況についての厳格かつ体系的な監視プログラムが策定された。その他の腐敗行為及び清廉性リスクについても、「公的清廉性に関する勧告[OECD/LEGAL/0435]」、「ロビー活動における透明性及び清廉性の原則に関する勧告[OECD/LEGAL/0379]」、「公務における利益相反の管理に関するOECDガイドラインに関する勧告[OECD/LEGAL/0316]」及び「国有企業における腐敗防止及び清廉性に関するガイドラインに関する勧告[OECD/LEGAL/0451]」で取り扱われている。

87. 腐敗は、民主主義的な制度及び企業のガバナンスに損害を与える。腐敗は、投資意欲を削ぎ、国際競争の状況を歪める。経済への影響のみならず、腐敗は、世界の安定を損ない、環境基準及び労働者の権利のための取組を阻害し、或いは質の低い物品が提供されるなど、有害な影響を及ぼし得る。特に腐敗行為を通じた資金の流用は、経済・社会・環境面の福祉の向上達成のための国民の努力を台無しにする。腐敗は、社会的に疎外された又は脆弱な立場の集団又は階層に特に偏って影響を及ぼし、ジェンダー間の不平等を悪化させかねない。企業は、統制、倫理及びコンプライアンスのプログラムの策定時に、民族、人種、性別及び性的指向等に関係する構造的差別の重層性を考慮することを通じ、これらの慣行との戦いにおいて果たすべき重要な役割を有する。
88. 公共及び民間の双方の領域における妥当性、清廉性及び透明性は、贈賄及びその他の形態の腐敗との闘いの重要概念である。産業界、非政府組織、各国政府及び政府間組織は全て、腐敗防止の取組に対する市民の支持を強化し、透明性並びに腐敗及び贈賄の問題に対する社会的認知を高めるために協力すべきである。適切なコーポレートガバナンス慣行の採用もまた、企業内での倫理的文化

² OECD贈賄防止条約において、外国での贈賄行為とは「国際商取引において商取引又はその他の不当な便宜を得る利益を取得し又は維持するために、外国公務員に対し、当該外国公務員がその公務の遂行に関連して行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該外国公務員又は第三者のために、直接又は仲介者を通じ、金銭上又はその他の利得を、申し出、約束し、又は供与すること」と定義されている。同条約の注釈（第9項）は、「手続円滑化のための少額支払（スモール・ファシリテーション・ペイメント）は」、第1項の意味における「取引又はその他の不当な便宜を得る又は維持するための」支払とはならず、したがって違反とはならないと明確化している。かかる支払は、一部の国においては許可又は認可の発行等、公務員がその機能を遂行するよう誘導するためになされ、一般的に当該国においては違法となる。これ以外の国は、良きガバナンスに向けた施策支援などの方策により、こういった腐敗現象に対処することが可能であり、また、そうすべきである。OECD贈賄防止勧告（第XIV.i項）は、各国政府に対し、腐敗現象を効果的に防止するため、この問題についての方針及び施策を定期的に見直すよう勧告する。

の醸成のために必要不可欠な要素である。

89. 「贈賄防止勧告」は、特に各国政府に対し、その国の企業が、同勧告に付属文書IIとして含まれる内部統制、倫理及びコンプライアンスに関するグッドプラクティス・ガイダンスを考慮しつつ、外国での贈賄行為の防止及び探知を目的とした十分な内部統制、倫理及びコンプライアンスのプログラム又はその措置を策定・採用するよう奨励することを勧告する。このグッドプラクティス・ガイダンスは、国有企業を含む企業、並びに業界団体及び職能団体を対象としており、通報者の保護を含め、外国での贈賄行為を防止及び探知するためのそれらの企業・団体の内部統制、倫理及びコンプライアンスのプログラム、又はその措置の実効性確保のためのグッドプラクティスに焦点を当てている。本ガイダンスには柔軟性があり、企業、特に中小企業が、自社の規模や種類、法的構造並びに事業活動地域及び業種、また、事業活動を行う法域やその他の法律上の基本的原則等、自社の状況に合わせて調整できるよう意図したものである。更に、行動指針では、腐敗に係る内部統制、倫理及びコンプライアンスのプログラム又はその措置には、第2章で謳われた勧告に則ったリスクベースのデュー・ディリジェンスの実施も含むべきとされている。
90. 現地の及び国際的な非政府組織、企業、職能団体及び国際機関とのコレクティブアクション及び意味のあるエンゲージメントもまた、企業が実効性ある腐敗防止の方針をより良く策定・実施し、一企業が単独では緩和できない腐敗リスクを緩和する上で有用である。
91. 2005年12月14日に発効した「国連腐敗防止条約（UNCAC）」は、腐敗防止のための広範な基準、措置及び規則を規定する。UNCACの下で、締約国は、自国の公務員が賄賂を受け取ることを禁ずるとともに、自国の企業が自国の公務員、また同様に外国公務員及び国際機関公務員に賄賂を贈ることを禁じ、また、私企業から私企業への贈賄の禁止を検討するよう求められる。UNCAC及びOECD贈賄防止条約は、相互に支え合い、また補完的なものである。
92. 贈賄の要求側に対処するためには、優れたガバナンス慣行が、企業が賄賂の支払いを要求されることを防ぐための重要な要素となる。本国及び受入国の政府は、贈賄及びその他の形態の腐敗の要求に直面する企業を支援し、関係する公務員の認識を高めるとともに訓練を行い、民間及び公共部門の代表者並びに非政府組織とのコレクティブアクションの促進を検討し、必要に応じ、賄賂の要求及び受領に対処するための協調的行動を実施すべきである。贈賄防止勧告の付属文書IIIに掲載された条約の特定条項に関するグッドプラクティス・ガイダンスでは、「OECD贈賄防止条約」は、外国公務員が賄賂を要求した際に弁解又は例外が与えられないような形で履行されるべきとしている。さらに、UNCACは、国内公務員による賄賂の要求の犯罪化を求めている。

第8章 消費者利益

消費者との関係において、企業は、事業、マーケティング及び広告の公正な慣行に従い行動すべきであり、また、提供する物品及びサービスの品質及び信頼性を担保するために、あらゆる合理的な措置を講じるべきである。特に、企業は以下の行動をとるべきである。

1. 提供する物品及びサービスが、健康上の警告及び安全情報に関連するものを含め、消費者の健康と安全のために合意された又は法的に求められる全ての基準に適合することを確保するとともに、予見可能な使用並びに予見可能な不適切な使用及び誤用において、消費者の健康及び安全に不合理なリスクを生じさせないことを確保する。
2. 情報に基づいた意思決定を消費者が行うために十分な正確かつ検証可能で明確な情報を提供する。これには、物品及びサービスの価格情報及び、適当な場合には、内容についての情報、安全な使用方法、環境に関わる特性、メンテナンス方法、保管方法、廃棄方法、並びに関連する電子取引上の開示（プライバシー関連事項等）及び利用可能な紛争解決及び救済オプションについての情報が含まれる。当該情報は、平易な言い回しを使用し、理解可能で容易に利用できる形で提示されるべきであり、また、障がいのある消費者のアクセシビリティのニーズを考慮したものであるべきである。また可能な限り、かかる情報は、消費者が製品比較を行いやすい形で提供されるべきである。
3. 不必要な費用や負担を伴わない、公正で利用しやすい、時宜に適った、実効性のある非司法的紛争解決及び救済メカニズムを消費者に提供する。
4. 偽りの、誤解を招く、詐欺的な、不公正な、若しくは消費者又は競争を毀損する形で消費者の選択を妨げるような表示又は省略、或いはそれ以外の同様の如何なる行為も行わない。
5. 特に消費者の以下の能力を向上させる目的で、企業の事業活動に関連する分野における消費者教育を促進するための取組を支援する。i)複雑な物品、サービス及び市場に関わる情報に基づいた意思決定、ii)自らの意思決定の経済的、環境的、社会的影響についてのより深い理解、及びiii)持続可能な消費に対する支援。
6. 消費者データの収集及び利用に関する企業の活動が、適法、透明かつ公正で、消費者の参画及び選択を可能にすることを確保しながら消費者のプライバシーを守り、企業が収集、保存、処理、提供する個人データの安全性を確保するために合理的なあらゆる対策を講じる。
7. 濫用的又は詐欺的なマーケティング活動（誤解を招く広告及び売買詐欺を含む）を防止し、これに対抗するため、また、企業の製品及びサービスの消費、使用又は廃棄から生じる、公衆の健康と安全又は環境に対する重大な脅威を低減するため、公的機関と全面的に協力する。
8. 上記の原則を適用する際、以下を考慮する。i)消費者（特に脆弱な又は立場の弱い消費者）のニーズ、ii)電子商取引が消費者にもたらし得る固有の課題。

第8章に関する注釈：消費者利益

93. 行動指針の消費者利益の章は、OECD消費者政策委員会及び金融市場委員会、消費者保護の分野におけるOECDの関連基準の他、国際商工会議所、国際標準化機構及び国連環境計画をはじめとする国連を含むその他の機関の作業（消費者政策に関する国連指針等）並びに関連文書（国際商工会議所のグローバル広告及び責任あるマーケティングのための広告及びマーケティングコミュニケーション規範等）に基づく。
94. 本章は、消費者満足及びそれに関連する利益が、企業の事業活動の成功の基盤であると認識する。本章はまた、物品及びサービスの消費者市場は、時と共に大きな変化を経験していると認識する。規制改革、より開かれたグローバル市場、デジタル及び金融サービスを変革する新技術の開発並びに消費者サービスの成長は、変化をもたらす主要要因であり、より開かれた競争がもたらす選択肢の拡大及びその他の恩恵を消費者に提供する。同時に、変化のスピード及び多くの市場の複雑性増大は、消費者が物品及びサービスを比較・評価することをより困難にしている。さらに、消費者の人口動態もまた、時と共に変化している。子どもは、増加する高齢者同様、市場において大きな位置を占めるようになりつつある。全体として消費者の教育レベルは上がっているものの、多くの消費者は未だ、今日のより複雑で情報が溢れた市場で求められる計算及び読み書きの能力を欠いている。さらに、多くの消費者は、経済・社会・環境の広範な事項に対する企業の考え方や活動を知ること次第に興味を抱くようになりつつあり、物品及びサービスの選択にあたり、これを考慮するようになっている。
95. 柱書は、企業に対し、事業、マーケティング及び広告の公正な慣行に従い、提供する製品の品質及び信頼性を担保するよう求める。これらの原則は、物品及びサービスの両方に適用されると記されている。
96. 第1項は、求められる健康及び安全の基準に準拠することの企業にとっての重要性並びに消費者に製品に関する十分な健康・安全情報を提供することの重要性を強調する。
97. 第2項は、情報開示についてのものである。本項は、情報に基づいた意思決定を消費者が行うために十分な情報の提供を企業に求める。オンライン領域における情報提供の方法は、消費者のアクセス手段に合わせ、調整すべきである。これには、製品に関連した金銭的リスクが存在する場合、それについての情報も含むこととなる。更に、物品及びサービスの直接比較を消費者ができるような形（例えば単位価格）での情報提供を、企業が法的に求められる場合もある。直接の法律が存在しない場合、企業は、消費者に対応する際、物品及びサービスの比較が容易になる方法、また、製品の総額を消費者が容易に判断できる方法で、情報を提示するよう奨励される。「十分な」が何を指すかは、時と共に変化し得ることを認識すべきであり、企業は、このような変化に敏感に対応すべきである。企業によるあらゆる製品および環境又は社会に関する主張は、適正な証左並びに、適用可能な場合には、適切な試験及び検証に基づいたものであるべきである。主張とは、製品又はサービスの生産方法についてのものである場合もあれば、製品又はサービス自体の特性についてのものである場合もある。環境及び社会の問題並びに持続可能な消費に対する消費者の関心の高まりに鑑みれば、製品及びサービスの環境面又は社会面での特質についての情報を適切な場合には提供すべきである。これには、製品のエネルギー効率並

びにリサイクル可否、耐久性及び修理可否の程度や金融商品及びサービスのサステナビリティ特性についての情報、或いは、例えば食品の場合、農業生産工程又は栄養的特質についての情報が含まれ得る。

98. 購買についての決定を行う際、消費者は、ますます企業行動を考慮に入れるようになりつつある。従って、企業は、社会面及び環境面での重要事項を自社の事業活動に組み込むために講じた取組及び、それ以外の持続可能な消費支援のための取組に関する情報を公表することが奨励される。情報開示に関する行動指針の第3章は、この点において関係する。従って、企業は、当該企業の社会・倫理・環境に関する方針及び自社が賛同する他の行動規範に関する情報を含め、バリュー声明又は企業行動についての声明を社会に向けて発信することが奨励される。企業は、この情報を平易な言い回しで開示し、環境面又は社会面のパフォーマンスに関する全ての主張の正確性を確保するよう奨励される。これらの分野において開示を行い、情報開示の対象を消費者に据える企業数の増加は歓迎すべきことである。
99. 第3項は、「消費者の紛争解決及び救済に関するOECD勧告 [\[OECD/LEGAL/0356\]](#)」の文言を反映する。本勧告は、消費者からの苦情に対応するための効果的方策（業界がこの点に関して取り得る一連の行動を含む）を策定するための枠組を規定する。消費者紛争を解決するために多くの企業が構築したメカニズムは、消費者からの信頼及び消費者満足度を高めるために役立ってきたことが知られている。これらのメカニズムは、苦情に対し、関連当事者全てにとって高額で、困難かつ時間がかかり得る法的手段よりも現実的な解決策を提供し得る。しかしながら、これらの非司法的メカニズムが効果的なものとなるためには、その存在が消費者に認知される必要があり、また、消費者は、特に苦情が国境を越えるもの又は多面的な取引に関するものである場合、苦情の申し立て方に関するガイダンスから恩恵を受けることができる。
100. 第4項は、偽りの、誤解を招く、詐欺的な及びその他の不公正な商業的慣行についてのものである。かかる慣行は、消費者及び責任ある企業に損失を被らせる形で市場を歪め得るものであり、避けるべきである。
101. 第5項は、多くの市場及び製品の複雑性が増す中、ますます重要性を増している消費者教育に関するものである。各国政府、消費者団体及び多くの企業は、消費者教育は共同責任であること、そしてこの点でそれらの組織が重要な役割を果たし得ることを認識している。消費者が経験してきた金融その他の分野における複雑な製品の評価の難しさは、消費者の意思決定能力向上を目的とする教育の推進のため、ステークホルダーが協働する重要性を強調する。
102. 第6項は、個人データに関する項目である。企業による個人データの収集及び利用の増加は、消費者のプライバシー及びウェルビーイングに重大なリスクを与え得る。それ故、データセキュリティを含む消費者の個人データの保護の重要性は高い。
103. 第7項は、より効果的に詐欺的なマーケティング慣行を防止し対抗するために企業が当局と協働することの重要性を強調する。公衆衛生及び安全並びに環境に対するリスクを低減・防止するための協力もまた求められる。このリスクには、物品の廃棄並びにその消費及び使用に関連するリスクも含まれる。これは、製品のライフサイクル全体、特に設計、製造、配送、使用及び廃棄の段階における製品の安全性リスクを検討・管理することの重要性に対する認識を反映したものである。

104. 第8項は、物品及びサービスを販売する際に、脆弱な及び不利な立場にある消費者の状況を考慮するよう企業に求める。不利な又は脆弱な立場にある消費者とは、個人的特性又は状況（年齢、精神的又は身体的能力、教育、所得、言語又は遠隔地域等）のために、情報が溢れグローバル化した今日の市場で活動する上で特別な困難に直面しかねない特定の消費者又は消費者群を指す。本項はまた、グローバル市場におけるモバイルその他の形態の電子商取引の重要性増大にも焦点を当てる。このような電子商取引が提供する恩恵は、大きくかつ増大している。しかし、そこには消費者に損害を与えるリスクも存在する。各国政府は、従来型の商取引において得られる保護に劣らない透明性及び実効性のある保護を電子商取引において消費者が確実に得られるようにするための方策の検討に相当な時間を費やしてきた。従って、電子商取引における保護の水準が従来型の商取引におけるものに劣らないよう、電子商取引のリスクを低減するための措置を企業が講じることが重要である。

第9章 科学、技術及びイノベーション

科学研究及び技術的イノベーションは、あらゆる業種において、生産性を高めるだけでなく、デュー・ディリジェンスを実施し持続可能な開発に貢献する企業の能力を高めてきた。企業は、それぞれに見合った形で、地域及び国のイノベーション力の発展に貢献すべきである。データの収集と使用を含む、技術の開発、資金調達、販売、ライセンス、取引、使用並びに科学研究及びイノベーションに関し、企業は、行動指針に則るとともに、プライバシー及びデータ保護に関する要求事項並びに輸出管理規制を含む、国の関連法規制を遵守すべきである。特に、企業は以下の行動をとるべきである。

1. 科学、技術及びイノベーションに関連した実際の及び潜在的な負の影響について、第2章に記されたように、リスクベースのデュー・ディリジェンスを実施する。
2. 知的財産権の保護、守秘義務、プライバシー、個人データ保護、輸出規制及び差別禁止の原則に然るべき注意を払った上で、科学的発見及びイノベーションの促進のため、事業活動を通じて実行可能な限り、相互の合意に基づき、自発的で安全かつ保護され、効率的な技術及びノウハウの移転を可能とする事業慣行を採用し、データアクセス及びデータ共有を強化する。
3. 適切な場合は、清廉性、セキュリティ、事業上のニーズを考慮に入れた上で、現地市場のニーズに応えるために受入国において科学及び技術の開発活動を行い、また、かかる活動において受入国の人材を雇用し、これらの人材の訓練を促すとともに支援する。
4. 知的財産権のライセンスを供与する場合、又はその他の方法により自主的に技術移転を行う場合は、相互の合意に基づき、負の影響を防止及び軽減するための適切な予防措置を講じ、受入国の長期的かつ持続的な開発の見通しに貢献する形で、また、輸出管理規制の定めを尊重して、これを行う。
5. 事業上の目的にとって意義がある場合は、現地の高等教育機関、公的研究機関との関係を構築するとともに、中小企業及び市民社会組織を含めた現地の産業界又は業界団体との共同研究プロジェクトに参加する。かかる協力は、効果的なリスクマネジメント、倫理的配慮、国家の安全保障上の懸念、適用法、及びステークホルダーへの配慮を踏まえたものであるべきである。こういった協力はまた、オープンサイエンスの価値を認め、学問の自由を守るための予防措置並びに研究及び科学の自律性を尊重すべきである。
6. データの収集、共有及び使用にあたっては、データアクセス及びデータ共有の取扱いについての透明性を高めるとともに、データのバリューサイクルを通じ、行動指針参加国において適用され、広く認められている又は受容されている基準及び法規制の定め（行動規範、倫理原則、消費者操作及び強要に関する規則、並びにプライバシー及びデータの保護に関する規範等を含む）に合致する責任あるデータガバナンスの慣行を採用するよう奨励する。
7. 企業は、自社が置かれた状況に応じ、オープンかつ自由でグローバルな、相互運用性があり信頼性が高くアクセス可能で購入しやすい、そして保護され強靱なインターネットの推進のため、適切な場における協働の取組を支援すべきである。これには、オンライン上の表現の自由並びに平和的集会及び結社の自由の尊重を

通じた支援を含み、また、支援にあたっては、行動指針が対象とする事項と合致する形で行うものとする。

第9章に関する注釈：科学、技術及びイノベーション

105. 技術の開発、ライセンス供与、販売、取引及び使用は、持続可能な開発、人権、経済参画、民主主義の質、社会的一体性、気候変動、グローバルビジネス及び労働を巡る状況並びに市場力学を含む行動指針が対象とする事項に対し、重大な影響を与える。科学研究及び技術のイノベーションは、全業種における生産性を高めると同時に、企業がデュー・ディリジェンスを実施し、持続可能な開発に寄与する能力を向上させるが、課題及び負の影響に結びつく場合もある。
106. 本テーマの変化し続ける性質及びこれが多くの事項に関連するという事実に鑑み、本章の範囲は、将来の科学、技術及びイノベーション開発に関連するリスクにとっても本章が意味のあるものであることを確保するため、敢えて広範かつ包括的なものとなっている。
107. 知識に基づくグローバル化した経済においては、技術、データ及びノウハウを入手し利用する能力が、企業業績向上のため必要不可欠である。データ及びノウハウの入手は、持続可能な開発において、生産性向上及び雇用創出を含む、経済全体に対する技術発展の効果実現のためにもまた重要である。³ 多国籍企業は、国境を越えた技術移転の重要なルートである。多国籍企業は、受入国の国内企業及び行政組織による新技術の創出、普及及び場合によっては活用支援を通じ、受入国の国としてのイノベーション能力に寄与し得る。多国籍企業の研究開発活動及び新技術への投資は、国のイノベーションシステムと上手く連携できた場合、受入国の経済的及び社会的発展の向上に寄与し得る。結果として、受入国における活発なイノベーションシステムの発展が、多国籍企業の事業上の機会を拡大する。
108. 従って、本章が目指すものは、経済的実現可能性や競争上の懸念による制約の範囲内において、プライバシー、データ保護、セキュリティ、知的財産保護及び守秘義務に則って行われる受入国のイノベーション能力への寄与を通じ、事業活動を行う国における多国籍企業による研究開発の成果の普及を促進することである。この観点から、技術の普及には、新技術が用いられた製品及びサービスの上市、プロセスイノベーションのライセンス供与、科学技術スタッフの雇用と訓練及び研究開発共同事業の設立などが含まれ得る。技術を販売又はライセンス供与する場合、交渉で締結された条件が相互の合意に基づくものであるべきのみならず、多国籍企業は、開発上の、並びに環境的及び社会的な技術の長期的影響を考慮すべきである。多国籍企業は、自社の活動の中で、国外の子会社、下請業者及びその他の取引関係先のイノベーション能力を構築するとともに向上させ得る。これに加え、多国籍企業は、物理的及び制度的な現地の科学技術基盤の重要性について、注意を喚起し得る。この点において、多国籍

³ 第7項は、電子商取引の分野において世界貿易機関（WTO）で各国政府が取るスタンスを損なうものではない。同項は、インターネット利用に関連し得るその他の重要な公共政策上の利益を軽視することを意図してはならず、このことは考慮すべきであろう。一部の国は、この点に関し、2005年の情報社会に関するチュニスアジェンダを参照してきた。

企業は、活発なイノベーションシステム構築に向けた受入国政府による政策枠組の形成に、有益な貢献を行い得る。

109. 本章において、科学は、研究及び探索等様々なものを含むと理解される。本章において、技術は、デジタル技術、非デジタル技術及びデジタルサービス、並びにこれらの開発及び利用を促進するデジタル生態系を含むものと理解される。本章において、イノベーションは、それを潜在ユーザーにとって利用可能にする又は企業の使用に供することを目的に、新たな又は改善された製品、サービス又はプロセスを開発するプロセスと理解される。
110. 本章において、データは、関連するOECD勧告におけると同様、テキスト、画像、音声及び動画を含む、構造的又は非構造的な形式の記録された情報を指すと理解される。データに基づくイノベーション及びデータ集約的な科学には、大きな社会的課題に対処する上での大きな期待がかけられている。オープンサイエンスの取組及びデータへのアクセスは、科学的研究成果の再現性、社会全体への知識の普及、学際的協力、資源効率、生産性及び競争力に対し、広範囲に及ぶ効果を与えてきた。国境を越えたデータの流れは、国際的商取引、デジタル格差の溝を埋めるための情報及び知識の交換、並びに持続的な開発を支援するために重要である。第2項は、これらの恩恵を強調する一方でまた、盗難リスク並びに個人のプライバシーを損ない、国家の安全保障リスクを生じさせかねない無責任なデータの共有及び使用のリスクにも言及している。「データアクセス及びデータ共有の強化に関するOECD勧告[[OECD/LEGAL/0463](#)]」に定義されたデータ保有者、データ生成者、データ仲介者を含むデータ生態系内の企業は、当該勧告に記された、責任あるデータアクセス、共有及び使用に関する勧告を考慮するよう奨励される。この勧告では、データ・バリューサイクル全体、特にDNA等の生物学的データ管理における、またデータを法の執行機関及びその他の政府当局に開示する際のリスクマネジメント対策（データの機密性、完全性、セキュリティ及び可用性を保護するために必要な対策を含む）の確実な実行を求めている。
111. 第4項では、予期せぬ結果を生じさせるような条件を回避するため、企業に対する期待がバランスのとれたものとなることを意図している。企業はまた、ある種の行為者が民生技術の不正使用のために技術移転からの恩恵を得ようとする状況を特定すべく努めるべきである。
112. 第2章に従い、科学、技術及びイノベーションに関連した負の影響についてのデュー・ディリジェンスの性質及び範囲は、個別の状況下の事情に依り、リスクベースの優先順位付けに基づくものとなる。また、提供された製品又はサービスの意図された目的通りの使用に関連した既知の又は合理的に予見可能な状況、或いは負の影響を生じさせる可能性のある合理的に予見可能な不適切使用又は誤用の状況を考慮すべきである。
113. 新技術又は既存ツールの新たな用途の開発に携わる企業は、責任あるイノベーションを推進し、現地の規制当局及び労働者の代表と対話及び情報共有を行いつつ、実現可能な範囲で、かつ適切な場合、新技術により生じる倫理的、法的、労働上の、社会面及び環境面での課題に対処することを想定すべきである。行動指針の勧告に加え、またこの勧告の実施が裏付ける通り、企業は、

「人工知能に関するOECD勧告[[OECD/LEGAL/0449](#)]」及び「ニューロテクノロジーにおける責任あるイノベーションに関するOECD勧告[[OECD/LEGAL/0457](#)]」を含む人工知能及びニューロテクノロジーの分野における関連するOECD基準等、イノベーションプロセスに関する利用可能な指針を考慮することが推奨される。

114. デジタルセキュリティは、企業、顧客及び各国政府を含む全てのステークホルダーの共同責任である。システム又はソフトウェアへの不正アクセス、アカウント侵害、データの喪失若しくは窃盗、又はITリソースとの干渉等のデジタルセキュリティ上のインシデントは、データ、情報システム及びネットワークの可用性、完全性及び／又は機密性を損なうことにより、企業、各国政府及び個人に損害を与えかねない。企業は、行動指針の他の章と整合する形で、デジタルセキュリティリスク管理を行うべきである。プライバシー・バイ・デザインの原則、強力な暗号化の利用、認証及びアクセス管理プロトコル及びその他のベストプラクティスにより、脅威を低減し、損害を緩和し得る。企業はまた、データ分野における関連するOECD基準を考慮すべきである。
115. 子ども又は若者によるデジタル環境への参加又は関与に関わる全ての活動において、企業は、然るべく、子どもの最善の利益を第一に考慮し、自社が実施するデュー・ディリジェンスにおいて、デジタル環境においてどうすれば子ども及び若者の権利を尊重し得るか、また、彼らのウェルビーイングを守り成長させ得るかを特定すべきであり、また、「デジタル環境における子どもについてのOECD勧告[[OECD/LEGAL/0389](#)]」及び「デジタルサービスプロバイダーのためのOECDガイドライン」と合致する形で適切な措置を講じるべきである。

第10章 競争

企業は、以下の行動をとるべきである。

1. 自社の事業活動が反競争的效果を持ち得る全ての法域の競争法を考慮しつつ、適用される全ての競争関連法規制に則った形で事業活動を行う。
2. 以下のような協定を含め、競合他社との間で反競争的協定を締結又は実行することを差し控える。
 - a) 価格協定
 - b) 入札における不正（入札談合）
 - c) 生産制限又は生産割当の実施
 - d) 顧客、サプライヤー、販売地域又は事業分野の割当による市場の共有又は分割
3. 調査当局間の効果的かつ効率的な協力を促進するため、適用法及び妥当な保護措置に則り、情報提供の要請に対し、実行可能な範囲で速やかかつ完全な回答を提供するとともに、適切な場合には、守秘義務の放棄等の利用可能な手段の活用を検討するなどして、調査を行う競争当局に協力する。
4. 競争に関する全ての適用法令を遵守することの重要性について、定期的に従業員の認知を高めるようにし、特に企業の経営幹部に対し、競争法上の問題についての研修を行う。

第10章に関する注釈：競争

116. これらの勧告は、国内及び国際市場の双方における効率的な事業活動に向けた競争法令の重要性を強調するとともに、国内企業及び多国籍企業によるそれらの法令遵守の重要性を再確認するものである。これらの勧告はまた、競争法の範囲、是正措置及び制裁に関する進展並びに競争当局間の協力の程度に関する進展について、全ての企業に確実に認識させようとするものである。「競争」法という用語は、「反トラスト」法及び「独占禁止」法の両者を含むべく用いられ、これらの法律は、a)反競争的な合意、b)市場支配力又は支配的地位の濫用、c)効率的な事業活動に拠らない市場支配力又は支配的地位の獲得、若しくはd)合併又は買収による競争の実質的な低下又は有効競争の相当程度の阻害等の様々な行為を禁止している。
117. 一般的に、競争法及び競争政策は、a)ハードコアカルテル、b)その他の反競争的合意、c)支配的地位又は市場支配力を濫用又は拡大する反競争的行為、並びにd)反競争的合併及び買収を禁止する。「ハードコアカルテルに対する効果的な措置に関する理事会勧告[C(98)35/FINAL]」の下では、a)で言及されている反競争的合意はハードコアカルテルだが、同勧告は、通常であれば禁止され得る活動に対する例外又は認可を可能とする、法律の適用除外又は規定に関する違いを含む、加盟国の法律上の差異を織り込んでいる。行動指針における勧告は、法的に利用可能なかかる適用除外又は規定の利用を差し控えるべきと示唆しているわけではない。b)及びc)の区分はより一般的である。これは、その他の種類の合意及び単独行為による影響はより曖昧であり、何を反競争的と判断すべきかについて意見が一致しない部分がより大きいためである。

118. 競争政策の目標は、物品及びサービスの性質、品質及び価格が競争の市場原理により決まる市場環境を促進することにより、国民全体の福祉と経済の成長に寄与することにある。このような競争環境は、消費者及び法域の経済全体に恩恵をもたらすのみならず、消費者の需要に効率的に応える企業に報いるものとなる。企業は、効率性を減少させる、或いは、市場の競争を減じかねない法律及び政策を政府が検討している場合に、情報及び助言を提供することにより、このプロセスに寄与し得る。
119. 企業は、各種競争法が相次いで制定され、また、これらの競争法において、海外での反競争的活動が国内消費者に有害な影響を与える場合、かかる行為の禁止が一般的になりつつあることを認識すべきである。更に、国境を越えた貿易及び投資により、ある法域でなされた反競争的行為が他の法域において有害な影響を与える可能性が高まっている。従って、企業は、自社が事業活動を行う国の法律と自社の行為が影響を及ぼす可能性のある全ての国の法律を共に考慮すべきである。
120. 最後に、企業は、反競争的行為の調査及び対処において様々な競争当局がより緊密に協力を行っていることを認識すべきである。一般的な参照文書には競争政策分野における関連するOECD基準がある。様々な法域の競争当局が同一の行為を審査する際に、企業が当局間の協力を容易にすることで、一貫性のある適切な意思決定及び競争上の是正措置が推進されるとともに、政府及び企業の両者にとってのコスト削減も可能となる。
121. 企業及び企業が関わる協働の取組は、自らが所属する法域の競争法を理解し、競争法違反となりかねない活動を回避するために、積極的な措置を講じるべきであり、信頼性の高い責任ある企業行動の取組は、それ自体が競争法の目的と対立するものではなく、通常、かかる取組における協力は競争法違反とはならない。
122. 国の状況によっては、企業は、その他の物品及びサービスの購入時と同様、労働者から労働力を購入する際に、競争法の適用対象となり得る。このような場合、給与（賃金固定協定）及び雇用慣行（引き抜き禁止協定及び、雇用禁止協定等）に関し雇用企業間の共謀があった場合、厳しい制裁が科される可能性がある。従って、企業は、採用及び雇用方針において、また、合併及び買収を計画するにあたり、適用法遵守を確保すべきである。

第11章 納税

1. 企業が遅滞なく納税義務を果たすことにより、受入国の公共財政に貢献することは重要である。特に企業は、事業活動を行う国の租税関連の法律及び規則の条文と精神を何れも遵守すべきである。法の精神に従うとは、立法趣旨を理解し、これに従うことを意味する。これは、かかる解釈に従い、法が求める以上の金額を企業が支払わなければならないということの意味するものではない。税務コンプライアンスとは、事業活動に関連して賦課される税額の正確な決定を目的として、関連した又は法が求める情報を遅滞なく関係当局に提出すること、及び移転価格の慣行を独立企業原則（アームズレングス原則）に合致させること等を含む。
2. 企業は、税務ガバナンス及び税務コンプライアンスを、自社の監査及びより広範なリスクマネジメントシステムの重要要素として扱うべきである。特に、企業の取締役会は、税務に関連するあらゆる財務リスク、規制リスク、レピュテーションリスクを特定・評価できるようにするため、税務リスクマネジメント戦略を採用すべきである。

第11章に関する注釈：納税

123. 納税の分野における企業の社会的貢献（コーポレート・シチズンシップ）とは、企業が、事業活動を行う全ての国の租税関連法規制の条文と精神を遵守し、当局と協力し、関連する又は法に求められた情報を当局に提供すべきであることを意味する。企業が、法令の趣旨を判断するために合理的な措置を講じ、法律の文言及び関連する当時の立法経緯に照らしてかかる趣旨と整合した形で税務上の規則を解釈する場合、租税関連法規制の精神を遵守したこととなる。商取引は、当該商取引本来の経済的影響と整合しない税務上の結果をもたらすような形でなされるべきではないが、かかる税務上の結果を生じさせるために特に作られた法令が存在する場合はこの限りではない。この場合企業は、法の趣旨に反することなく当該企業にとっての税務上の結果がもたらされる形で商取引がなされたと合理的に信ずるべきである。
124. 税務コンプライアンスにはまた、税務当局との協力及び租税法の効果的かつ公平な適用を確保するために税務当局が求める情報の提供も含まれる。かかる協力には、租税条約又は租税情報交換協定の条項に基づく権限ある当局による情報提供要請に対し適時かつ完全に応えることも含まれるべきである。しかし、情報提供に関するコミットメントには制限がないわけではない。特に、行動指針は、提供されるべき情報と、適用される租税法を執行する上での当該情報との関連性について、結びつけている。このことは、適用される租税法を遵守するための企業の負担と、自国の租税法を執行するために必要な完全で適時かつ正確な情報を税務当局が得る必要性との間にバランスをとる必要があることを示すものである。
125. 協力、透明性及び税務コンプライアンスに対する企業のコミットメントは、リスクマネジメントシステム、組織及び方針に反映されるべきである。会社という法人格を有する企業の場合、取締役会が、様々な形で税務リスクを監督する立場にある。例えば、取締役会は、税務方針における適切な原則を積極的に策定すべきであり、同時に、経営陣の行動が税務リスクに関する取締役会の見解

と整合するよう、税務についての内部統制システムを構築すべきである。取締役会は、全ての潜在的に重要な税務リスクについて報告を受けるべきであり、税務についての内部統制機能の実行及び取締役会への報告について責任を割り当てるべきである。税務を含む包括的なリスクマネジメント戦略により、企業は、良き企業市民としての行動が可能になるのみならず、効果的に税務リスクを管理することができるようになり、これにより、財務上、規制上及びレピュテーション上の重大なリスクが回避できる。

126. 税務上の透明性は、国の税制を完全なものとし、企業による租税法の条文と精神の遵守を確実なものとするとともに、それを示すための重要な方策である。ある国の多国籍企業グループの構成企業は、同じ多国籍企業グループに属する別の国の構成企業との間で広範な経済的関係を有している場合がある。かかる関係は、それぞれの当事者の租税債務に影響を及ぼし得る。従って、このような関係を評価し、その管轄における当該多国籍企業グループの構成企業の租税債務を決定するため、管轄外からの情報を税務当局が必要とする場合がある。ここでもまた、提供されるべき情報は、多国籍企業グループの構成企業の正確な租税債務を決定するための経済的関係性の評価という提示された目的のため、関連する又は法により求められるものに限定される。多国籍企業は、かかる情報提供に協力すべきである。「税源浸食と利益移転（BEPS）に関するOECD/G20包摂的枠組」で謳われている数多くの行動は、透明性向上を目指すものである。これらには、国別報告書の作成及び交換（BEPS行動計画13）、納税者に係る特定のルーリングにおける自発的情報交換の義務化（BEPS行動計画5）及び濫用的租税回避スキームに関する義務的開示制度（BEPS行動計画12）などがある。
127. 移転価格は、企業の社会的貢献（コーポレート・シチズンシップ）及び税務にとって特に重要な問題である。国際貿易及び国境を越えた直接投資の急激な増加（並びに多国籍企業がこれらの貿易及び投資において果たす重要な役割）は、移転価格が多国籍企業グループ内構成企業の租税債務の重要な決定要因であることを意味する。何故なら、移転価格は、多国籍企業が事業活動を行う複数国間の税源の配分に大きな影響を及ぼすからである。「OECDモデル租税条約」及び「先進国と開発途上国間の国連モデル二重課税条約」の両者に含まれる独立企業原則（アームズレングス原則）は、関係する企業間の利益を調整するための国際的に認められた基準である。独立企業原則の適用により、利益又は損失の不適切な移転を回避し、二重課税リスクを最小化することができる。独立企業原則を適切に適用するには、税務当局と協力し、自社と関係会社との間の国際的商取引のために採用した移転価格算定法について関連する又は法が求める全ての情報を税務当局に提出することが多国籍企業には求められる。移転価格が独立企業基準（又は原則）を適切に反映したものであるかの判断は、多国籍企業にとっても税務当局にとっても困難であり、その適用は、正確に明確化はできないと認識されている。
128. OECD租税委員会は、移転価格が独立企業原則を反映したものとなるよう確保するための勧告策定のための作業を継続している。同委員会の作業により、「関係企業間の移転価格算定に関する理事会勧告[[OECD/LEGAL/0279](https://www.oecd.org/tax/beps/OECDLEGAL/0279)]」（多国籍企業グループ内企業は、通常、「関係企業」の定義に該当する）の関連文書

である、「多国籍企業及び税務当局のための移転価格ガイドライン（OECD移転価格ガイドライン）」が1995年に公表された。「OECD移転価格ガイドライン」は、世界経済における変化並びに移転価格を扱う税務当局及び納税者の経験を反映するため、継続的に改訂されている。特筆すべきは、BEPS対策のための一連の措置についての理事会による承認を反映し、OECD非加盟国における「移転価格ガイドライン」の影響と関連性を強化し、「移転価格ガイドライン」の遅滞ない実施を支援することで、同ガイドラインの今後の改訂状況についての更なる明確性と法的確実性を各国政府及び納税者に提供するため、2017年に理事会勧告が改訂されたことである。租税条約に基づき、恒久的施設所在国の課税権決定を目的として、当該恒久的施設に帰属する利益の算定に独立企業原則を適用することは、2008年に採択されたOECD理事会勧告の主題であった。

129. 「OECD移転価格ガイドライン」は、関係企業間の移転価格算定のための独立企業原則の適用に焦点を当てている。同ガイドラインは、移転価格に関わる事案において相互に満足できる解決策を提示し、それにより各国税務当局間及び税務当局と多国籍企業との間の紛争を最小化し、費用のかかる訴訟を回避することで、（OECD加盟国及び非加盟国双方の）税務当局及び多国籍企業を支援することを目指すものである。多国籍企業は、自社の移転価格が確実に独立企業原則を反映するよう確保するため、改訂補遺された「OECD移転価格ガイドライン」中の指針に従うことが奨励される。
130. 多国籍企業グループに適用される国際的な課税の構造の一貫性及び整合性は、OECD/G20のBEPSプロジェクトを通じて、より広範に強化された。特に、「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約[[OECD/LEGAL/0432](#)]」は、租税回避に対処し、かつ、条約濫用回避及び紛争処理向上のための最低基準等の国際課税ルールの統一性を向上させるための、様々な措置（条約濫用の回避及び紛争解決の向上のための最低基準を含む。）の実施を促進する。このシステムの成功は、前向きな関係性、協力及び相互主義のネットワークにかかっている。

第2部：OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針の実施手続

責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針についての理事会決定

理事会は、

1960年12月14日の経済協力開発機構条約第5条a)を考慮し、

OECD「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」（以下「宣言」）に参加するOECD加盟国及び非加盟国（以下「参加国」）が、その領土内で事業活動を行う企業及び自国領土から事業活動を行う多国籍企業に対し、責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針（以下「行動指針」）を遵守することを共同して勧告する同宣言[OECD/LEGAL/0144]を考慮し、

多国籍企業の事業活動は全世界に及ぶため、宣言に関係する事項についての国際協力は全ての国に及ぶべきことを認識し、

行動指針が対象とする事項に関する協議の手続を強化すること、及び行動指針の実効性を高めることが望ましいことを考慮し、

投資委員会の提案につき、

以下の通り、決定する。

I. 責任ある企業行動のための各国連絡窓口

1. 参加国は、行動指針の実効性向上のため、責任ある企業行動のための各国連絡窓口（以下「NCP」）を設立するものとする。NCPは、以下について責任を負うものとする。

- a 行動指針の認知と理解を促進する。これには、照会の処理も含む。
- b 個別事例において行動指針の実施に関連して生じた問題の解決に寄与する。

さらに、適切な場合、関係する政府機関と協調し、NCPは、責任ある企業行動を促進するための政策を策定、実施し、その一貫性を高めるための政府の取組を支援することもできる。

産業界、労働者団体、その他の非政府組織及びその他の関係者に対して、NCPが利用可能であることを通知するものとする。

2. 異なる参加国のNCPは、必要が生じた場合、NCPの活動に関連し、行動指針

に関係するあらゆる事項について協力を行うものとする。一般的手続として、他国のNCPと連絡を行う前に、自国内で議論を開始するべきである。

3. NCPは、経験の共有及び投資委員会への報告のために、定期的に会合するものとする。
4. 参加国は、国内の予算の規模及び慣行を考慮しつつ、本決定に付属する手続において規定された実効性基準を完全に満たす形でNCPが効果的に責任を果たせるよう、人的及び財政的資源を自国のNCPが利用できるようにするものとする。
5. 参加国は、責任ある企業行動作業部会（以下「RBC作業部会」）が採用する手順に従い、NCPに対する定期的なピア・レビューを実施するものとする。

II. 投資委員会及び責任ある企業行動作業部会

1. 投資委員会（以下「委員会」）は、「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」の実施を監督するものとする。RBC作業部会は、行動指針に関連する自らの責任に関し、宣言第1条の実施にあたり、委員会を支援するものとする。
2. 委員会は、定期的に又は参加国の要請により、行動指針が対象とする事項についての意見及びその実践から得られた経験を共有するものとする。委員会は、OECDの経済産業諮問委員会（BIAC）及び労働組合諮問委員会（TUAC）（両者を併せ、以下「諮問団体」）、OECDウォッチ、並びにその他の国際的パートナーに対し、行動指針が対象とする事項についての意見を表明するよう定期的に依頼するものとする。更にそれらの団体の要請により、かかる事項について、それらの団体と意見交換を行うことができる。
3. 委員会は、行動指針に則り責任ある企業行動を世界的に推進し、公平な競争条件を創出するため、行動指針が対象とする事項について、非参加国とのエンゲージメントを行うものとする。委員会はまた、行動指針及びその原則及び基準の推進に特別な関心を持つ非参加国との協力に努めるものとする。
4. 委員会は、行動指針の明確化に対し責任を負うものとする。明確化の要請を行った個別事例に関わる当事者は、口頭又は書面で意見を表明する機会を与えられるものとする。委員会が、個々の企業の行動について結論を下すことはない。
5. 委員会は、行動指針の実効性強化及びNCPの機能的同等性の促進を目的として、NCPの活動に関する意見交換を行うものとする。
6. 委員会は、行動指針が対象とする事項について、定期的に理事会に報告を行うものとする。かかる報告において、委員会は、NCPからの報告、また、適切な場合、諮問団体（BIAC及びTUAC）、OECDウォッチ、その他の国際的パートナー及び非参加国から表明された意見を考慮するものとする。
7. 委員会は、NCPと協力し、行動指針に謳われた原則及び基準の企業による効果的な遵守を積極的に推進するものとする。特に、持続可能な開発の達成の観点から、行動指針の文脈において、経済、環境、社会の発展に多国籍企業が前

向きな貢献を行うことを奨励し、特定の製品、地域、業界又は産業に関連した負の影響を特定し、これに対処できるようにするため、委員会は、諮問団体（BIAC及びTUAC）、OECDウォッチ、その他の国際的パートナー及びその他のステークホルダーと協力する機会を模索するものとする。

III. 決定の実施及び見直し

1. 本決定に付属する手続は、本決定の実施における、参加国、NCP、委員会及びRBC作業部会に対する期待、勧告及びガイダンスを規定する。
2. 本決定については、定期的に見直しを行うものとする。委員会は、かかる目的のための提案を行うものとし、RBC作業部会は、かかる提案を策定し、委員会に提出することができる。

手続

I. 責任ある企業行動のための各国連絡窓口

責任ある企業行動のための各国連絡窓口（NCP）の役割は、行動指針の実効性を高めることにある。NCPは、以下の原則の下、活動を行う。

1. 視認性があること
2. アクセスしやすいこと
3. 透明性を有すること
4. 説明責任があること
5. 公平及び衡平であること
6. 予見可能性があること
7. 行動指針と適合していること

これらの原則は全体として、NCPの中核的実効性基準を構成する。NCPは、自らの特有の状況を考慮した上で、機能的同等性を追求する。つまり、全てのNCPは、中核的実効性基準の達成を通じ、同等の実効性をもって機能する。

A. 組織体制

NCPの機能的同等性及び行動指針の実効強化との目標に従い、参加国は、中核的実効性基準の達成に向け、自国のNCPを組織する上での柔軟性を有する。自国のNCPの組織体制を決定するにあたり、各国政府は、該当する場合社会的パートナー並びにその他のステークホルダー及び他の関係政府機関の積極的支援を求めていく。

従って、NCPは、

1. 行動指針が対象とする幅広い事項に対処するための効果的な基盤を提供し、NCPに付託された権限の全ての関連する側面に関する専門知識を利用することができ、中立的に活動し、参加国政府に対して適切なレベルの説明責任を維持できるよう、構成され、組織され、かつ十分な資源を割り当てられる。
2. ステークホルダーからの信頼の維持の重要性を念頭に置きつつ、中核的実効性基準を達成し、機能的同等性を追求するため、様々な組織体制を取ることができる。例えば、NCPは、政府の上級職員もしくは政府上級職員が長たる政府部局、政府上級職員で構成されるもしくは政府上級職員が長たる関係政府機関合同の組織又は省庁間組織、又は政府、産業界、労働者団体及びその他の非政府組織の代表で構成される組織（マルチステークホルダー）及びこれらに独立専門家を加えた組織／又は独立専門家の代表から成る組織として構成することができる。各国政府は、NCPがその役割を果たす上でそれが有用な場合は、諮問組織又は監督組織に、産業界、労働者団体及びその他の非政府組織の代表者を含めることが奨励される。
3. 行動指針の実効性に寄与し得る、該当する場合社会的パートナー並びに産業界、労働者団体、非政府組織及び／又はその他の関係者との間の有意義な関係を構築・維持し、エンゲージメントを行う。

B. 情報及び広報

NCPは、

1. 行動指針を、オンラインでの情報発信など適切な方法により、また、自国の言語で、公表し閲覧可能とする。NCPはまた、関連する責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスを、行動指針第2章の注釈第15項で言及されたガイダンス特有の性質を考慮しつつ、広く周知すべきである。将来的な（対内及び対外）投資家を含む関係ステークホルダーには、適切な場合、行動指針について情報提供すべきである。
2. 適切な場合、関係政府機関、産業界、労働者団体、その他の非政府組織及び関心のある一般市民との協力を通じるなどして、行動指針、行動指針の実施手続及びNCP自体についての認知を高める。
3. 行動指針、OECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス、NCP自体に関する以下からを含めた照会に対処する。
 - a) 他国のNCP
 - b) 産業界、労働者団体、その他の非政府組織及び一般市民
 - c) 非参加国政府

C. 個別事例

NCPは、非司法的苦情処理メカニズムの役割を果たし、上述のI.A.において列記された中核的実効性基準と合致する形で、個別事例における行動指針の実施に関連して生じた問題の解決に貢献する。NCPは、本手続と整合する案件処理手続、すなわち、個別事例を処理するにあたりNCPが踏む手続を公表する。案件処理手続策定にあたっては、NCPがステークホルダーと協議することが奨励される。NCPは、産業界、労働者団体、その他の非政府組織及び他の関係当事者が、提起された問題を適用法及び行動指針に従って効率的にかつ適時に解決できるよう支援するため、議論の場及び行動指針についての専門知識を提供する。各案件の性質に応じ、この支援には、建設的対話の支援、当事者間の合意促進及び／又は勧告の実施などが含まれ得る。かかる支援の目的には、将来的な行動指針の実施促進及び／又は行動指針と合致した形での負の影響への対処を含み得る。

かかる支援を提供するにあたり、NCPは、

1. 個別事例の性質により、他国のNCPが関係する場合、当該NCPと誠意をもって調整を行い、リードNCP及びサポーティングNCPを選定する。
2. 提起された問題について当事者の意見を聞き、また、かかる問題が更なる検討に値するか否かについての初期評価を行い、当事者に回答する。
3. 初期評価に基づき、提起された問題が更なる検討に値すると決定する場合には、当事者による問題解決を支援するためにあつせんを提供する。かかる目的

のため、NCPはこれらの当事者と協議を行い、関係する場合、以下の行動をとる。

a) 関係当局及び／又は産業界、労働者団体、その他の非政府組織の代表者、並びに関係する専門家に助言を求める。

b) (一つ又は複数の) 他の関係する参加国のNCPと協議する。

c) 行動指針の解釈につき疑義がある場合、事務局に対し、類似の個別事例に関する情報を求める、或いはRBC作業部会に対し、ガイダンスを求める。かかる情報及びガイダンスは助言的性質を有し、秘密が保持されかつ案件固有のものであり、行動指針の解釈の明確化には相当しない。行動指針の解釈の明確化は、後述のII.第2項c)に規定される通り、引き続き委員会の責任である。利用可能なリソースにもよるが、情報及びガイダンスは、案件処理の遅延を避けるため、迅速に提供されるものとする。

d) 当事者の問題解決を支援するため、調停又は和解などの合意に基づく非敵対的手段を提案し、関係当事者の合意がある場合には、それらの手段が容易に利用できるよう図る。

4. 以下のような場合、手続が終了した際に、関係当事者との協議の後、企業及びその他のステークホルダーの機微情報の保護の必要性を考慮しつつ、最終声明を公表することにより、手続結果を公にする。

a) 提起された問題が更なる検討に値しないとNCPが判断した場合。声明には、最低限、提起された問題、適切な場合当事者それぞれの見解、提起された問題を検討するにあたってNCPがとった手順、及び手続における当事者のエンゲージメント、並びにNCPの判断の理由を記載するものとする。

b) 提起された問題について、当事者間で合意に至った場合。声明には、最低限、提起された問題、適切な場合当事者それぞれの見解、当事者支援のためにNCPがとった手順、合意に至った時期を記載するものとする。合意内容に関する情報は、当事者が同意した範囲に限り含めるようにする。合意に至った場合、NCPはまた、適切な場合、声明中に行動指針の実施についての勧告を含めることもできる。

c) 合意に至らなかった場合、又は当事者の一方が手続に参加しようとしなない場合。声明には、最低限、提起された問題、適切な場合当事者それぞれの見解、提起された問題が更なる検討に値するとNCPが判断した理由及び手続における当事者のエンゲージメントに関する情報を含む、当事者支援のためにNCPがとった手順を記載するものとする。必要に応じ、NCPはまた、行動指針の実施についての勧告を含め得る。かかる声明にはまた、適切な場合、合意に至らなかった理由を含めることもできる。適用法及びNCPの案件処理手続がそれを許容する場合、NCPは、自らの裁量により、最終声明において、企業が行動指針を遵守しているかについてのNCPの見解を記載することもできる。

NCPは、個別事例の結果を、委員会及びRBC作業部会に適時通知する。

5. 個別事例の手続終了後、勧告の実施について、又は当事者間の合意があった場合当該合意について、該当する場合にフォローアップを行う。NCPはフォローアップ声明を公表し得る。NCPがフォローアップを実施する場合、その実施の最終期限を含め、最終声明において言及することとする。

6. 透明性を確保しつつ行動し、特にあっせんの間、個別事例の当事者に対し、もう一方の当事者によりNCPに提出された全ての関連する情報及び主張を共有する。ただし、一方の当事者による合理的な要請に基づき、例えば、機微情報及び／又は当該個別事例に関わるステークホルダーの利益保護のため、NCPは、もう一方の当事者に対し、一部の情報を非開示とすることができる。

7. 上述の第1～5項に規定された手続の間にもう一方の当事者又はNCP（外部の調停人又はあっせん人が存在する場合、これらを含む）により共有された事実及び主張を、その手続の間又はその後、公に又は第三者に開示することはできない旨当事者に通知する。ただし、これらの情報を共有する当事者が当該事実及び主張の開示に同意した場合、当該事実及び主張がすでに公知の場合又は開示しないことが国内法の規定に反する場合は、この限りではない。

8. 問題が非参加国において生じた場合、当該問題についての理解を醸成するための措置を講じるとともに、本手続に従う。

9. 当該プロセスの間、NCPは、個別事例の当事者に対する報復リスクに対処するため、自らの能力の範囲内で、あらゆる適切な措置を講じることとする。実際の又は潜在的な報復の事実気付いた場合、NCPは、可能な限り、関係当事者が如何なる危害も回避・軽減できるよう支援し、可能であればリスクに直面する当事者と協議した上で、関係当局に連絡することとする。各国政府もまた、NCP及びそのメンバーを報復から守るため、必要な措置を講じることとする。

D. 責任ある企業行動を推進する政府の取組への支援

行動指針の実効性向上のため、NCPは、適切な場合、また、関係政府機関との連携の下、責任ある企業行動の推進を目的とする政策の策定、実施及び一貫性を高めるための自国政府の取組を支援することができる。かかる支援の提供又は要請については、本決定のI.第1項で規定されたNCPの責任を遂行するためのNCPのリソース及びキャパシティを考慮するものとする。

E. 報告

1. 各NCPは、委員会及びRBC作業部会に対し、毎年報告を行う。

2. 報告には、個別事例における活動を含むNCPの活動の性質と結果についての情報を含めるものとする。

F. ピア・レビュー

参加国は、行動指針の効果的な実施を促進し、ベストプラクティスを共有し、NCPの実効性及び機能的同等性を高める方策として、事務局が行う定期的なピ

ア・レビューを受け入れる。ピア・レビュー実施手続、その実施サイクルの期間及び予算措置といった、定期的なピア・レビューの手順は、RBC作業部会による承認を受け、各サイクル終了時に見直しを行う。定期的なピア・レビューの初回サイクルは、かかる手順の承認を得て初めて開始される。

II. 投資委員会、RBC作業部会及び事務局

1. 委員会、RBC作業部会及び事務局は、個別の状況における行動指針の解釈に疑義が生じた場合を含め、NCPが活動実施にあたり支援を要請した場合、それぞれの責任に従い、これを検討する。

2. 委員会は、行動指針の実効性強化及びNCPの機能的同等性向上を目的として、RBC作業部会の支援の下、以下を行う。

a) 上述のI.E.に規定されたNCPの年次報告を検討する。かかる報告に基づき、RBC作業部会は、NCPの活動を分析した公開報告書を毎年発出する。

b) 個別事例の取扱いについて、ある国のNCPがその責任を果たしているか否かについての参加国、諮問団体（BIAC又はTUAC）又はOECDウォッチによる実証的な付託について検討する。委員会は、コンセンサスにより回答を承認する。実証的な付託の対象となったNCPが属する参加国は、本プロセスに誠意をもって参加し、特別な状況下を除き、コンセンサスに加わることが期待される。

c) 参加国、諮問団体（BIAC又はTUAC）又はOECDウォッチの要請に基づき、行動指針の解釈の明確化を検討する。かかる要請は、ある国のNCPが個別事例において行動指針を正しく解釈したかに関わる場合があるが、そのような場合、委員会が、個別の企業の行動について結論を下すことはない。

d) NCPの機能及び行動指針の効果的実施の向上のため、必要に応じ勧告を行う。直近2年間の報告サイクル及びRBC作業部会の提言に基づき、ある国のNCPが、長期間かつ正当な理由なく、明らかに本手続に即した形での活動を行っていないと委員会が判断した場合、委員会は、当該参加国に対し適切な勧告を行うとともに、予め定められた期間内に報告を行うよう求めることができる。また、委員会は、問題に対する対処が行われたと確信できるまでの間、勧告及び報告の要請を繰り返すことができる。委員会及びRBC作業部会は、これらの事項について、コンセンサスに基づき決定する。自国のNCPが問題となった参加国は、本プロセスに誠意をもって参加し、特別な状況下を除き、コンセンサスに加わることが期待される。

e) 国際的パートナーと協力する。

f) 行動指針が対象とする事項及びその実施に関心を持つ非参加国とのエンゲージメントを行う。

3. 委員会及びRBC作業部会は、行動指針が対象とするあらゆる事項について、専門家からの助言を求め、これを検討することができる。委員会は、この目的のための適切な手続について決定を行う。

4. 委員会及びRBC作業部会は、効率的にかつ適時その責任を果たす。

5. 責任を果たすにあたり、委員会及びRBC作業部会は事務局による支援を受ける。事務局は、委員会及びRBC作業部会の全般的なガイダンスの下、及びOECDの作業計画及び予算に従い、以下を行う。

a) 行動指針の周知、解釈及び実施についてのNCPからの質問に対する情報窓口の役割を果たす。行動指針の解釈についての情報は、上記I.C.第2項c)に従い提供される。

b) NCPの組織体制、広報活動及び個別事例における行動指針の実施についての近年の傾向及び新たな慣行に関し、関連情報を収集するとともに公表する。これには、上述のII.第2項a)で規定する、WPRBCによるNCPの活動を分析した年次報告書発出の支援を含む。事務局は、個別事例に関する最新のデータベースの構築及び維持を支援するための統一した報告書式を策定するとともに、これらの個別事例を定期的に分析する。

c) 特に新規参加国のNCP及びNCPの新規職員のために、行動指針及びその広報ならびに和解及び調停のファシリテーションを含む実施手続きに関するピア・ラーニング活動、キャパシティ・ビルディング及び研修を促進する。

d) 上述のI.F.で規定された通り、NCPの定期的なピア・レビューを行う。

e) 適切な場合、NCP間の協力を推進する。

f) 関係する国際的なフォーラム及び会合において行動指針の広報を実施し、非参加国における行動指針の認知向上に対するNCP及び委員会の取組を支援する。

III.その他

本手続は、国際法の下での新たな権利又は義務を生じさせるものではない。

実施手続に関する注釈

1. 理事会決定は、行動指針本文中の勧告の実施推進のための参加国のコミットメントを表す。本手続は理事会決定に付属し、国際法の下での追加的権利又は義務を生じさせることなく、参加国、責任ある企業行動のための各国連絡窓口（以下「NCP」）、投資委員会（以下「委員会」）、責任ある企業行動作業部会（以下「RBC作業部会」）及び事務局に対する期待、勧告及びその他のガイダンスを記すものである。「will（する）」は期待を示す。「should（こととする）」又は「encourage(奨励する)」は勧告を示す。「may（～し得る）」「can（できる）」はガイダンスを示す。
2. 理事会決定は、以下に要約された通り、行動指針におけるNCPに関する参加国の主要な責任を規定する。
 - NCPを設立するとともに、行動指針に関連する機関が利用可能であることを関係当事者に周知する。
 - 必要な人的及び財政的資源を利用可能にする。
 - 必要に応じ、他の参加国のNCPとの間で相互に協力できるよう図る。
 - NCPが定期的に会合し、委員会に報告できるよう図る。
3. 理事会決定はまた、以下を含む行動指針における委員会の責任も規定する。
 - 行動指針関連事項についての意見交換の場を設ける。
 - 必要に応じ、明確化を行う。
 - NCPの活動に関する意見交換の場を設ける。
 - OECD理事会に対し、行動指針に関する報告を行う。
4. 投資委員会は、行動指針の機能の監督に責任を負うOECDの機関である。この責任は、行動指針のみならず、「宣言」の全構成要素（内国民待遇に関する文書、国際投資促進及び抑制のインセンティブに関する文書、相反する要求に関する文書）にも適用される。委員会は、「宣言」の各要素が尊重され理解されとともに、全ての要素が互いに補完し合い、調和した形で実施されるよう確保する。
5. RBC作業部会は、行動指針及び理事会決定に関連する責任を有する委員会の下位機関である。手続は、委員会に対するRBC作業部会の支援の提供方法について、様々な方途を列記しており、これには以下を含む。
 - NCPの定期的ピア・レビューの手順を策定し、事務局によるピア・レビュー開催を監督し、ピア・レビュー報告書を承認する。
 - 特定の状況における行動指針の解釈に関するNCPの質問に対し、助言的ガイダンスを提供する。

- 実証的な付託及び行動指針の明確化要請に関する委員会の回答を作成する。
- 長期間かつ正当な理由なく明らかに機能しなくなったNCPが属する参加国に対する勧告に関し、委員会に助言する。
- 委員会によるNCPの年次報告書の検討及びNCPの活動に関する年次公開報告書発出を支援する。

6. 非参加国にとっての責任ある企業行動の関連性の高まりを反映し、理事会決定は、行動指針が対象とする事項に関する非参加国とのエンゲージメント及び協力を規定する。本規定により、委員会は、関心のある非参加国との特別会合を開催し、行動指針に含まれる基準及び原則並びに行動指針の実実施手続についての理解の促進を図ることができる。OECDの関連手続に従い、委員会は、責任ある企業行動に関する特別な活動又はプロジェクトにこれらの非参加国を参画させることができる。これには、委員会の会合への招待を含む。

7. 委員会はNCPと協力し、行動指針の効果的实施を積極的に推進することを目的として、諮問団体（BIAC及びTUAC）、OECDウォッチ及びその他の国際的パートナーとの協力機会を得るよう努める。特に、宣言実施の監督作業の一環として、委員会は、RBC作業部会の支援の下、特定の業種、地域及びリスク領域におけるものを含む、責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンスに関するガイダンスを提供するとともに、デュー・ディリジェンスを実施する企業のキャパシティ強化に努める。これは、NCPとの協力の下、特にマルチ・ステークホルダー・エンゲージメント等を通じて実行され、中小企業のニーズを考慮して行う。この点に関するNCPへの更なるガイダンスは後述の第21項で規定される。

I. NCPの手続に関する注釈

8. NCPは、行動指針の周知及び実効性を向上させる重要な役割を有する。日々の行動において行動指針を遵守する責任を負うのは企業だが、各国政府及びそのNCPは、行動指針の実効性ある実施の向上に寄与し得る。この目的のため、各国政府は、定期的会合及び委員会の監督等を通じて、NCPの組成及びその活動に対するより良いガイダンスが必要であることに合意している。

9. 理事会決定の手続に記載された機能及び活動の多くは新しいものではないが、長年にわたり積み上げられてきた経験及び勧告を反映している。それらを明示することで、行動指針の実実施メカニズムに期待される機能の透明性は更に高まる。全ての機能は、NCPに関連した手続の6項目、すなわち組織体制、情報及び広報、個別事例、責任ある企業行動を推進する政府の取組への支援、報告及びピア・レビューに概説されている。

10. これらの6項目に先立つ導入部では、中核的実効性基準とともにNCPの基本目的を規定している。NCPをどのように組織するかについては各国政府に柔軟性が認められているが、NCPは全て同程度の実効性をもって機能すべきであり、これが「機能的同等性」として定義される。機能的同等性は、NCPネットワーク全体が、行動指針の実実施に効果的に寄与するために必要不可欠であり、特に個別事例メカニズムに全てのNCPを完全に関わらせる際に重要となる。全ての

NCPによるこのような関与は、ステークホルダーの信頼及び全体一律のNCPの実効性確立にとって重要である。全てのNCPは、それぞれの固有の状況を踏まえつつ、自らの責任の遂行にあたり、以下に記載する中核的実効性基準の達成を通じ、機能的同等性を追求する。また、これにより、ピア・レビュー及びNCPの活動に関する議論において、委員会及びRBC作業部会を支援することとなる。

NCPの活動の機能的同等性に関する中核的実効性基準

a. 視認性があること

理事会決定に従い、参加国は、自国内外のステークホルダー及び関係政府機関が容易に認知できるNCPを組織し、行動指針の実施におけるNCP関連の機関が利用可能であることを、産業界、労働者団体及びNGOを含むその他の関係者に通知することに合意する。その基本的方策として、NCPは、包括的なウェブサイトまたはウェブページを開設する。各国政府は、NCPについて、政府内の位置付け、組織体制及び事例処理手続等の情報を公表し、行動指針広報に積極的な役割を果たす。これには、行動指針に関する広報イベント及び資料を含み得る。全ての機会に全てのグループと協力する必要はないが、かかるイベント又は資料は、産業界、労働者、NGO及びその他の関係者との協力により準備し得る。

b. アクセスしやすいこと

NCPが実効性をもって機能するには、NCPが容易に利用できることが重要である。これには、産業界、労働者、NGO及び社会のその他の構成員による利用を促進することも含む。NCPは、全ての正当な情報提供要請に応え、個別事例への対応を効率的かつ適時に実施するものとする。NCPは、申立費用を科してはならず、また、申立を提出する際の必要事項は、明確に示され、容易に入手でき、また、不必要に手間のかかるものであってはならない。それが適切な場合、かつNCPの時間と予算の余裕に応じて、NCPは、関係当事者に中立的かつ衡平な支援を提供し得る。かかる支援とは、例えば、関連言語の使用及び翻訳、認められる申立書の提出に関するガイダンス、調停に関するガイダンス、期限に関する柔軟性の許容又はリモート会議の便宜等、プロセス参加のための利用可能な選択肢の提供などが考えられる。

c. 透明性を有すること

透明性は、他の中核的実効性基準に対する寄与の観点から、また、ステークホルダー、個別事例の当事者及び一般市民からの信頼を獲得する上で重要な基準である。従って、原則として、また適用法に従い、NCPの活動は透明性を有する。例えば、OECDに対するNCPの年次報告書を公開することで、透明性を示し得る。しかし、NCPは、個別事例において、手続のI.C.第6～7項及び関係する注釈に従い、手続の特定の側面の秘密を守ることができる。

d. 説明責任があること

行動指針の認知を向上させるという役割、また、企業と当該企業が事業活

動を行う社会との間の困難な問題の取扱において支援を提供し得るというその能力に鑑み、NCPはその活動に責任を持つ。国内では、議会、政府、それが存在する場合はNCP諮問団体、及びステークホルダーは、NCPの活動に関するフィードバックを提供するという役目を担うとともに、NCPのパフォーマンス向上のための継続的学習の源泉としての役目を果たし得る。年次報告書並びにNCPの定期会合、ピア・ラーニング活動及びピア・レビューは、経験を共有し、NCPに関する「ベストプラクティス」を奨励する機会を提供する。委員会及びRBC作業部会もまた、意見及び経験を交換する場を設け、かかる場において、NCPの活動の実効性を評価することができる。

e. 公平及び衡平であること

公平かつ衡平であることは、ステークホルダー、個別事例の当事者及び一般市民からの継続的信頼にとって必要不可欠である。従って、各国政府は、自国のNCPが公平かつ衡平に活動でき、また、そのように認識されるような形で組織する。NCPは、個別事例の解決における公平性を確保する。これは、NCPが個別事例で提起された問題の当事者による解決を支援するにあたり、NCPのために役割を果たすあらゆる人物の潜在的な又は認知された利益相反を防止し、対処しようと積極的に努めることを含む。NCPはまた、明確かつ容易にアクセスできる事例処理手続等を通じ、当事者が公平かつ衡平な条件で手続に関与できることを確保するよう努める。その方策としては、例えば影響力及びリソースの不均衡が当事者による効果的な手続への関与を妨げないよう確保すべく努める、或いは、手続に関連した情報源への合理的アクセスを提供する等がある。

f. 予見可能性があること

NCPの活動は、NCPの責任遂行、特に個別事例の解決におけるNCPの役割及び従うべき手続に関し、明確かつ公に入手可能な情報を提供する。かかる情報を提供すべき分野には以下を含む。

- あっせんの提供
- 個別事例手続の各段階（目安となる処理期間及び初期評価の基準を含む）
- 信義誠実及び守秘義務に関する期待
- 手順の性質及び想定される結果
- 当事者間の合意又はNCPによる勧告の実施状況のモニタリングにおいてNCPが果たし得る役割

NCPは、明快かつ理解しやすい言葉で書かれた事例処理手続を公表し、特に後述の第51項及び第52項で規定された目安となる処理期間の延長が必要な場合、個別事例の関係当事者に対し、定期的に案件の進捗を通知する。

g. 行動指針に適合していること

NCPは、行動指針に適合する形で活動を行う。これは特に個別事例の処理において、合意内容が行動指針に反する、或いは事例処理手続が本手続と整合しないような状況を回避するため、関係当事者と協力することを意味する。

組織体制

11. NCPの組織体制は、NCPが中核的実効性基準を満たし、該当する場合社会的パートナー、及びその他ステークホルダーの信頼を維持し、行動指針の社会からの認知を醸成できるようなものとする。理事会決定及び手続は、取り得る様々な選択肢を示し、参加国が自国のNCPの組織体制について決定する柔軟性を許容している。また、上級職員の関与、十分な人的及び財政的資源の確保及び行動指針が対象とする事項に関する専門性への十分なアクセス等の、期待に応えるために必要な最低限の要素を列記する。各国政府は、自国の状況にとって適切なものとなるよう、自国のNCPに異なる名称を使用する柔軟性を有する。NCPへの信頼醸成のため、各国政府は、NCPの組織体制に重大な影響を与え得る意思決定に関し、ステークホルダーと協議するものとする。

12. 自国のNCPのために選択した体制の如何にかかわらず、各国政府は、NCPの任務遂行支援のため有用な場合には、マルチ・ステークホルダーによる諮問又は監督組織を設立することが奨励される。

13. NCPの実効性及び権能のためには、十分な資源を有することが必要不可欠である。理事会決定は、参加国に対し、自国のNCPが実効性基準を完全に満たす形でその責任を実効的に果たすために必要な人的及び財政的資源を提供するよう要請する。参加国は、適切な場合、NCPに特化した予算の一部としてかかる資源をNCPが利用できるようにするよう推奨されている。職員の異動にあたっては、参加国は継続性を担保するものとする。これには、必要に応じ、また、事務局の支援を得て、新たな職員への適切な訓練の提供及び制度的記憶の維持などが含まれ得る。

14. NCPは、その組織構成にかかわらず、ステークホルダーの積極的支援及び信頼を得るため、関係する政府機関、産業界、労働者団体、その他の非政府組織及び関心を持つその他の関係者の代表との意味のある関係を構築・維持し、エンゲージメントを行う。

情報及び広報

15. 情報及び広報に関わるNCPの機能は、ステークホルダー及び一般市民の間での行動指針の認知及び意識を向上させ、企業が行動指針に従い行動し、かかる行動においてOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスを用いるよう奨励するために本質的に重要である。

16. NCPには、行動指針の積極的広報が求められ、また特にOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスに関する理事会勧告で勧告された通り、行動指針第2章注釈第15項で言及されたガイダンスの特性を考慮しつつ、必要に応じて同ガイダンスを広報することが奨励される。広報活動の例としては、ステークホルダーのための資料の提供、或いは責任ある企業行動に関するイベントの開催又はこれへの参加等が挙げられる。OECD、他国のNCP又は関連する主体が開催する責任ある企業行動関連イベントもまた広報することができる。NCPによる広報活動及び関連情報は、容易にアクセス可能でオンライン又はその他の適切な手段で入手できるものとし、これには自国語で入手可能とすることも含まれる。NCPのウェブサイトには、行動指針及び責任ある企業行動のためのOECD

デュー・ディリジェンス・ガイダンスのリンクも掲載するものとする。英語及びフランス語版は、OECD事務局から入手可能である。

17. 適切な場合、NCPは、幅広い関連ステークホルダー及び各ステークホルダーグループを代表する層に対し、衡平な方法で上述の活動及び情報提供に努める。手続は、その例として、潜在的な（対内及び対外）投資家に言及している。NCPはまた、行動指針を広報しNCPについての認知を醸成するために重要な役割を果たし得る主体として、関係政府機関及び外交ネットワークに働きかけるよう奨励される。これには他国のステークホルダーと協働した働きかけも含まれる。NCPの状況及びリソースに応じたステークホルダー・マッピングの作成及び広報計画の策定は、NCPによる広報の取組の対象範囲を広げ、影響を拡大する上で役立ち得る。

18. NCPはまた、中核的実効性基準に照らし、自らの責任及び活動に関する情報を提示するものとする。NCPは、可能かつ適切な場合、個別事例の申立を行う可能性のある者を含めた関連ステークホルダーに対し、個別事例における自らの役割を周知するものとする。これには、個別事例の申立を提出する又はこれに対応する場合に当事者が従う手続についての情報、個別事例申し立てに必要な情報に関する助言、守秘義務を含め個別事例の当事者に対する要求事項及びNCPが従うこととなるプロセス及び目安となる処理期間を含むものとする。

19. 行動指針の認知向上のための取組において、NCPは、適宜、関係政府機関、産業界、労働者団体、非政府組織及びその他の関係者を含む、幅広い組織及び個人と協力する。これらの組織は、行動指針の広報に強い利害関係を有しており、その組織的ネットワークは、かかる目的に用いられた場合、行動指針の認知向上のためのNCPの取組を大幅に強化することとなる広報機会を提供する。

20. NCPに期待されるもう一つの基本的活動は、正当な照会への回答である。この点で、以下の3つのグループが、特に留意すべきものとして挙げられている。
i) 他国のNCP（理事会決定の規定を反映したもの）、ii) 産業界、労働者団体、その他の非政府組織及び一般市民、iii) 非参加国政府。

21. 委員会及びRBC作業部会による行動指針実施の積極的推進を支援するため、NCPは、以下を目的として、該当する場合社会的パートナー及びその他のステークホルダーとの間で、会合を含む定期的な接触を保つものとする。

- a) 責任ある企業行動に関連した新たな進展及び新たに形成されつつある慣行を検討する。
- b) 経済・社会・環境面での発展に企業が果たし得るプラスの貢献を支援する。
- c) 特定の製品、地域、業種又は産業に関連する負の影響のリスクを特定し、これに対応するため、適切な場合、協働の取組に参画する。

ピア・ラーニング

22. 行動指針の実効性向上のための委員会及びRBC作業部会の取組への貢献に加え、NCPは、共同のピア・ラーニングの取組に携わる。このようなピア・ラーニングは、CECDの会合を通じ、又はNCP間の直接協力を通じ実施可能である。

ピア・レビュー

23. ピア・レビューは、行動指針実施の実効性を高め、ベストプラクティスを共有し、機能的同等性を促進するための重要なメカニズムである。理事会決定で規定されるように、参加国は、NCPの定期的ピア・レビュー受け入れをコミットメントとして掲げる。事務局は、RBC作業部会の監督の下、かかるピア・レビューを開催する。ピア・レビューは、NCPの権限の遂行及び手続のI.に規定された中核的実効性基準に関するNCPの強みと弱みを評価し、適切な場合改善のための勧告を行う。

24. 定期的なピア・レビューの手順（プロセス、レビュー・サイクルの長さ及び予算上の取扱）は、RBC作業部会がコンセンサスにより承認予定の「NCPピア・レビューのためのコアテンプレート」において規定され、OECDウェブサイト上で公開される。特にピア・レビュー準備のために十分な時間がNCPに与えられ、ピア・レビューが各国政府及び（ピア・レビューを行う側のNCPを含めた）NCPに不合理な負担とならず費用対効果の高いものとなるようにするとともに、RBC作業部会及び事務局の作業量を考慮し、ピア・レビューを行う側のNCPの選定プロセスが全てのNCPにピア・レビュー・チームへの参加機会を提供できるよう、RBC作業部会は、各サイクル終了時にコアテンプレートを見直す。定期的ピア・レビューのサイクルは、RBC作業部会によって手順が承認されるまでは開始されない。

個別事例

25. 個別事例において、行動指針の実施に関連した問題が生じた場合、NCPは、問題解決を支援し、非司法的苦情処理メカニズムの役割を果たす。その文脈において、NCPは、当事者間の対話を促進し、提起された問題に対する相互が合意可能かつ行動指針と整合した解決策を見いだすための支援を提供するのみならず、自らの行動指針に関する専門性にかかる対話において活用することを目指す。NCPはまた、問題を解決し、行動指針を実施するためのガイダンスを提供する形で最終声明を作成するものとする。「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」及びOECD分野別デュー・ディリジェンス・ガイダンスは、NCPが行動指針を理解し推進する上で有益な文書だが、個別事例の申立のための唯一の根拠となることは意図されていない。各NCPは、本手続と整合する自らの個別事例のプロセスを概説した明瞭かつ容易に閲覧可能な事例処理手続を公表する。NCPは、ステークホルダーとの協議を踏まえて事例処理手続を策定するよう奨励される。

信義誠実に基づくエンゲージメント

26. 個別事例のプロセスは任意のものである。手続に関係する全ての当事者による信義誠実に基づくエンゲージメントが期待される。本文脈における信義誠実に基づくエンゲージメントとは、適時に回答を行い、適切な場合、NCPの事例処理手続と整合する形で守秘義務を守り、特に外部に向けたコミュニケーションにおいて、案件及びプロセスに関する誤った情報を流布することを差し控えるとともに、手続に関与する当事者又はNCP自体に対する脅迫又は報復を差し控え、NCPによるあらゆるあっせんの申し出を真剣に検討することを含め、提

起された問題に対する行動指針と整合した解決策を見いだすため、手続に誠意をもって関わることを意味する。

27. 個別事例に関わる人物又はNCP若しくはそのメンバーに対する脅迫又は報復の存在をNCPが認識した場合、NCPは、危険に晒されている人物が十分な保護を受け、手続が安全でアクセス可能で衡平かつ公平な形で継続できることを確保することを目的に、自らの能力の範囲で、また適切な場合には在外公館等の関係する他の政府組織との協議の下、措置を講じるものとする。このような際に行動を起こす場合は必ず、NCPは危険に晒されている人物と事前に可能な限り協議する。報復には、当該個人、その家族又は他の関係者を傷つけるという脅迫、雇用若しくは給付を終了するとの不適切な脅し、又は提訴するとの不適切な脅迫が含まれ得る。適切な措置には、例えば、危険に晒されている人物の身分を秘匿する、危険に晒されている人物に対し信頼できる第三者を代理に立てるよう助言する、声明中に報復の企てを記録する、関係政府機関に連絡する又は危険に晒されている人物の関係行政機関への連絡を支援する等が含まれ得る。

28. さらに、利用の容易性及び公平性を保つため、各国政府は、国内法に準拠するとともに政府の管轄機関との協議の下、NCP及びそのメンバーを報復から保護するための適切な措置を講じるものとする。各国政府は、NCPがNCP自体及びそのメンバーを守るために講じた方策を支援するものとする。

個別事例におけるNCP間の調整

29. 行動指針は、参加国によりその領土内で事業活動を行う企業又は自国領土から事業活動を行う企業に対し遵守を求めるものであるため、NCPは、自国内で生じた問題に関わる個別事例を扱う場合もあれば、或いは自国内で設立された企業に関連した問題に関わる個別事例を扱う場合もあり得る。従って、一部の個別事例は、以下の場合のように、複数の参加国のNCPに関係する場合がある。

- 一つの個別事例が、何れも参加国である本国及び受入国に関係する場合（例えば或る参加国に本社を有し、別の参加国において影響を及ぼす企業の活動に関係する、又は、複数の参加国に異なる本社を置く企業に関係する等）
- 個別事例において提起された問題が複数の参加国において生じた場合、又は複数の参加国で設立された複数の企業に関係する場合
- 同一の個別事例又は関連する複数の個別事例（同一のプロジェクト又は同一のサプライチェーンにおいて活動する複数の企業が関係する個別事例等）が複数のNCPに申し立てられた場合

かかる状況下では、当該個別事例の申立を受領したNCPは、リードNCP及びサポーティングNCPを決定し、調整についての取り決めを行うことを目的として、取扱開始時に他の全てのNCPへの通知と調整を行う。

30. 一般的には、問題が生じた国のNCPがリードNCPとなる。しかし、特定の状況下においては、他の基準が適用され得る。例えば、提起された問題の解決に寄与するためにそれが必要な場合、又は問題が非参加国において生じた場合

等である。当事者に対しては、調整の取り決めについて常に最新情報を通知し、案件が申し立てられたNCPから異なるリードNCPへ案件を移管するとの意思決定については、当事者との協議を経て行われるものとする。

31. リードNCPは、個別事例のプロセスの全ての側面について責任を負い、当該NCPの事例処理手続が、当該プロセスに適用される。個別事例プロセス全体を通じ、サポーティングNCPには進捗の最新情報が通知され、サポーティングNCPは、声明／報告書の確認、翻訳サービスの提供、当事者間の合同会合の支援及びその他の実務的支援等、リソースを提供することができる。サポーティングNCPは、個別事例の解決促進のため、誠意をもって行動し、関係する全てのNCPは、他のNCPから受領した情報及び資料の守秘義務及び適切な使用を尊重する。

32. NCPは、リードNCP及びサポーティングNCPの選定並びにNCP間の調整について議論する際に、RBC作業部会議長からの提案を含めた支援を求めることができる。これらのNCPがコンセンサスに達しない場合、当該個別事例の申立を受領したNCPが、他の関係するNCPとの協議を踏まえ、当該事例に関する最終決定を行い、他の関係するNCPに対し案件の進捗を定期的に通知するものとする。

初期評価

33. 提起された問題について当事者と協議し、さらに、他のNCPが関係する場合、上記第29項～第32項に基づきリードNCPを決定するためこれらのNCPと調整を行った後、当該NCPは、提起された問題が更なる検討に値するか否かについての初期評価を行う。

この初期評価を行うにあたり、NCPは以下を考慮する。

- 関係当事者の身分事項及び当該案件における利害関係
- 問題が重要性を有するか、すなわち、行動指針の実施に関係するか、及び実証的か、すなわち、十分かつ信頼に足る情報により裏付けられているか
- 企業が行動指針の対象か
- 企業の活動と個別事例で提起された問題との間に関連があると思われるか
- 適用法及び／又は並行手続が、後述の第35項に鑑み、問題解決に寄与するNCPの能力及び／又は行動指針の実施を制限する程度
- 問題の検討が、行動指針の目的及び実効性に貢献し得るか

34. 初期評価の後、NCPは、関係当事者に回答を行う。問題が更なる検討に値しないとNCPが決定した場合は、NCPは、その決定理由を当事者に通知する。案件が更なる検討に値するとの決定は、提起された問題に対する最終的な検討が行われたことを意味するものではなく、また、企業が行動指針に従って行動したか否かについての結論を示唆するものでもない。

並行手続

35. 「並行手続」とは、司法的又は非司法的プロセスを指し、国内における或いは国際的なもので、同一又は密接に関連する問題に関するもので、継続中の個別事例に影響を及ぼし得るものである。これには、例えば、同一のNCP又は他国のNCPに申し立てられた個別事例が含まれる。並行手続がこれまでに行われた、現在進行中である、或いは関係当事者に利用可能である場合、それをもってNCPが当事者に対しあっせんを提供する妨げとなるものではない。NCPは、あっせんの提供が提起された問題の解決及び／又は今後の行動指針の実施にプラスの貢献を果たし得るか、また、これらの他の手続に関与する当事者の何れかに重大な不利益を与える又は法廷侮辱の状況を生じさせることがないかを評価すべきである。かかる評価を行うにあたり、NCPは、他国のNCPの慣行を考慮する、個別事例の一部を受領する、或いは並行手続の継続中は検討を一時中断する、また、適切な場合、並行手続が行われているか又は行われ得る機関と協議することができる。NCPは、これらの事項を検討するにあたり、並行手続についての関連情報及び意見の提供を要請することにより、当事者からの支援を求める。

あっせん

36. 提起された問題が更なる検討に値する場合、NCPは、問題解決に寄与する取組として「あっせん」を提供する。あっせんの一環として、NCPは、当該NCPの事例処理手続に従い、関係政府機関並びに産業界、労働者団体、その他の非政府組織の代表者及び専門家からの助言を求めることができる。他国のNCPとの協議、或いは行動指針の解釈に係る問題についての事務局への情報要請又はRBC作業部会へのガイダンス要請もまた、問題解決に役立ち得る。

37. あっせんを通じ、NCPは、提起された問題の解決支援のための当事者間の対話の場を提供する。個別事例の取扱手続の非司法的性格に則り、また、当事者が合意すれば、将来的な行動指針実施を促進し、負の影響が生じる場合は適宜行動指針に則りこれに対処するとの企業のコミットメントについての当事者間の対話及び合意のための条件決定をNCPの役割に含めることができる。対話促進にあたっては、NCPは、当事者が行動指針と整合する合意に達するための支援策として、提起された問題に関連する行動指針の規定を説明するものとする。

38. あっせん提供の一環として、また、目下の問題にそれが関連する場合、NCPは、当事者による問題解決支援のため、調停又は和解等の合意に基づく非敵対的なプロセスを提供する、或いはその利用を促進する。和解及び調停に関する広く認められた慣行と同様、関係当事者が合意し、手続の間は信義誠実に基づきこれに参加するとの関係当事者のコミットメントがあつて初めて、これらのプロセスを用いることとなる。選択肢として選ばれたのが調停である場合、NCPは、調停の実施又は支援のため、自らが調停を実施するか、外部の調停人を関与させるかを、当事者との協議に基づき選択することができる。

手続の終了

39. NCPには、手続I.C.第4項及びI.C.第6項に従い、個別事例の結果を常に公表

することが期待される。

40. 初期評価の実施後、個別事例において提起された問題が更なる検討に値しないとNCPが決定した場合、当該NCPは、関係する当事者との協議の後、また、事業上又はその他の機微情報の秘密保持の必要性を考慮しつつ、声明を発表する。初期評価に基づき、決定に関する声明中で当事者を公に特定することが不公正だと信ずる場合、当該の当事者の身分事項を保護する形で声明を作成することができる。

41. NCPはまた、提起された問題が更なる検討に値するとの決定及び関係当事者へのあっせんの提供を公表することができる。

42. 提起された問題に関し当事者が合意に至った場合、当事者は、合意内容をどのように、また、どの程度公表すべきかを、合意書において明記するものとする。NCPは、当事者との協議を踏まえ、手続結果についての声明を公表する。NCPは、当事者間で合意又は一部合意があった場合も、行動指針の実施に関する勧告を行うことができる。

43. 提起された問題の全て又は一部について、当事者が合意に至らなかった場合、一方の又は両方の当事者が手続への参加を取りやめた場合、或いは個別事例の一方の又は複数の当事者が、信義誠実に基づき手続に関与する又は参加することに後ろ向きであることをNCPが認識した場合、NCPは、提起された問題に関連し、行動指針の実施に関し、声明を出し、また、適切な場合勧告を行う。具体的な勧告が求められていないと考えられる場合にも、NCPは声明を発表すると本手続は明確に規定している。声明には、関係当事者、関係する問題、NCPに問題が提起された日付、NCPによる全ての勧告、また、手続が合意を生み出すことができなかった理由に関しての、NCPが声明に含むことが妥当だと見なした所見を明記するものとする。

44. それが問題の解決にとって適切かつ関係する場合、NCPはまた、適用される国内法及び自らの事例処理手続が認める限りにおいて、企業が行動指針を遵守しているかに関し、自らの裁量で最終声明中に自身の見解を記載することができる。同様に、適切な場合、NCPは関係する政府機関に対し、当事者の信義誠実に基づくエンゲージメント又はその欠如について通知することができ、また、この点について予定される又は実際の措置に関し、透明性をもって当事者に伝達するものとする。

45. NCPは、声明案に関し意見を述べる機会を当事者に提供するものとする。しかし、声明はNCPのものであり、当事者からの意見に基づき声明案を修正するか決定はNCPの裁量による。

フォローアップ

46. NCPは、関係する場合、自らが間に立った合意又は行った勧告に関するフォローアップを行う。フォローアップは、例えば当事者がかかるフォローアップを望まない場合又は問題が完全に解決したと合意している場合、必要と

はならない可能性がある。フォローアップ実施の期限はNCPの声明中に記載されるものとする。フォローアップとしては、例えば、当事者に対する最新の状況に関する情報提供要請、或いは合意において約束されたコミットメントの実施又はNCPの勧告に対する進捗状況を評価するためのNCPと当事者（個別に又は一緒に）との一度又は複数回の会合等が考えられる。NCPは、フォローアップ実施後、フォローアップ声明を公表するものとする。

透明性及び秘密保持

47. 透明性は、NCPの活動にとっての一般原則と認識される（上記「中核的実効性基準」セクションの第10項cを参照のこと）。しかし、本手続のI.C.第6項は、当事者が提示した特定の事実及び論点の秘密保持が正当化される特定の状況が存在することを認めている。例えば、NCPは、企業秘密等事業上の機微情報を保護するために適切な措置を講ずる。同様に、手続に関わる個人の身分事項等のその他の情報についても、例えば、その開示が、当該個人又は関係者を報復のリスクに曝すこととなる場合、秘密が保持されるべきである。とはいえ、個別事例プロセスにおいて信頼を構築し、行動指針の効果的な実施を促進するには、透明性と秘密保持との間のバランスをとることが依然として重要である。これらの規定にかかわらず、透明性及び開示に関する国内法に従うことをNCPが義務付けられ得ることが認識されている。

48. 当事者間の情報共有については、衡平なプロセスのために、NCPIは原則として、手続の間に（特にあっせんの段階において）他方の当事者よりNCPに申し立てられた全ての関連する事実及び論点をもう一方の当事者に知らせるものとする。特に事業上の機微情報及び他のステークホルダーの利益を守るため、他方の当事者に対し申立事項を全て共有しないようにとの合理的な要請を一方の当事者が行った場合、NCPIは、情報共有を容易ならしめるよう、全ての機密性の高い内容を編集するため、申立を行った当事者と協力すべきである。可能な限り、NCPIは、自らの決定の本質的部分が両当事者にとって入手不可能な情報に基づくような事態を避けるものとする。

49. 個別事例に関する一般市民又は第三者とのコミュニケーションに関し、中核的実効性基準である透明性に則り、当事者及びNCPIは、当該当事者とNCPとの間で公表しないことに合意した場合を除き、個別事例の存在を公表することができる。更に、NCPIは、手続のI.C.第1～5項で規定された通り、当事者がプロセスの段階について公表することを許可し（又は自ら公表し）、当事者が自身の申立内容を公表することを許可するよう奨励される。双方の当事者はまた、個別事例におけるアドバイザーと、これらのアドバイザー自身が情報をさらに開示しないことを条件として、他方の当事者から共有された情報又は文書について議論することができる。その他の情報は非公表のものとして扱われるが、当事者間で合意された場合はこの限りではない。特に、NCPIは当事者に対し、手続中にもう一方の当事者又はNCP自身（外部の調停人又はあっせん人がある場合、これらを含む）により共有された事実及び主張について、それがすでに公知のものではない場合、もう一方の当事者又はNCPの合意なくこれを開示することはいついかなる場合も認められないことをプロセス開始時に通知する。予見可能性、信頼及び信用の観点から、NCPIは、この点に関し、

当事者及びそのアドバイザーからの書面による保証を求め、非開示の要請の遵守を奨励する規定を自らの事例処理手続中に盛り込むことができる。

非参加国で生じた問題

50. 概念と原則の章の第2項に記された通り、企業は、どこで事業を行おうとも、各受入国特有の状況を考慮しつつ、行動指針を遵守するよう奨励される。

- 非参加国において行動指針に関連する問題が生じた場合、本国のNCPは、当該問題に対する理解を深めるための措置を講じる。全ての関連情報へのアクセスを確保する、或いは全ての関係当事者を一堂に集めることは、必ずしも常に実行可能ではないかもしれないが、NCPは、調査を継続し、その他の事実関係確認の活動に携わることができる。かかる措置の例には、本国の企業の経営陣並びに、適切な場合、非参加国の大使館及び政府職員との接触等を含み得る。
- 受入国の法律、規則、ルール及び政策との相反により、個別事例における行動指針の効果的な実施が、参加国における実施より困難になる場合がある。一般方針の章に関する注釈に記された通り、行動指針は多くの場合、法律を超える勧告を行うが、企業を相反する要求事項に直面する状況に置くものでなく、また、そのような意図もない。
- 関係当事者は、非参加国における行動指針の実施において内在する限界につき、知らされる。
- 非参加国における行動指針に関連した問題はまた、非参加国で生じた問題の取扱に関する知見の構築を目的として、NCPの会合で議論され得る。

目安となる処理期間

51. 個別事例の手続は、以下の5段階から成る。

1. 調整：関係する場合、リードNCP決定のため、受領した個別事例の性質に基づき、他国のNCPとの調整を行う。リードNCP及びサポーティングNCP特定のための初期の調整は、2か月以内に完了するものとする。
2. 初期評価及び当事者支援のためのあっせん提供についての決定：情報に基づく意思決定のために必要な情報の収集及び翻訳のために、追加的な時間が必要となる可能性はあるが、NCPは、リードNCP及びサポーティングNCP特定後3か月以内に初期評価を完了するよう努めるものとする。
3. 提起された問題解決のための当事者による取組の支援：あっせんの提供を決定した場合、NCPは、適時の問題解決促進に努めるものとする。調停及び和解を含むあっせんを通じた進捗は、究極的には関係当事者次第であるとの認識に立ち、NCPは、当事者との協議の後、提起された問題解決のための当事者間の議論の合理的処理期間を設定するものとする。この期間中に当事者が合意に至らなかった場合、NCPは、当事者へのNCPによる支援継続の価値について当事者と協議するものとする。NCPが手続の継続が実りあるものでないとの結論に至った場合、NCPは手続を終了し、声明作

成に着手するものとする。

4. 手続の終了：NCPは、手続終了後3か月以内に声明を発出するよう努めるものとする。

5. フォローアップ：NCPは、当事者と協議しつつ、自らのフォローアップスケジュールを決定することができる。

52. 一般原則として、NCPは、個別事例受領から12か月以内（リードNCPを決定するための調整が必要な場合は14か月以内）に手続を終了すべく努めるものとする。状況により、本期間を延長する必要がある場合があることが認識されている。このような状況には、問題が非参加国で生じた場合、個別事例が複数の企業、複数の提起者及び複数のNCPに関わる場合、又は翻訳が必要な場合等が含まれるが、これらに限定されない。個別事例の取扱において遅延が予期される又は生じている場合、手続の予見可能性を維持できるよう、NCPは適時に当事者にこれを通知するものとする。NCPは、自らの事例処理手続に則り、事例の進捗状況を公表する決定を下すことができる。

RBC作業部会及び投資委員会への報告

53. 報告は、NCPの重要な責務であり、また、行動指針の実効性向上にあたっての知識基盤と中核的な能力の構築に役立つものとなる。これに鑑み、NCPは、当事者により申し立てられた全ての個別事例についての情報を行動指針に関するOECD年次報告書に掲載するため、RBC作業部会及び投資委員会に対し、自らの年次報告書を提出する。RBC作業部会は、行動指針に関する年次報告書に掲載するため、NCPの年次報告書についての分析を委員会に提供する。NCPの年次報告書には、調整、初期評価、あっせん、終了又はフォローアップの段階にある個別事例を含むものとする。個別事例の実施活動についての報告において、NCPは、手続I.C.第6～7項に規定された、透明性及び秘密保持を考慮するとともに自らの事例処理手続を遵守する。

責任ある企業行動促進に向けた政府の取組の支援

54. 理事会決定は、適切な場合、また、関係する政府機関との合意に基づき、責任ある企業行動促進のための政府の政策及び施策の策定、実施及び一貫性についてNCPが提供し得る支援を認識する。特に、NCPは、これらの取組と行動指針が整合するよう支援し、OECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス等、行動指針に由来するその他のOECD文書及びガイダンスと共に、責任ある企業行動のための国際基準としての行動指針の位置付けの維持に寄与することができる。

55. 状況により、責任ある企業行動促進のための政策を策定、実施し、一貫性を高める自国政府の取組をNCPが支援し得る様々な方法が存在する。第一に、NCPは、自らの声明及び報告書、更には貿易振興、経済外交又は企業に対するその他の支援及びサービス等、特定の政府機関の政策及びプログラムに係るとNCPに認識されたその他のデータ、調査結果及び知見の共有を通じ、関係する政府機関に情報提供を行うことが奨励される。第二に、参加国は、責任あ

る企業行動及び／又はビジネスと人権に関する国別行動計画等の政策又はプログラムの策定及び実施に自国のNCPを関与させることの有用性を認識した。本規定は行動指針の自主的性格を変えるものではなく、NCPにより提供される又はNCPから要請されるあらゆる支援は、当該NCPのキャパシティ及び優先事項を考慮したものとし、また、理事会決定及び本手続に規定された自らの責務を果たすためのNCPの能力から逸脱したものであってはならない。

II. 投資委員会、RBC作業部会及び事務局についての手続に関する注釈

56. 理事会決定についての手続は、委員会、RBC作業部会及び事務局が、以下を含む責任を果たす上での追加的ガイダンスを規定する。

- 効率的かつ適時に責任を遂行する。
- NCPからの支援の要請について検討する。これには、個別事例における行動指針の解釈に関する明確化、ガイダンス及び情報の提供を含む。
- NCPの活動に関する意見交換を行う。
- 国際的パートナー及び専門家に助言を求める可能性を提供する。

57. 行動指針の拘束力の無い性質により、委員会は、司法的又は準司法的機関として行動することはできない。また、NCPによる結論及び声明（行動指針の解釈を除く）が委員会への照会により問題とされるものではない。。委員会は個別の企業の行動に関する結論を出してはならないとの規定は、理事会決定自体により維持されている。

58. 事務局及びRBC作業部会は、継続中の個別事例における行動指針の解釈に関し疑義が生じた場合、NCPからの支援の要請について検討する。かかる状況においては、NCPはまず事務局に連絡し、同様の事例における行動指針の解釈に関する情報を要請するものとする。そのような情報が入手不可能であるか又はNCP支援にとって不十分である場合、或いは事務局がNCPを支援する立場にない場合、NCPは、RBC作業部会のガイダンスを求め得る。かかる要請に関する秘密は保持され、また、利用可能なリソースにもよるが迅速に扱われる。ガイダンス要請の取扱いを迅速化するため、RBC作業部会は、かかる要請に対応するためのアドホックな会合を開催するか又はサブグループを設置することができる。このような場合、RBC作業部会は、サブグループが従うべき手続を策定する。事務局が提供する情報及びRBC作業部会のガイダンスの秘密は保持され、案件固有かつ助言的なものである。情報及びガイダンスの要請につながった問題に関し、また、提供した回答に関し、守秘義務を然るべく考慮しながら、事務局は定期的にRBC作業部会に対して報告を行い、RBC作業部会は定期的に委員会に対して報告を行う。ガイダンスが要請されることとなった照会に答えるために行動指針の解釈の明確化が必要であるとRBC作業部会が見なした場合、RBC作業部会は、手続のII.第2項c)に基づき、委員会に対して明確化を求めるようNCPを促す。

59. 本手続のII.第2項c)の下での行動指針の解釈の明確化は、引き続き、行動指針の解釈が国により異なることをないことを確保するための委員会の主要な責任の一つである。明確化の要請は、参加国、諮問団体（BIAC又はTUAC）或いは

OECDウォッチが提出でき、これには、一国のNCPが行動指針を正しく解釈したか、或いは終了した個別事例において以前の委員会が行動指針を正しく解釈したかについての照会が含まれる。委員会による明確化は、委員会が規定する手続に従い、事務局の支援を受けてRBC作業部会が作成し、OECDのウェブサイトで公表される。明確化を行うにあたり、個別の企業の行動に関する結論を投資委員会が出すことはなく、明確化の結果としてNCPが個別事例の手続を再開することは期待されていない。

60. NCPの活動について議論する際、委員会は、行動指針の効果的な実施を含めNCPの機能を改善し、また、NCPが機能不全となるあらゆる状況に対処するため、必要に応じ、勧告を行うことができる。特に、NCPの直近2回の年次報告サイクルに基づき、また、RBC作業部会による提案を受け、委員会は、一国のNCPが長期間かつ正当な理由なく、本手続に整合する形での活動を明らかに行っていないと判断することができる。かかる判断の根拠としては、例えば、NCPの責任の基本的遂行に必要なリソースの割当を累次に亘って実施しないこと、明らかに不十分な組織体制、広報活動の不在、個別事例の取扱における度重なる著しい過度の遅延又は報告の欠如等が挙げられる。その後、委員会は、当該NCPが所属する国に対し勧告を行い、当該国に対し、指定された期間内に実施についての報告を促すことができ、かかる報告によっても本手続に整合する形でNCPが機能していると委員会が認められない場合は、更なる勧告を行うことができる。勧告の実施にあたり、委員会は事務局に対し、参加国を支援するよう要請できる。自国のNCPが問題となっている参加国は、誠意をもってプロセスに参加すべきであり、当該国が決定する例外的な状況を除き、コンセンサスに参加することが期待される。

61. 個別事例において行動指針の実施における手続上の責任を一国のNCPが果たしていないとの参加国、諮問団体（BIAC又はTUAC）或いはOECDウォッチによる実証的な付託も、委員会によって検討される。委員会の回答は、委員会が規定する手続に則り、事務局の支援を受け、RBC作業部会が作成する。この回答は、コンセンサスにより承認される。自国のNCPが実証的な付託の対象である参加国は、誠意をもってプロセスに参加するものとし、当該国が決定する例外的な状況を除き、コンセンサスに参加することが期待される。委員会は、当該参加国に対し、委員会決定に先立ち、実証的な付託に関する自らの見解を述べる機会を与える。また、委員会は、委員会の回答から12か月以内に、全ての勧告の実施状況に関する報告を行うよう当該参加国に対し促すことができる。

62. 行動指針が対象とする事項に関し、非参加国とのエンゲージメントを行うため、委員会は、その会合、企業責任に関する年次ラウンドテーブル及び責任ある企業行動に関する個別プロジェクトに関連した会合に、関心のある非参加国を招くことができる。

63. 最後に、委員会及びRBC作業部会は、より広範な問題（例えば児童労働、人権等）又は個別の問題に対処し、これに関する報告を行うため、或いは手続の実効性を向上させるため、専門家の招聘を考える場合がある。この目的のため、委員会は、OECDの組織内の知見、国際機関、諮問団体（BIAC及び

TUAC)、OECDウォッチ、非政府組織、学識者及びその他の者を招聘することができる。これは個別問題解決のためのパネルとなることはないと理解されている。